

平成23年知立市議会 9月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成23年9月27日（火） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉山 千春	稲垣 達雄	高木 千恵子	池田 滋彦
永田 起也	石川 信生	高橋 憲二	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	清水 清久	協 働 推 進 課 長	山口 義勝
企 画 政 策 課 長	加古 和市	総 務 部 長	林 勝則
総 務 課 長	今井 尚	安 心 安 全 課 長	杉山 月男
税 務 課 長	小笠原忠利	会 計 管 理 者	蟹江 芳和
監査委員事務局長	山本 英利	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	野村 清貴	教 育 庶 務 課 長	石川 典枝
学 校 教 育 課 長	宇野 成佳	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	水嶋 広
文 化 課 長	寺田 和彦		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第44号	知立市長、副市長及び教育長の政治倫理条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第45号	知立市税条例等の一部を改正する条例	〃
議案第46号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例	〃
議案第48号	平成23年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃
認定第1号	平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第4号	平成22年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃
陳情第20号	定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書	採 択
陳情第21号	議場に国旗掲揚を求める陳情書	〃
陳情第22号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書	〃
陳情第23号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第24号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○池田滋彦委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は11件、すなわち議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第48号認定第1号、認定第4号、陳情第20号、陳情第21号、陳情第22号、陳情第23号、陳情第24号です。これらの案件を随時議題とします。

なお、陳情第21号及び陳情第22号から陳情第24号の4件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明します。

説明者の方はお名前をお呼びしましたら、正面の説明席についていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は、1件につき5分で、複数の件数の場合は、まとめて10分程度といたします。

説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は、委員長が指名したらその場で立って行ってください。

それでは、陳情第21号、提出者の杉田謙一さん、説明席にお座りください。

杉田謙一さん、陳情第21号の趣旨説明をお願いします。

○杉田謙一氏

おはようございます。よろしく申し上げます。

私は杉田謙一と申します。愛知の教育を考える会という会をしております。

本日、時間が短いということでもありますので、先生方に資料をつくらせていただきまして、皆様

に補足の資料を用意してきましたので、よろしく願いいたします。

まず、国旗掲揚の件であります。

先日も、今月2回、祝日がありました。市内を回ってみますと、なかなか国旗が、祝日でありながら上がっていないという現状があります。これは、本来、祝日というのは国民がこぞってその祝日の意義を感じながら祝うということでありますけども、できたら国旗を掲揚してほしいということでもあります。

我が国の国旗は、これは明確にその国旗としての位置づけは明治3年の段階、この段階で太政官布告から始まっていくわけではありますが、過日1999年でしたか、国旗・国歌法案が審議されて、正式に国旗として決めていこうということになりました、それが施行されました。

そしてまた、教育基本法も改正されまして、愛国心教育をやっていこうということで、これもこの国を愛そうという趣旨の法案もできております。残念ながら、公官庁においては、国旗・国歌がだんだんと上がっております。この2年ほど前ですか、愛知県のほうも、例えば警察署、これは本庁のほうはいつも出ているんですけども、各派出所ですか、交番、こちらのほうも祝祭日には全部上げようということで上がっているかなと思って参りました。そうしたら、交番のほうは大体愛知県下、全国で先駆けてであります、国旗が上がっている状態にはなっております。しかしながら、きょうもずっとこちらに参りました。安城を通ってきたんですけども、小学校、国旗も上がっている。中学校、国旗、上がっている。ここに参りまして、中学校、上がっているかなと思ったら、お隣の中学校、国旗が上がっていない。これはいろいろ市によって違うと思いますけれども、なるべく学校教育でも国旗を掲揚することの意義をしっかり徹底していただいて、お願いしたいなというふうに思っております。

ですが、まず先生方は、公僕として、本当に日々市民、県民のためにお働きいただいております、非常に感謝しておりますが、残念ながら子

供たちのほうにまだ公といいますか、国といいますか、そういうものに対する意識が浸透できていない部分も残念ながございます。

本年、3月の東日本の大震災、あれがありまして、そのときに自衛隊の方も一生懸命働いていただきまして、もう本当にこの国を何とかみんなで支えようという意識が国民の中に芽生えた年であります。これをまだまだ継続せにやなりません、その思いをぜひ全国的にも、愛知県民としても、知立市民としても継続していっていきたい。そのための象徴としても、このいい機会に国旗を掲げることができるようなことができればいいかな。

そして、まず市のほう、いつも庁舎には国旗がかかっていて、非常にありがたいことだと思っております。あと、議員の先生方も各小・中に行かれます、みんな国旗を上げようよ、こういうふうに言ってみえると思いますが、まず議会のほうにも国旗を掲げていただいて、常に熱心に、あるいは市旗も掲げていただきまして、市民、国民のために何ができるかなということを常に感じていただけるような形がとれるとなお一層いいんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ御配慮いただければと思います。

この資料の最終ページに、この国旗掲揚についての趣旨を改めて書かせていただきました。歴史に関しては、この資料の前半部分に書いてありますが、最終的に最後のページの1節だけ読ませていただきます。

4行目ですか、国会、県会も常に議会には国旗が掲げられています。議員は国家国民、県民に対する意識を忘れずに、心を尽くして議論してほしいとの県民の期待感にこたえようとの意識のあらわれであります。

確かに、議会に市旗だとか国旗がなくても審議は公を意識してなされているべきものでありますけれども、そしてまたそれをやってみえると思えますけれども、より一層という意味でございます。

最後に行きます。市議会にも国旗が掲げられているのだから、市民の中にも国旗を掲げよう、市旗を掲げよう、こういう思いが出てくるかも

しれませんので、ぜひ議会には国旗・市旗掲揚をしていただきたいと、こういうふうに思っております。

よろしく御審議いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○池田滋彦委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで陳情第21号の趣旨説明を終わります。

杉田謙一さん、傍聴席にお戻りください。

次に、陳情第22号から陳情第24号までの提出者の伊藤雅弘さん、説明席にお座りください。

それでは伊藤雅弘さん、陳情第22号から陳情第24号までの趣旨説明をお願いします。

○伊藤雅弘氏

私は私立学校に勤める教員でございまして、もう一つ別の組織と申しますか、私学をよくする愛知父母懇談会というところの知立ブロックという、愛知県で54の支部があるんですけれども、知立ブロックの教員代表をやらせていただいております。三つの案件を提出させていただきました。

例年出ささせていただいておるわけなんです、今回、こういうような趣旨説明があるとお聞きいたしました、いい機会だと、私、判断いたしました、語らせてもらうことになりました。

三つの案件というのは、私学助成に関するものでございまして、私学の助成というのは、国から県から市町村からと、この3本立てになっておまして、これはすべて何のためにこの私学助成があるのかといいますと、できるだけ学費の公私、公立と私学の格差を是正したいと、これが究極の目標でありまして、御承知のとおり、公立高校が一昨年無償化ということで、これは大変喜ばしいことなんですけれども、実は私立と公立、

大変格差は開いてしまったのが現状で、中3生のお父様方、お母様方はやはりどんなに私学がよいことをやったって、いろんな人間教育をやったところで、やっぱり公立だよねという率直な声も今お聞きしまして、大変、私学教育も危機に瀕しておるなということになったわけなんですよ。

愛知県からの助成金は、全国でも類を見ない、大変手厚い高額をいただいておりますわけなんですけれども、実は、国から12万6,000円というお金が一律におりてきた。そこで愛知県は、県独自の助成金をカットされてしまいまして、ということが公私格差が開いたという一つの原因になってしまったわけです。

市町村の中にも、そういう考えをされるところもございまして、例えば岡崎市は、年間1万2,000円一律いただいておりますが、昨年度よりゼロ円ということになってしまいまして、これはもう大変、我々、ショックが大きかったです。知立市は、幸い何年も1万2,000円いただいております、これはぜひぜひ継続していただきたいと。

私も、私学の教員ですので、昨年、市町村助成の紙を教室で配るんですね。岡崎市の人、安城市の人、刈谷市の人と、その申請書を生徒に直接配るんですよ。岡崎市の子が、何で僕らはないのという、僕に言われてもなかなか、うんとごまかすしかないですね、その場では。これは、僕のクラスにも知立市民が3人、たった3人ですけどもおるものですから、ぜひそういう悲しい目には遭わせたくないなということで、きょう出させてもらったようなわけで、市町村助成が一つ。

それから、県にもカットされたお金を少しでも回復していただけないかという、それが23号ですかね。

それから、国に対して私立高校にもさらに手厚い助成をいただけないものかと、この三つの3件、よろしく願いいたします。

ちょっとまとまりに欠けた話で大変恐縮ですが、何とぞ3件よろしく願いいたします。短いですが、終わります。

○池田滋彦委員長

これで陳情第22号から陳情第24号までの趣旨説明を終わります。ありがとうございました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

伊藤雅弘さん、傍聴席へお戻りください。

ここで、しばらく休憩をします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第44号 知立市長、副市長及び教育長の政治倫理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第44号について、挙手により採決します。議案第44号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第44号 知立市長、副市長及び教育長の政治倫理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号 知立市税条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

議案第45号、知立市税条例の改正であります。改正の論点は幾つかあるんですが、最も中心的なものは国際観光ホテルの登録を受けているクラウンパレス知立について、固定資産税を減額したいというものが中心であります。

本会議で議論されていますが、改めて、国際観光ホテルに登録される具備要件について明らかにしてください。

○税務課長

国際観光ホテル整備法に基づきまして、登録ホテルとなる基準としましては、ハード面とソフト面がございます。

ハード面におきましては、ホテルの主な基準としましては、総客数が15室以上、基準客室数は総客数の半数以上、夕朝食が提供できる厨房及び食堂があるということ。一定水準以上のロビー、食堂面積を有している。

それとあと、ソフト面におきましては、外客接遇主任者の選任ということで、3年以上の接客業務の経験者を置くこと。それと、接遇上必要な外国語会話能力を、英語であれば検定3級以上のものを持っていることというのが基準になっております。

○高橋委員

西三河地方では、たしか私の調査では8軒のホテルが国際観光ホテルとして登録をされております。このかわいいで一番近いのは、三河安城シティホテルですね。これは、箕輪にあるあの新幹線の駅前でありまして、これが国際ホテルと。我が市では、クラウンパレス知立が該当するんですが、今お話があったように、並みのビジネスホテルでは国際観光ホテルの資格は取れないと。客室の要件、並びに食堂等の条件、あるいは接客の指導者等を具備した、いわばその地域の観光のメッカといえますか、地域のそういうお客さんのニーズにぴったりこたえる質の高いサービスを提供するということが前提になるというぐあいに思います。その観光のメッカである国際観光ホテルを、今回、知立市が固定資産税等の免除の減免の対象にしよ

うと、こういう条例であります。

そこでお伺いしたいのは、ホテル側から減免申請、減免要求があったのはいつなんでしょうか。

○総務部長

知立ホテルのほうから申し出がありました減免支援の願いという文書は、平成22年4月14日に受け付けをさせていただきました。

以上でございます。

○高橋委員

平成22年4月14日ですが、これが最初なんですか、減免してほしいという申請、要求というのは、平成22年4月14日、つまり去年の4月が最初の要求だったということですか。

○税務課長

書面による依頼というんですか、お願いは1件だけでございます。

○高橋委員

書面による依頼は平成22年4月が最初だったと。それ以前に、副市長、そういう要求というのはなかったんですか。必ずしも、書面による要求じゃなくてもよろしいわけですよ、地方税法の趣旨からいうとね。どうなんですか。

○清水副市長

私も、こういった形でお話を伺ったのは初めてでございます。それ以後に、私も社外取締役ということで、役員会のほうに出席をさせていただいておりますけれども、その後、取締役の中で、特に議題というわけではございませんけれども、役員会の中で社長の比良氏からこういった要望をさせていただきますので、市の方でしっかり御検討いただきたいという趣旨のお話は数度あったというふうに思っております。

○高橋委員

私、今回この9月議会でこの条例が上程されることについて少しだけお伺いしたいんですが、つまり、国際観光ホテルとしての役割と機能は既にあのホテルができた段階からその役割は果たしておられます。当然、再開発のビルの中にできている施設ですので、5カ年間でしたか、固定資産が免除されるのは、再開発ビルは。どうですか。

○税務課長

都市開発法に基づきまして5年間、100分の0.7になりました。

○高橋委員

再開発のビルの中に存在するホテルは5カ年間、再開発法との絡みで100分の1.4の固定資産税が申し上げられた100分の0.7、半額に5カ年間減免されるわけですね。それから、あのホテルは従来の税率にセットされたんです。その段階から既に、当時は東レエンタープライズが経営しておりましたが、坂本社長以下、何とかしてほしいという声が上がっていたことは事実であります。東レエンタープライズは、その後、経営するんですが、ずっと赤字続きですね。念のためにちょっと明確にしてほしいのは、この固定資産税の減免を受ける場合には税の滞納があつてはならんという項目が入っていますね、そうでしょう。

○税務課長

はい、そうでございます。

○高橋委員

税の滞納があつてはならんわけですが、東レエンタープライズ経営のホテルは赤字続きで、法人税は均等割のみという課税実態だというふうに理解するんですが、それでよろしいですか。

○税務課長

はい、そのとおりでございます。

○高橋委員

再開発ビルのキーテナントとして、当時、市議会でも相当議論があつて、最初、大型量販店でどうかというような議論もありましたね。けれども、なかなか成就せずに、最終的には東レエンタープライズがああいう形でホテルをあそこへ保留地を取得されて、ホテルが出てきたと。これがたまたま国際観光ホテルだったということなんです、申し上げたように、最初の5年間は固定資産税が半額に減免され、その後、今日に至るまでずっと赤字続きで、法人税割が課税されない実態が続いてきた。これは何年続いたんですか。

○税務課長

今、ちょっとそう何年と言われても、設立当初

からとしか申し上げようがございません。

○高橋委員

突然言われてもすつとわからんということですが、相当長期にわたって頑張つてこられたんです。ところが、とうとう東レエンタープライズ自身が、東レ本体がホテル業から撤退するというので、御承知のように経営者が変わり、ホテルの名称も変わったと、今日に至っておるんですね。

私は、ホテルといえども株式会社ですから、自助努力によって何とか経営をしっかりと立て直していただいて、頑張つていただくというのは並みの企業と基本的には変わらない。しかも、ここは資本金が1億円を超える巨大企業なので、当然、黒字が出て収益が上がれば、法人税の超過課税の対象になります。もちろん、利益が上がればそういうことで地域貢献もしていただくんですが、申し上げたように利益が上がっていない。したがって、均等割のみで今対応されているということになっているんですよ。

したがって、私はなぜ今回、この時期にこのホテルの固定資産税の減額措置を、地方税法上の措置をされるのか、されるのであれば、状態は続いているわけですから、もっと早く手を打つべき必要性もあつたのではないかと、こんなふうに思うんです。

実は私、前の市長のときに、まだ副市長という格好のいい呼び方じゃない、田中助役のときに私は何度か打診を受けました。率直に申し上げて、今体感されているから、どう思われるんですかと。要するに、共産党を瀬踏みしたんですね、助役は。なかなかちょっと顔色がよくないというようなことでしょう、きっと。ずるずるずるずるとこれを対応せずに、政権がかわりました、その後、林市長に。今回、本会議でも言われるように、このホテルが地域のまちづくりに貢献しているんだと、先ほど言ったような具備した並みのビジネスホテルとは違う、そういう点でそこを評価して、今回、こういう条例を出すということであれば、従来どういう議論をしてきたのか。ここの中身、経緯が明確にならないとなかなか市民合意が得られない

のではないかと。いっばしのホテルが、株式会社がホテルを営業するのになぜあそこだけ固定資産税減免されるんだと、こういう議論が起こりますね、本会議でもその種の意見がありました。この税収の厳しいときに、なぜあのホテルだけ減免するんだと、減免額は1,000万円というんでしょう。だから、そこら辺の経過と、このホテルの役割というものについてきちっとスポットを当てないと、これは市民合意を得られないと思うんですが、その辺どういうふうにお考えですか。

○清水副市長

今、御質問者がおっしゃいましたちょっと過去の経緯、私も余り詳しく承知していないわけですが、ホテルという形で今の再開発の事業ができたということの中で、今ホテルが運営されているわけですが、確かに実質的には、過去の資料を見ますと、会社で言うところの第5期、平成10年度から実際の業が始まったというところがございます。

当初は、やはりいろんなことで利用客もあって、それなりの当初の予定していたような営業成績というようなことであったわけですが、徐々にそういったところがいろんな経済環境等々の変化もあったんですけども、徐々に変化してきたということで、今、御質問者がおっしゃったように、当初の東レエンタープライズが撤退をされて、今のHMIがそれを承継されて現在に至っているということで、私も過去からそういった固定資産税の減免についての要求が、先ほど申し上げましたように、私もきちっと聞いたのは、本当にこの文書というのか、昨年の4月の時点で、それ以前、そういったことがあったのかどうかというのは余りはっきり、本当に承知しておりません。

私、今思えば、そういった東レエンタープライズからHMIに承継をされた時点で、もう少しそういった今後のそういうホテルの経営状況とか、将来の見通しについて、いろんな議論があってこの平成22年を迎えたのかなという、私はそういう認識でおりましたので、これをいただいた時点でお話を伺い、知立市としても本会議でももろもろ申し上げましたけども、ホテルの存在意義という

ものは思っておりましたので、では、どのような支援ができるのか。市として、行政としてできるのか、そういったところを部内で検討するようにお願いいたしました。それが約1年ほど要しまして、総務、税務の関係から経済課、企画部も含めて検討していただきました。最終的には、やはり地方税法に基づくこういった制度を活用してやるということが行政として最善の策だということで、今回、御提案をさせていただくということになったわけでございます。

○高橋委員

いつ申請があったのか、これはちょっとおいておきまして、この条例では、国際観光ホテル整備法第3条の規定による登録を受けたホテル業に対し申請を受けた翌年度より5年間、固定資産税のうち、建物についての課税について100分の1.4を100分の0.7、つまり半減しますと。もともと課税が2,000万円でしたので、約1,000万円減額されると、こういうことですね。ここにある5年間固定資産税を減免するということなんですが、これは延長される余地もあるんですか。

○税務課長

一応、5年間で終了というふうに税務当局としては考えております。

○高橋委員

地方税法第6条2項がこのことを税法上可能にする条項ですね。地方公共団体は、公益上その他の事由により必要がある場合には不均一の課税をすることができる。つまり、国際観光ホテル第3条に登録されたものについては不均一の課税をすることができる、これは二つの法律の結果ですね。ここの地方税法には、減免の期間はうたっていないんですよ。不均一課税をすることが可能だということを受けている法律なんですけども、5年間ということなんですけども、この説明書によると、5年間とは書いてあるけども、延長しないとは書いていない。ただ、この市税条例の58条の3項がこの問題ですね。5年度分に限り100分の0.7とするというふうなうたっているんですけども、本文に。この本文を読む限り、5年に限りということなので、

これは再更新はないと。例えば、今法人市民税、大手法人の超過課税をやっていますね。条例は5年ごとに延伸しておるんです。延伸。このホテルの問題、国際ホテルについては、延伸可能なんです、これは5年に限りということでもいいですね、条例本文にあるように。これ、ちょっとはっきりさせてほしい。

○清水副市長

今回のこういった昨年申し入れをいただいたときに、やはりホテル側といたしましても、そういった自助努力というものと合わせての業者からの支援と、法に基づく支援というような要請でございました。その話の中でも、やはりできるだけ短い期間にきちとした正常な運営にしていくということを申しておられますし、現在もそういうお話でございます。そういうことでございますので、現時点、この5年ということをお願いをしていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

いやいや、現時点5年なんですか。この条例は5年に限り減免できるというふうにうたっているから、現在も将来も5年間で打ち切るよということが条例の趣旨だと思うんですが、どうですか。これははっきりしてほしいです。5年に限り、いいですか、清水副市長。あなたは、ちょっとこの条例本文58条の3、ページ数が振っていないので、これの下から1項ですよ。58条の3項の1項の下から4行目に、5年度分に限り100分の0.7にすると。ここで5年度分に限りというふうにうたっているのは、これは延伸しないと、当然。延伸するかどうかの議論はまた別にありますが、この条例の指し示しているのは、5年度分に限りと書いてあるわけですから、延伸しないと。これは、法人市民税の超過課税とはちょっと違うというふうに理解するんですが、どうですか。

○清水副市長

私といたしましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ短期間、この優遇措置をさせていただき、その中でしっかりとした運営体制に乗っていただきたいということで思っております。

で、この5年間で、法文の解釈はちょっと私も自信がありませんけれども、現時点では5年に限るということを考えております。

○高橋委員

いや、考えているんじゃないで、この条例はそれ以外の読み方ができないんでしょうということ聞いておるんです。副市長が交代になったら、いやいや、あのときはああいう答弁だけでも、私はそういう解釈じゃないでは困る。5年度分に限り100分の0.7にすると書いてある限り、これは5年以上は延伸しないというふうに解釈するのは当然じゃないですか。

○清水副市長

法文の文言、解釈で言えば、今私もこの限るという規定については、この5年というふうには理解をしております。

○高橋委員

総務部長、その解釈でいいですか。何か余韻の残るような解釈じゃ困るんじゃないですか。雰囲気の話じゃないです、これは。条例の解釈の話ですから、雰囲気の話じゃない。それははっきりさせなきゃこんな審議できないでしょう。

○総務部長

5年に限りでございますので、5年間ということでございます。

○高橋委員

最初に総務部長に聞けばよかった。5年に限りということなんですよ。

それで、私、この国際観光ホテルという知立のあの位置にあって、ああいう働き方をしているホテルに、この固定資産税を減免するということは、ホテルは赤字だから補てんをしてあげるという趣旨ではないと思うんです、この立法趣旨は、必ずしも。この国際観光ホテルが他のビジネスホテルと異なって、この建物の固定資産税の減免措置が認められている立法趣旨はどのようにお考えですか、総務部長。

○総務部長

この趣旨は、その市、市において公益性を有するということが大前提になると思います。概要書

にもお書きしましたが、知立市にとっての公益性が高いということで今回上程させていただきました。

○高橋委員

公益性が高いというところに着目して、その公益性を担保するために固定資産税の一部を軽減するということでしょうか、これは。その会社が赤字とか黒字というところに着目していないと思うんです、私はね。だから、収益を上げれば当然、法人市民税の超過課税の対象ですから、利益が上がれば14.7%の税率で法人市民税超過課税、富士機械と同じくもらうと、これは当然の措置です、利益が上がっているから。しかし、赤字だからこの固定資産税を補てんするという理論では、この二つの二律背反の税のこの形態が理解できない。私は今、総務部長が少なくとも答弁されたように、国際観光ホテルの持つ公益性、社会性、ここに着目しないとこの議論というのは成立しないと思うんですよ。

そこで少しお尋ねしたいのは、当市は、知立市条例のこの58条の3、あるいはこのあたりでちょこちょこっと書いてあるだけです。私は、この程度の位置ではないと。つまり、失格要件があるでしょう、減免をやめる場合があるじゃないですか。例えば、さっき出た市税を滞納した場合は、これはだめですよ、減免しません、固定資産税。あるいは、その他反社会的な行為、所管大臣からの勧告を受けなかったと、ホテルの部屋の状況とか接遇を含めて。そういう場合は、この規定からいえば受けられないでしょう、減免措置は。どういう罰則規定があるんですか。罰則というか、除外規定が。減免規定が適用できないような環境になった場合には、これしないんですよ。どういう場合を想定しているんですか。どういう場合はするということをここに書いてあるんですか。ちょっと明らかにしてください。

○税務課長

一応、条例上で当方が考えましたのは、一応、国際観光ホテルの認可を取り下げた場合と、あと1月31日の課税期日までに滞納があった場合と、

その2点について条例化させていただきました。

○高橋委員

その他、ホテルの内容が変わった場合は届け出なさいとか、いろんな細部がうたわれています。それらについても、ちよろちよろこの地方税法、市税条例の変更にあるんですが、私、きょう持ってきましたのが、下呂市の国際観光ホテル整備法による登録ホテル等に係る固定資産税の特例に関する条例、これは下呂市の。下呂市には多分、私、調べていないけども、温泉地ですので、相当たくさん国際観光ホテルがあるのではないかといいぐあいに考えられます。下呂市は、それを条例にしているんですね。つまり、位置づけを高めている。

国際観光ホテル整備法による登録ホテル等に係る固定資産税の特例に関する条例、何を決めているかという、知立の市税条例と同じことを決めているんです。減免をする期間、あるいは減免率、あるいは届け出の仕方、あるいはこの減免規定が受けられなくなった場合の環境、どういう環境になったら受けられないか、税の滞納があったらだめだということが書いてあるんです。ただし、こういう形で1本条例をつくることによって、知立市における国際観光ホテルの役割というものが改めてクローズアップされて、きちっとした位置づけが担保されると。

市税条例の一部をちよろちよろと変えて、国際観光ホテルの登録の話はどこにうたってあったんだということが将来皆さんわからんような実態です。下呂市は今申し上げたように、一つ独立した条例をつくって、今申し上げた諸点を条例として高く掲げて、国際観光ホテルの役割と税の優遇措置、減免措置について規定しています。私は、これぐらいの位置づけで取り組んでいただきたい、おやりになるならね。そう思うんですが、総務部長、どうですか、下呂市。知立は観光市じゃないということで済ませようという話なんですか。

○総務部長

知立市以外にも幾つかの均一課税をやっている市がございます。私が知り得ている範囲では、先

ほど御紹介ありましたような温泉地、また観光地、数十件というたくさんのホテルが登録されておるようなところ、ここら辺につきましては、改めて条例をつくっておるところ、また軽減率につきましても、多くではなく、率としましては1.2だとか1だとかいう率でやっているところ、またところによっては長期にわたっての軽減を継続してみえるところ、いろいろやり方はあるというふうには思っております。しかし、知立市にとって、税条例の中で定めていこうということで、他市の多くのホテルを持っているようなところとは少し意味合いが違うかなということでの提案でございます。

○高橋委員

知立はこのホテルが初めてなんだと、だから下呂とは環境が違うということですが、私は、考え方の上では同じだと。つまり、これだけ景気が不況でうまくなくて、税収が入らないこの時期に、先ほど申請時期との関係も申し上げたんですが、あえて1,000万円の減免措置をとるということについて、安易に考えるべきではないと、この問題は。したがって、国際観光ホテルの果たしている役割を市民的にどう受けとめるのかと、公益性をね。ここをしっかりとりたい込んで、そして市民の理解を得ていく、こういう視点からアプローチしないと、なかなか理解を得られないんじゃないかと、この問題は。そういう点で、下呂市とは環境が違うかもしれんけれども、初めての特異な例ではあるけれども、これを独立条例にして位置づけも明確にして対応するということの必要性があるのではないかと。うぐあいに私は考えるわけですが、副市長、どうでしょうか。これで今回出ておりますから、これはこれで出ていることは認知しますけれども、考え方についてはそれぐらいの位置づけであっていいんじゃないですか。

○清水副市長

先ほど来の議論で、やはりこういったことを措置させていただくというのは、当該ホテルの公共性、地域貢献、そういったことを行政としてもそれを評価し、今後も安定的に行政として支援をさ

せていただくということでございます。

今、総務部長が申し上げましたけども、全国にはいろんな形で、私がちょっと調べた資料ですと、全国で約260の自治体がこういった不均一課税の制度をとっておられるようでございます。その取り扱いについては、今回、御提案をさせていただいたような私どものような条例の一部改正という形で実施をさせているところと、今下呂市の例が御披瀝いただきましたけども、単独で定めているということもあるわけでございます。

質問者もおっしゃいますように、知立市としても、そういった今のクラウンパレスホテルの存在の意義、それから果たす役割、いろんな市としての観光事業に対する取り組み、いろんなそういったことを将来に向けて意思をはっきりさせるという意味では、御質問者がおっしゃったような、やはり単独の条例でさせていただくというのが望ましいかなと。行政としての考えをしっかりと市民の皆さんにお知らせする、そういった意味も込めてそういった形にするのがいいのかなというふうには今思います。

しかしながら、今回、こういった形でさせていただいたというのも、この西三河隣接の市でもおやりになっているようなところの例もございました。そんなようなところで、今回、このような提案をさせていただいたということでございますので、御質問者の趣旨は十分理解をいたします。そういった意味で、今回の件についてはこのような形でぜひお願いをいたしたいと存じます。

○高橋委員

趣旨は理解をさせていただくということで、この手続が間違っているということを言っているわけじゃないです。改めて掘り下げたやはり位置づけがあってもいいのではないかと。うぐあいに申し上げているわけ。趣旨はわかったということですので、5年間ですから、今後は改めて条例をお出しになるおつもりはないのではないかと、従来の流れからいうと思うんですが、そこはひとつはっきりと申し上げておきたいというふう思うんですね。

それで、もう一つははっきりさせておいてほしいのが、このホテルがなぜ減免対象になるんだということである。いろいろ書かれています、この説明欄に。例えば、知立連続立体交差事業並びに駅前周辺の区画整理、西三河周辺地区の商業観光の中核としてのホテルの位置づけなんていうことが書いてある。しかし、これは形容的には言っておられるんですが、鉄道高架や駅前再開発とは関係ありません、厳密に言うと、このホテルの役割というのはそういうものではないと思うんです。関連はあるけれども、そういうふうにならないうまい。

つまり、私はかつて知立の総合計画で出会いと交流のまちというふうにした時期があるんですね、知立市を。かつては東海道宿場町、そして南北に走る鉄道や道路、あるいは流入人口が拡大して、まちの中に親しみと憩いが失われていくような実態、こういう状況のもとで触れ合い、出会いと交流のまち、こういう位置づけをいたしました。私、この位置づけは必ずしも間違っているとは思いません。しかし、出会いと交流をどう担保し、保障するのかということと言うと、極めてその具体化はあいまいでした。唯一、中央公民館、猿渡公民館等の公民館行政、最近では文化会館もできましたけども、交流と触れ合いとはいうものの、皆が集まるのはかつては知立神社、そしてその後は出雲殿ですか、こういう形で交流も出会いも必ずしもよくなかったと思うんですね。

申し上げたように、再開発ビルができて、一体どうするんだと、このまちを。交流と触れ合いと出会いをどう確保するんだといういろんな議論と、時の社会的情勢、経済的な情勢から現在のホテルがあそこへ誘致をされた。私たちが議会として携わったわけですが、この役割を駅前の高架とか、駅周辺の区画整理みたいな話で薄めてほしくないんですよ、私は。現に、持っている観光ホテルの位置づけについてももう少し掘り下げて、これが知立市民にとってどういう公共的役割を果たしているのかということ掘り下げないと、さっき言った固定資産税の優遇措置についてはなかなか一般

論で理解が得られないというふう思うんです。このあたり、改めてもう少し掘り下げて具体化するべきではないですか、どうですか。

○清水副市長

このホテルがオープンした当初に聞いた話ですけども、ここの電話番号が85局の3939だということです。この39というのは、東海道の39番目の池鯉鮒宿、そういったものにちなんでこの番号をとというようなことも伺った記憶があります。

皆様が御承知のとおり、知立市は知立市の39番目の池鯉鮒宿として栄えた歴史でございます。そういったところで、こういうホテルを立地したということで、やはりこの周辺のいろんなものの集散地であったり、人の集まる非常ににぎわいのあるそういったこの地域の中心地であったということでございます。でありますので、こういったホテルを核にしたというか、こういったホテルの立地をやはり一つの機会にして、そういう知立市のポテンシャル、そういったものを生かしたまちづくり、そういったものを今後も考えていかなくてはならないというふうに考えております。

○高橋委員

知立には、その他にもビジネスホテルが若干あるんですが、やっぱり大事な人をお泊めする、あるいは大事な人と食事をするということになると、それはお金の問題もあるんですが、現在のクラウンホテルをお互いが利用しようじゃないかという、そういう意味合いでの世論づくりというか、合意というものがひたひたと環境が整ってきているのではないかと。もちろん、これは私企業ですから、それをどう理解するかというのは、先ほど総務部長のあったように、公共性をどう引き出すのか。あのホテルがもしなくなった場合、どうなるのかというようなことも考えながら、まちづくりの中核にどうこれからも座っていただくのか。交流のまちのその拠点施設にふさわしい役割をどう磨いていただくのか。私は、この条例制定とあわせてホテル側にも、やばな注文はいけませんけれども、自治体として、国際観光ホテルにふさわしい役割をしっかりと果たしていただけるような、そういう

提言、申し入れ、あるいは環境整備については積極的におやりになることは、この条例とセットの話ではないかというふうに思うんですが、そのあたりの決意はいかがでしょうか。

○清水副市長

先ほど申し上げましたように、私も社外取締役というようなことで、開催にかかわらせていただいております。今回、こういった措置をさせていただくということを機会に、改めて今、御質問者おっしゃったような意味で、ホテルがしっかりとこのまちづくりの核としてもやっていただく。また、いわゆる地域でのいろんな雇用ですとか、いろんな意味での貢献、こんなことも改めてお願いをしてまいりたいと考えております。

○高橋委員

私、冒頭に、なぜこの時期にこの条例制定なのかということをちょっとたださせてもらいました。

私、この問題、今申し上げたように、真摯に受けとめて議論に参加しているつもりなんですが、御承知のように、本多前市長があそこの社長になられましたね、クラウンパレス知立の社長になられました。彼は、この春の県議選に、柴田民主党候補と戦って落選をいたしました。その後、いつの時期なのか私は承知しておりませんが、クラウンパレスの社長になられました。

この県議選で林市長は、本多候補の選挙はがきに推薦文を載せられました。それが私の意に反しているということで、選挙管理委員会に、私の意に反しているという内容証明付きの文書を送られました。私から見れば、見え透いたトリック、おもしろくもないマジシャン、こんなふうに映るんですが、そして来年が市長選挙ですね。政局的に言うと、この時期になぜこの条例なのか、私、率直に感じます。林市長いかがですか。

○林市長

今回の条例案を出させていただくときに、そういう見方が出てくるのが非常に私はいかなんという事は思うんですね。そういうことは、今回、本当に純粋に、果たしてこの平成22年の4月に文書として出されたこのクラウンパレスの思い、願

いを果たしてこの市民の皆様方の視点に立ったときに利益になるのかどうか、その1点でやはり見ていくということでありました。

とりわけ、不均一課税という視点で言いますと、富士機械などに税額増をお願いしているということがあるわけでありまして、そうしたことで一方で、このクラウンパレスは逆に少なくしてくれという話でありまして、本当にそのとき考えたのは、やはり市民の皆様方にとって、また知立市の将来にとっていいのかどうか、その1点でありまして、後にも先にもそういうことであります。

○高橋委員

そういう声が出ることを予測されておられた答弁だったと思うんですね。まさにそこをつかれたときに、市長、正しいんですよ、そのつきどころは。これは私ばかりじゃない、言うか言わんかはともかくとして、正当党派いろいろ立場あるでしょうけども、らしい人ならピンと来るんですよ。本多さんがあそこの社長になったと。県議選があながああいう役割を果たした。来年、市長選挙、固定資産税の減免、うってつけの材料じゃないですか、手が後ろに回らない範囲で。それを懸念して、そういうことが一番嫌だとおっしゃっている。もう自覚されているんですよ。私は、汚されたという感じがするんです、この条例がこの時期に出されることによって。政局にどろっとしたにおいの中にクラウンホテルが落とし込められたと。

先ほどから高貴な話をしているんですよ、クラウンホテルの公共性、社会性。ところが、今の話、市長も自覚されていたように、そういう見方が成立するんですね、残念ながら。これは私が勝手にうがった見方をするんじゃないで、成立するんですよ、これ。ここに市長の思っておられる政治的な背景と本条例の、私は切り離して考えます。考えますが、あえて言わせていただくと、そういうにおいが漂っているということですよ。

私は、このホテルはきのう、きょうできたホテルじゃありません。ホテルを誘致する過程も大変苦労したあの再開発ビルの中でどうつくるのか、あの再開発ビルは必ずしも100%成功したとは言

えませんか。1階のテナントがあいていますよ、100円ショップが。長いこともうあいています、もう1年になるんじゃないですか。あそこのサブテナントがあいていますよ、これをどうするか。この再開発の持つ本質的な矛盾ですね。これも銀座地区の開発は私たちに教えてくれている、幾つかのこを。しかし、その中核的キーテナントとして誘致したホテル、そして、それをあえて承知で保留地を買ってくださった東レエンタープライズ、そしてリリオのサブテナント、これは市がお金を相当入れてこの位置、ああいう事態になっているんですね。そういうこの歴史的な背景と今日まで果たしてきた役割は、私とあなたが先ほど議論してきたような接点が幾つかあると思うんですね。それを今、林市長答弁されましたが、ぶち壊してほしくない、私は。そのレベルの話で、というぐあいに考えているわけです。

よろしいですか、市長。あなたはいろいろ弁明されるけども。この種の明かされた手品を見せてもらうような感じだということは一言申し上げておきたいと思います。

市税条例の改正については、そのほか本会議から宿題事項がありましたね。市税の申告等の過料に対する考え方、あるいはNPO等の新しい税額控除の問題、この2点についてわかりやすく御説明してください。

○林市長

今、私、答弁を求められていないんですけども、副市長からちょっとこんな話があるんですね。という話がされていましたから。高橋委員が御心配されるほど私はそういう自覚ということは心配していないんですね。というのは、こういう条例案を出したことによって、果たして私にとって、私の、例えば選挙にとっていいのか悪いのかということは何とも言えないんですね。だから、これは私にとっていいのか悪いのかは全然わかりません、選挙というのは。そういったことでありまして、この条例案は、私の政局云々で判断したことじゃ絶対ないということはしっかりと御認識いただきたいということと、先ほど高橋委員が御披

瀝いただきましたように、この今回の条例案というのは、非常に重い条例案でありまして、これを一私の個人的な話、またホテルの社長の個人的な思い、話、そういった情景を出してくるといのは非常に不幸なことだなというふうに思っておりますので、くれぐれも言い添えておきたいなと思えます。

いずれにしても、私にとっていいのか悪いのか、個人的にはわかりません。市にとっていいのか悪いのかという判断をさせていただいて、知立市にとって、知立市民にとっていいという判断をさせていただいたので条例案を出させていただいたということですので、御理解をいただきたいと思えます。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

○税務課長

過料につきまして説明をさせていただきます。

今回、条例改正におきまして、過料の改正がありましたけども、今回、申告に係る過料ということで、基本的には、大まかに言いますと、提出書類等を提出しなかった場合に過料をかけますよということで、今回、過料の条例改正をさせていただきました。

市民税におきましては、納税管理人であるかどうか、早く死亡された方だとか、国外、市外へ転居された方の納税管理人であるかどうか、あと、市民税等におきまして、所得税がかからないために申告をされなかった方ですとか、あと退職所得もそうですが、固定資産におきましても、移動した事項等を申告されなかった場合に過料をかけますという形になっております。

軽自動車におきましても、所有者及び買い主、所有権の届け出はされていないんですけども、買

い主等が申告ですとか報告事項等を報告しなかった場合に過料をかけますよとか、たばこ税に関しましては、卸業者なんですけど、知立市におきましては6社ほどありますけども、そこの期日までに申告がされていなかった場合ですとか、特別土地保有税におきまして、同じように申告がされなかった場合に過料をかけますということで条例改正をさせていただいております。ただ、この過料につきましては、知立市においては、私の記憶ではまだ一回もやったことがないというふうに思っております。

それと、過料につきましては、過料をもしかけるとなった場合におきましては、地方自治法の255条の3におきまして、弁明手続等を経た後において過料をかけるというふうになっておりますので、今後におきましても、過料をかけることはまずあり得ないだろうというふうに判断しております。

それと、NPOのほうの関係なんですけど、NPOの条例改正におきまして、条例で改正をさせていただきまして、これで市内のNPO法人等に通知をさせていただきまして、申請が上がって、NPO法人につきましては、条例で次の12月議会にもし申請が上がってきて、市として認定できるNPO法人であれば、条例のほうに名称とか所在地等をのせていくわけですけども、これをのせることによって、今あるNPO法人がPST、PSTテストを免除されて、残りの国のほうの7項目をクリアしておった場合に、県のほうに申請しますと認定NPO法人ということにもなっていくという立場にもあります。

ただし、申請しない場合においては、市税においての寄附控除を受けられるという立場のもので、そこについて早目に条例のほうで上げさせていただいて、こういうのを知立市としてはやっていきますよということで進めていきたいということで、今回の条例改正のほうで載せさせていただきました。

以上でございます。

○高橋委員

答弁いただきました。

ホテルの問題で、市長が改めて御発言があったので、私ちょっと補足的に申し上げておくんですが、発言の中でも申し上げたように、それが本質論ではないというふうには申し上げておきました。ただ、そういう視点でこの問題を政治的に解析すると、そういう情景が、政治的な背景が想定される、そういう時期の提案ですよということは、これは疑えない事実、これは私だけの認識ではなくて、らしい人はみんな認識する話ですよ。だから、それが選挙にプラスになるかどうかはともかくとして、そういう利益誘導的な側面の視点が生まれるようなことがあってはならないということを警鐘的に申し上げているんです。つまり、わきの甘い市長だと言われてはいけませんよということをあえて申し上げたかったんです。

つまり、この種の固定資産税の減免規定をやるのならば、例えば、ホテルが命名を変更されたね、セントピアからクラウンに変わりましたがね。そういう時期にセットでこの条例を制定するとか、相手があるので単純じゃありませんが、あるいは経営者が変わりましたね、エンタープライズから。そのときによく協議して、この条例を出すとか、要するにタイムリーな社会的に理解されやすい環境というのが当然あると思うんですよ。この不景気で税収が上がらない、財政が大変だという本会議であれほどの議論をしているときに、一方の手でこの減免規定を設けること、そのこと自身を短絡的に議論すると、今言うような、なぜだろうかという疑問が出てきても当然ですね。そういう意味で警鐘的に申し上げているので、そのことは市長自身十分受けとめていただいて、しっかり対応していただくというふうに申し上げておきたいと思いますね。

それから、NPOの問題は、本会議で何が議論になったかという、認定NPOならば問題ないけども、認定されていないNPOを、今度は市民税の控除対象にするという提案なので、どういう基準でそのNPOを選定していくのか。認定NPOの場合、いろいろな基準がありましたね、寄

附の個数とか人数とかありました。そういうものについて、どういう基準を設けるんだ、七つありますね、これ出していただいた資料に。これは碧海ネットというのは市長のやつじゃないですか。こういうやつも含めてあるわけで、これを市民税の控除対象にしていくには一定の基準が要るんでしょう、これ。それをどうつくるのかということが本会議の議論の中心だったんですね。12月には、既に手を挙げてオーケーのところは条例でうたい込むということを言われているので、その基準をどう選定するのか、どう策定してみんなの理解を得るのかということが本会議の論点の中心点じゃなかったんですか。その点を明確にしていきたい。

○税務課長

知立市の個人市民税の寄附金控除の対象として、現在、指定を受けるための要件としましては、市内に事務所、その他活動拠点を有している法人、団体であること。それとあと、知立市民の福祉の増資に寄与する寄附金であると。一応、基本的にはその2項目をクリアしておれば、知立市としては認定していきたいというふうに考えております。

また、認定することによって、先ほど言いました認定NPO法人へのステップアップにもなりますので、そこら辺も含めた形でのNPO法人認定という形で指定をしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

本会議では、今おっしゃったけども、市内に法人の事務所があること、それから福祉に寄与していること、2点がクリアできればその団体に寄附した場合、それは市民税の控除対象にしますよと、こういう答弁でわかりやすいんですが、本会議ではもっと複雑な要件を設けて、それを要綱で決めて、そしてその要綱が発令し次第、これを7団体なら7団体をふるいにかけて、ふるいにかけてという言い方はちょっと失礼ですが、該当するかどうかやって、12月議会に認定するというお話でしたんですが、もう2点が具備されておればオーケーと、こういうことですか。そういうことで

すね、今の答弁は、改めて確認を求めます。

○税務課長

基本的にはそうでございます。ただ、先ほど言いましたように、PSテストを免除する対象にもなりますので、そこら辺は、各団体のお話を聞かせていただいた中で、最後の福祉の増資に寄与するかどうかというところを判断していきたいというふうに考えております。

○高橋委員

PSテストって何ですか。

○税務課長

法律の改正によりまして、認定NPO法人になるための八つの要件というのがございまして、その第1の要件がパブリックサポートテストをクリアしていることというふうなことで、今回、市のほうでNPO法人を指定すること、条例上で所在地と名称等を載せることによって、このPSテストを免除することができるというのも法律の中に入っておりますので、そこら辺も具備して判断していきたいというふうに思っております。

○高橋委員

だから、パブリックサポートテストって何ですかと聞いておる。日本語でお願いしますわ、パブリックサポートテストとは何ですかということ。中身がわからん人が横文字使う場合があるんだわ。何ですか、教えてくださいよ。

○税務課長

うちのほうの資料によりまして、幅広く市民の支持を得ているかどうかのテストということで、経常収益金額に占める寄附金等の収入割合ですとか、一つの要件としては、3,000円以上の寄附者が100名程度いるかどうかというところでクリアできるという国が定めた基準でございます。

○高橋委員

それは、認定NPOをとるときに必要な要件でしょう。これが今、市のNPOの寄附をやる場合に、それは問題にしないんでしょう。言われたように、市内に事務所を有する法人かどうか。二つ目に、福祉活動をしているかどうか、この2件が合えばいいので、PSTと今回の知立の市民税控除の認

定基準と、どういうふうにかかわっていくんですか。

○税務課長

知立市がこの認定することによって、国のほうのこのPSテスト、これを免除することもできると。そういうことになると、国のほうへ認定NPOをもし申請しようとした場合に、PSテストを除いた項目がクリアできておれば、市が認定することによってPSテストを免除されて、県のほうに認定NPO法人としての申請もできるということでございます。

○高橋委員

つまり、パブリックサポートテストというのはなかなか難題だと、過大なハードルだと。要するに、寄附者が100人以上だったですかね。3,000以上の寄附者が100人以上いないと、今言うパブリックサポートにはならないんだと。これが認定NPOの要件なんだと。これがクリアできないので、市が二つのハードル、市内法人、福祉貢献、二つのハードルを越えれば市民税の控除ができる。そのことがクリアできれば、PSTがなくても認定NPOになれるという、そういう利便性があるということをおっしゃっているんですか。

しかし、それはNPOの本来の役割を省略するという措置にもつながるのではないですか。その二つの矛盾はどういうふうに説明していただけるんですか。

○税務課長

NPO法人としての窓口を広くするという考えで、PSテストが国のほうで設けられたわけですけども、そのハードルが下げられた時点でもまだ高いと。それよりも、ある程度もっと下げて、認定NPO法人への窓口を広げていただいたというふうに考えております。

○高橋委員

NPO法人に寄附する行為をさらに加速する社会的条件を整えたいと。そのことを通じて、NPOの活動をさらに発展させていきたいと。そこにねらいがあることは理解をいたします。ただ、総務部長、二つのことがあなたと課長とどえらい落

差があるんだわ。あなたが本会議でかみしもきて答弁した、もう要綱をつくるんだと、これから。場合によっては、それを条例化して議会へ出すんだというようなことも含んで言われて、佐藤議員と丁々発止のやりとりがあって長い時間を費やされたんですが、事は二つでオーケーと。ということは、もう実行する環境は整っていると、こういうことでいいですか。ちょっと本会議の答弁は全然違いましたね、そうすると。どうですか。

○総務部長

今回、お出しをさせていただきました資料の中を見ていただきたいと思うんですが、個人市民税の寄附金控除の対象と指定して、今税務課長が御説明いたしました受けるための要件というのが上二つに書いてあります。これを今御説明させていただきました。それから、下に指定を受けるための確認事項というのが書いてございます。これは、本会議でも御説明しました、今までの認定NPO法人の要件、これが今お話がありました7団体の次のページのところに1から8までの要件があります。今回、お話いただいておりますのが、パブリックサポートテストという、この要件についてなかなかハードルが高いので、今回、知立市の指定を受けるための要件としては二つなんだということでお示しをしております。本会議のときに要綱的なものをつくって定めていく必要があるのではないかというお話をさせていただきました。それがまた戻ってのお話になりますが、確認事項、これには先ほどの8項目の一部が載っております。事業活動の共益的な活動の占める割合だとか、運営組織、経理が適切であること、それから事業活動の内容、これが適切であること、これらについて聞き取りをするという確認事項ということにここには記載されておりますが、こういったものをある程度まとめていく必要があるのかなというふうには私は感じておりましたので、本会議のときにはそのような旨のお話をさせていただきましたが、今回、お出しさせていただく資料、私はちょっと要綱という言葉が発しましたんですが、こういった確認事項、また受けるための要件、これがクリ

アされていれば認定ができるということでございますので、ちょっと要綱との違いがございますことをお許し願いたいと思います。

○高橋委員

きょう、お出しいただきました資料は、企画文教委員会、平成23年9月21日提出ということで、本会議から資料要求があつて出されておるんですね、これは。本会議の資料要求に基づいてきょう出していただく。これをもってよしとするんですか。このNPO法人の市民税控除の寄附金控除の主體的な内容として、これをもってよしとするんですか。やっぱりこれは要綱等、こんなものはどこか散ってなくなるわけでしょう、これ。こういうものを議会に提出するというのではなくて、行政側の一つの行政ガイドとしてやるためには、要綱なり規則なり、場合によっては条例でうたつておかないと、きょう出してもらったのはわかりますよ、これ。だけど、これはきょう出してもらったという資料にすぎないわけで、これは何とかせんと、きょう出ましたからこれでやりますと言われたって、それはどういうことなのということになるんじゃないですか。要綱なり規則なり、場合によっては条例なりできちっと団体意思を決定しておかなきゃいかんでしょう、どうですか。

○清水副市長

今回の、いわゆる確認を受けたい旨の申請があつたときに、その事業の活動内容等を確認するというのできょう提出をさせていただいた資料の1、2、3があるわけでございます。こういったことを確認させていただきますよと、それが知立市の要件ということに具体的にはなるわけでございますので、そういったことを団体に周知する際にも、こういうものをお示ししてやる必要があるだろうというふうには思っております。それを今御質問者がおっしゃるように、要綱という形がふさわしいのかどうかちょっとあれですけども、いずれにしても、こういったものを市として決めておくということは必要だというふうには思っております。

○高橋委員

いや、だからこれを決め事にしてこれで運用するという趣旨はわかりました。だとしたら、これを一つのガイドラインにして、NPOの皆さんに話し合ったり、これでお話をするわけでしょう。これによって寄附金控除の対象にするわけですよ。だとしたら、これは本会議に要求されて委員会に出された資料だということは認めますが、行政の執行機関の文書としてはこれでは不十分じゃないですかということをおっしゃるわけですよ。要綱なりの形式をとらないと、これは不十分ですよということを申し上げているので、その辺の運用について聞いているんです。

○清水副市長

この条例が議決、可決をしていただければ、こういった該当する団体、あるいはその他にも広くこれは周知していかなくては行けませんので、そういったことではそういう要領なり、いろんなそういう種の文書としてちょっとこれは整理する必要があるというふうには思っておりますので、それはこの事務を今後進めていく上ではまずやるべき仕事だというふうには思っております。

○高橋委員

それでやっていただければいいんですが、本来なら、要綱が添付されていなきゃいかんのですよ。これでやりますと。だから、インターネットでホームページでも全部これは載せますと。広く皆さんに寄附してもらおうということを前提にしていますから、そのことによってNPOの活動を発展させていきたいということがねらいなので、わけのわからんような内部文書で運用するなんていうことはおかしい話で、これはホームページではどんどんPRもし、きょう本当を言うと、内部要綱がきちっと提起されて、これでやりますと、直ちに。というのが本来の姿ではないかというぐあいには思っていますね。どうですか。

○清水副市長

ちょっとそこまで用意ができていなくて大変申しわけございません。実際にこの事務を進める場合には、そういう要綱という言葉がいいのか、今御質問者もおっしゃったガイドラインというんで

すか、そういう名称なのかですが、いずれにしてもこういうことをいう条件ですということはあらかじめしっかり周知をして事務をしていく必要がありますので、その辺の整理はさせていただきます。

なお、そのものについては、また議会のほうにも報告をさせていただきたいと思います。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

ちょっと端的にお尋ねしたいと思います。

今のところで、過料の問題ですが、92条の2項でしたか、たばこ税に係る不申告に関する過料及び特別土地保有税に係る不申告に関する過料というのがありますね。これが新設ということになっていますが、特別土地保有税というのにはそういう傾向があるかなと思いますけども、たばこ税に関して不申告なんていうことがいまだにあるのかというようなことが思いますので、なぜこれを新設したのかというところ、お聞かせください。

○税務課長

まず、特別土地保有税に関しましては、この特別土地保有税の条例の中で平成15年から課税を停止させていただいております、実際には、それで、たばこ税と土地保有税につきましては、今まで過料という項目はございませんでした。それで、国のほうが法整備という形でほかのものに合わせまして全部に対して過料という形で今回、条例改正をさせていただくことになったわけです。

ただ、たばこにつきましては、たばこの卸業者とかの申告ですので、今までそういったものでおくれたものはございません。ただ、中で売り渡しの翌月末日までに申告ということで、この期日におくれるとか、様式が違った場合にこの過料をかけるという形になっていると思いますけども、こういったことはまず起きないだろうというふうに判断しております。

以上でございます。

○石川委員

起きないと想定されるまでもこれの必要がなく

てはいけないのかということは、まず国のほうの制度がそうだからということで、それに倣ったということのそういう単純なことだけでいいんですか。そういう解釈でいいですか。

○税務課長

国のほうが地方税法の改正をされましたので、それに合わせさせていただいたということになります。

以上でございます。

○石川委員

いや、今、たばこ税が非常に震災復興のための財源にということで、そういう議論が今国のほうで行われておりますし、やはりこれがまたたばこ税というものの税に対する注目が、皆さん国民の方、市民の方、それぞれが注目されるわけでありましてけれども、たばこ税の仕組みというのは、これについてちょっと説明していただけますか。

○税務課長

市のたばこ税でございますが、製造たばこの製造者、特定販売業者、または卸売業者が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合に、その製造たばこに対して市町村が課税する税金というふうになっておりますので、今のところうちのほうで把握しているのは、六つの卸売業者が市内の小売店へ卸しておりますので、その卸したたばこの本数ですとか、それに基づきまして税金を課税させていただいているという状況でございます。

○石川委員

たばこ税というのは、国のほうと地方と両方あると思いますけども、税金の内訳は、地方で課税するというのは、今言われたように、卸売業者に課税をするということなんですが、これ、地方で単独にかけるわけじゃないでしょう。その税率が決まっておるうちから配分されるんじゃないですか。例えば、国のほうが、あるいは県ということはあるかな。とつたやつからこれは知立市の分ですと、こういう形じゃないんですか。

○税務課長

このたばこ税につきましては、卸売業者のほうから市のほうに直接市税分が行くということで申

告書がうちのほうに参って納付をしていただくということでございます。

○石川委員

そうすると今、その税率はどういうふうになっているんですか、地方で申告されるわけでしょう。申告しないと過料をかけますよと今言っておられるんだけど、その地方でのたばこに関する税率というのはあれですか。内訳で分けてあるというのはあるかと思うんですよね、国が幾ら、地方が幾らというんですが、それが今おっしゃる答弁だと、市のほうがかけるんだというようなニュアンスに聞こえますが。

○税務課長

市の税率におきましては、3級品というたばこでございますが、一般的に売られているたばこなんですが、1,000本につきまして3,298円、旧3級品という紙巻きたばこにつきましては1,000本につき1,564円ということで税金のほうをかけさせていただいております。

○石川委員

それじゃ、市のほうでこのようにかけるということですが、そうしたら今、増税だ何だと言っている場合に、地方にどういふふうになるのかということはどういうことですか。ちょっとよくわからないところがあるんだけど、そうやってかけるということが市の単独というか、市のほうでこれだけのものをもらうという形になるわけですが。よろしいです。とにかく市のほうでかけると、そういうことですね。これからまだ税が仮に上がったときは、まだ地方のほうでどれだけということがこれは国のほうから指定されるわけですね。

○税務課長

たばこ1本に対する国税、県税、市税の比率はあるんですけど、今ちょっと資料を持っておりませんのでわかりませんが、基本的には納税ということで卸売業者から申告をしていただきまして、それで納税をしていただいております。

それと、今回、テレビ等でも言っております2円上がるということですが、そうしますと、2円の中の国、県、市の比率によってどれだけ税

率が上がるということは国のほうからまた指示があるものと思っております。

○石川委員

わかりました。それは以上あれですが、それで過料がいきそうということで新設されたということですが、たばこ税についてはそんな過料をかけるような事故が起きるとはとても思われませんが、それは結構です。

次に、ついでにちょっと単純にお聞きしておこうと思うんですが、これは企画のほうですかね。マルチペイメントの話になると、税のほうでいいわけですか、総務のほうでよろしいですか。

今、大変新しくコンビニだとかクレジットの支払いがふえてまいりまして、大変増加の傾向にあると。これに対して、本会議でもかなり増加したということでたしか部長の答弁がありました。それに関してですが、収納率には相当な影響があったのか、そう変わらなかったのかということをお聞かせ願いたいですが。

○税務課長

収納率に対する云々というのはちょっとわかりませんが、コンビニ収納におきましては、平成21年が8,259件に対しまして、平成22年が1万222件、クレジットにおきましては、509件だったのが740件というふうには増加はしております。

○石川委員

増加傾向で、結局、市民の方たちは支払いに非常に便利になったと申しますか、そういうところだと思いますけども、これの手数料はどれぐらい払われるんですか。コンビニ、それからクレジット、それをちょっとお聞かせください。

○税務課長

大まかですけども、コンビニにつきましては、1件につきまして大体60円未満、58円から59円ぐらい。クレジットにつきましては、金額の1%という形になっております。

○石川委員

わかりました。大変な手数料を払うわけなんですけども、確かに滞納されたりして職員の方々が督促に行ったりということの手間と手数料ということ

を思えばこれで合うのかなというんですが、こういうことは時代の流れですから、そのうちに自宅からでも納税できるように、そういうような形にもなってくるかなと思いますけれども、それについてはまたどんだんそんなそういう手数料等がかさんでも来るわけでありますから、そこら辺のところも時代の流れだといえはその方向へ行かないかんですが、果たしてそういうものとか、それは極端なことですが、全部そういう方向へ行っちゃったらえらいこと手数料を取られちゃうので、そういうようなまたコスト的な意味合いのこともちょっとある意味では監視していただきたい、そんなふうに思います。

終わります。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号について、挙手により採決します。

議案第45号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第45号 知立市税条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号 知立市都市計画税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号について、挙手により採決します。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第46号 知立市都市計画税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○池田滋彦委員長

ここで、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時58分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

午前中にお答えしましたたばこ税につきまして、少し訂正のほうをさせていただきたいと思えます。

たばこ税につきましては、先ほど午前中に申しました税率は1個前の税率でしたので、新しい税率につきましては、市町村たばこ税としまして、旧3級以外のたばこにつきましては、1,000本当たり4,618円でございます。そして、セブンスターが大体1箱410円ということですので、それから換算しますと、大体22.5%が市町村たばこ税ということになります。国におきましては、大体30%が国税になります。そして7.3%が地方税の部分になりまして、全体で大体60%が税金ということになります。

また、旧3級品というたばこでございますが、品種におきましては、わかばだとかエコー、ゴールデンバット、そういったたばこが対象になりますが、これにつきましては、市町村のたばこ税が1,000本当たり2,190円でございます。これも1箱大体240円で換算しますと、大体18%程度が市町村たばこ税になります。それで、24%が国税ということになりまして、県税が大体6%、大体48%

から9%が税金という形になります。

以上でございます。

○池田滋彦委員長

議案第48号 平成23年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高木委員

よろしく願います。

20ページ、防災費についてお伺いしたいと思います。

防災費の中で防災支援費、自動車借上げ料116万円が上がっております。それは、2回のボランティア支援ということでお聞きしました。隣のページ、諸収入のところに20万円となっております。これは、1回につき1人で5,000円負担を参加者にしてもらうということでこのお金となっているということですが、きのうの広報を見ますと、各40名というようなことになっておりますけども、御説明ください。

○協働推進課長

今の御質問でございますが、知立市と知立社会福祉協議会を主催といたしまして、第1回目の東日本大震災で被災された方々のところへ災害ボランティアの派遣として支援を8月4日、5日、6日という形でさせていただきました。その後、被災されたボランティアセンターの方と連絡をとりまして、そのときにはまだボランティアのニーズがあるということで、今後においても、知立市におきまして第2回目、第3回目、ボランティアを派遣していくという計画の中で、まず21ページの自動車借上げ料の件でございますが、第1回目にボランティアを派遣してまいりました中で、バスの借上げ料が46万円ございました。その46万円を2回分ということで92万円になるわけですが、その分を今回、私どものボランティアの派遣として計上させていただきました。

19ページの20万円、これは御質問者がおっしゃいましたように、参加者の方々がそれぞれお1人5,000円を御負担いただくということで、計40人分ということで20万円計上させていただきました。

先ほどのその20人と40人の人数の違いでございますが、今現在、防災ボランティアセンターのほうに問い合わせ等をしますと、情報によりますと大船渡市などにおいては、既に団体のボランティアの受け付けはいたしておりませんというようなこともありました。石巻市等々に問い合わせたところによりますと、20名程度なら受け入れができますというようなこともあります。というように、日々ボランティアの受け入れニーズが変わっております。そんな中で、私どもが10月28日、29日、30日、それから11月4日、5日、6日という形で、今回、補正予算を計上させていただき、この予算を認めていただければ実行していきたいという計画の中で、人数が内容的にも人数でも防災ボランティアのニーズが変わりますので、センターと連絡調整をした中で、こういった形で今回、予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

○高木委員

ということは、1回20名を募集されるということで計算してみえるということでしょうか。

○協働推進課長

先ほどちょっとお話をさせていただいたと思うんですが、その当時というか、その第2回目、第3回目を計画したときに、センターのほうに問い合わせたところ、20名程度でしたら団体受け付けができるということだったので、その20名を想定した今回予算計上させていただきました。しかし、第1回目のその募集をしたときにも、募集定員よりも多くの方がボランティアとして派遣を申し込んでいただきました。市としましては、なるべくたくさんの方にそういった形でお手伝いいただければというような思いもありまして、40名という枠でお申し込みをということで案内をさせていただいておりますが、被災地のボランティアセンターとのその調整の中で、20名になることもあります。また、それからボランティアとしてのそういったニーズがなくなるというようなこともありますので、そういったことも募集の案内に明記をさせていただきまして、最大40名、1回当たり40名

までだったら受け入れができるということでありましたら、そういう形で派遣をしていきたいという中で40名という形で募集の案内はさせていただきました。

○高木委員

40名でということなんですけど、40名もこの46万円のバスに、40人がもしも向こうの被災地のほうで、大船渡、石巻、20名、20名下さいと、ボランティア、来てくださいよと言われたときに、この46万円のバスに、例えば40人乗っていったということは大変なことというふうに私も実際行きました。なると、そういうことは20名のなぜこの募集でやられなかったのかなというのがとても私は不思議に感じるんですけども、要は2回合わせて40名を募集じゃなくて、個々にというように書いてありますので、もしも20名しか乗れないバス、ゆったりできない1,300キロのところだからということとで考慮されたというふうに私のほうは感じておりましたけども、この広報を見まして、実を言うとちょっと驚いたんですね。40名本当に集まってしまって、じゃ、被災地からの要請があったときには、この形で参加されるんですか。

○協働推進課長

先ほどもお話をさせていただきましたが、被災地のボランティアセンターのほうからの40人という枠での受け入れが可能だということであれば、1台当たり40名で実施したいと思っております。第1回目に同じような形で実施をさせていただきました中で、皆様方にアンケートをとらせていただきました。確かにそのときにでも、バス40人でありますと、なかなか長時間乗っていることが大変だということで、20名にしてはどうだというようなこともありました。この災害ボランティアの派遣においては、いろいろな形で派遣することがあるかと思っておりますので、あくまでも被災地のボランティアの派遣のニーズに合ったような形で知立市としては実施していきたいという中で、こういう形で募集案内をさせていただきました。

以上です。

○高木委員

20名なのか、40名ということではもう本当に大きな違いがあると思うんですね。被災地からの要望があればということで、先ほどのこの計上されております116万円、バスの費用が92万円、残りのお金は現地でちょっと動く場合に使う気持ちのお金ですよという、そういうことで必要になるお金ですということをお聞きしたんですけども、バスで行ってこの町へ20人、この町へ20人というふうでもしも要請があったとしたときに、この40人で1台のバスでというのはとても厳しいということで、もう反省に上がっているということなら、やはり最初から20名程度の募集ということで実施していただきたいなということを思いました。

皆さん、本当に被災地のことを思って40人募集があるなら、じゃ、私も私もということとで思ってみて、被災地とまたそれがタイアップできたとしたときに、もう本当に1,300キロの道のり大変なものですから、もう少しゆとりのある募集を知立市としてもかけていただきたいなということを思いましたけれども。

○協働推進課長

先ほどの繰り返しになってしまうんですけども、そのボランティアとして参加される方の意識レベルが非常に高いところにあります。先ほども申しましたように、第1回目においてもたくさんの方がお申し込みをいただいております。抽選で漏れてしまった方もおるわけです。そんなことも考えた中で、なるべく多くの方に、私どもとしてはそのボランティアの支援を行っていただきたいという中で、バスに乗れる40人ということでの実施をさせていただきたいというふうに思っております。

○高木委員

皆さん、このボランティアに心を込めて、愛情を込めて行かれると思うものですから、よろしく御配慮ください。お願いいたします。

次に、同じページなんですけれども、総務費、税務総務費ですけれども、5番の消耗品費80万3,000円についてお伺いしたいと思います。

当初予算七十何万円出ているんですけども、この80万3,000円については企画部からの計画ということでお聞きしましたけれども、どんなことでこの企画になっているのか、よろしくお願いたします。

○企画政策課長

ただいまの税務総務費の消耗品費でございます。80万3,000円計上させていただいております。こちらにつきましては、予算は税務のほうから上げさせていただいておりますが、内容といたしましては、御当地ナンバープレートを計画したいというふうに考えております。そこのナンバープレート代として80万3,000円を計上させていただいております。

以上です。

○高木委員

御当地ナンバーということでですけども、豊橋市が始められる、この10月1日からということで、インターネットのほうでも見れるものですから見たんです。豊橋市、愛知県では初めてということなんですけれども、日本全国見てみますと、結構たくさんあると思うんですね。今、ここで御当地ナンバーをつけられる意味というのは何かあるのでしょうか。

○企画政策課長

私どものほうの目的といたしましては、知立市民の方に知立市に愛着を持っていただく。また、知立市を市内外へPR、発信をしていきたいというところが目的としております。

以上です。

○高木委員

知立市に愛着をとるか、知立市民が愛着をとって、この対象の車ですけども、バイク50cc、それから90cc、125ccと、そしてミニカー、小型特殊者が対象になりますということをお聞きしました。その車は、どの辺まで、私、知立から来ましたというふうに行くと思定されてみえますか。

○企画政策課長

委員のおっしゃるように、実際の話が50ccのバイクですとそれほど市外へ、また県外へ遠くへ出

かけるということはなかなか難しいかなというふうに考えます。また、農耕機、コンバイン等の小型特殊自動車につきましても、そうそう市外へ出かけるということはないかと思えます。そういった車においては、知立市に住んでいるんだという形で市民の方に愛着を持っていただく、また90cc以上のバイク、125cc以下のバイクにつきましても、比較的2人乗りも可能でございますし、市外へ、また県外へも可能かというふうには考えます。

以上です。

○高木委員

このバイク、今お話になりました90cc、125ccということで、現在、知立にはこの台数というのは何台ぐらいありますでしょうか。

○税務課長

まず、50ccの原付になりましては、今、平成23年の7月1日現在で2,505台、50ccから90cc以下のものにつきましては150台、125cc以下のものについては273台でございます。

○高木委員

50cc以下のものと420台ぐらいの今車があるんだよと。その人たちはひょっとしたら名古屋とか豊橋とかへ行ってくれるかわからないけれども、愛知県内ですよね、知立市を皆さん知ってみえる方ばかりだと思います。このミニバイク等ですけども、どういう方に、新規の方のためにこのナンバープレートをつくりますと。今まである方はずっと今のナンバープレートのままいくということなんですけれども、大体年間、何枚ぐらいを出す予定にしてみえるんですか。

○税務課長

大体の数しかちょっとわかりませんが、50ccにおきましては、大体年間600枚、90cc以下につきましては年間30枚、125cc以下ですと年間70枚程度ということになります。

○高木委員

700台の車にこのナンバープレートをつけていこうという計画で、そして、この今回の予算が上がっておりますけれども、一体何枚ぐらいをつくるという予定でしょうか。

○税務課長

今、予定をしておりますのは、2,100枚でございます。2,100枚の内訳としましては、50ccの原付につきまして1,500枚、90cc以下のものにつきましては100枚、125cc以下のものにつきまして200枚、それと先ほど話にもありましたが、ミニカーにつきまして100枚、小型特殊のこのコンバイン、フォークリフト、これにつきましては200枚、合計2,100枚をつくる予定にしております。

○高木委員

これだけの枚数をつくられて、これが大体3年分ぐらいというふうに見たんですけども、この3年分というのは、これで知立市の軽の人の軽自動車税というか、この50ccの車なんか名前がナンバーがみんなこれに変わるんですかね。知立市のこの新しくつくるナンバーに。

○企画政策課長

今回、制作いたしますナンバープレートにつきましては、今後、新たに登録をされる方については、新しいナンバープレートを配付していきたいというふうに考えておりますし、また今現在、つけておる方が新しいナンバープレートに変えたいという希望の方についても、今検討しております。

以上です。

○高木委員

ほかの町で見ますと、このナンバーはつけたくないと、こういうナンバーはつけたくない、今までどおりのほうがいいというような方もおみえになりますけれども、そういう場合はどうされるんでしょうかね。

○企画政策課長

まだナンバーをつけたくないという方を直接耳にしているものから、詳しいところまでは研究しておりませんが、万が一そのような方がおみえになった場合は、現状のものが今後、若干残っていきますので、そういったものの配付も検討しております。

以上です。

○高木委員

そういう方の声は聞いていないと言われたんですけど、じゃ、こういうナンバーをつけたいという方の声を聞かれたのかなと思うんですけども、私もこのことをちょっと聞きましてから、私は私の仲間に聞いたところ、そんなものは必要ないんじゃないかと、知立市はほかにまだやってもらいたいことがあるんだというようなことをおっしゃる方も多々あります。

知立市が本当に他市に広めようと思うなら、他市というか、知立神社だと、知立神社へ行ってきましたとステッカーがありますね。そういうものだったら普通車でも張れるんですけども、そういうものを考えられたことはありませんか。

○企画政策課長

いろいろなステッカーを見て、個人の趣味で車につけてみえる方もみえますが、ナンバープレートに張るのは違法となりますので、それは難しいかと思います。神社のステッカーも私も拝見したことがございますし、よく旅行へ行きますというんなステッカーを売っておりますが、それは趣味の問題でございまして、知立市もそういったステッカーで張ってくださいといったようなPRまでは考えておりません。

以上です。

○高木委員

ナンバープレートで知立市をアピールするという企画で知立市をほかに広めたいというお話でこの企画が持ち上がったようにお聞きしましたけれども、実際、そんなに広めるならステッカーで自由に張ってくださる人は張ってくださいと、有料ですよというふうに、そういう声かけをして広めていくのも知立市一つの案だと私は思います。今回、ここに予算が上げられました。毎年、これはナンバープレートというのはこうやってまとめてつくるということで、3年に1回、4年に1回このような予算が上げられていると思います。私、平成21年度の当初予算を見ましたら、これは上がっておりませんでした。ということは、前につくったのは平成20年度の予算でつくられたのかなと、今現在使われているものが、と思いますけれども、

このナンバープレート、今から企画政策課で募集をして、そしてどんなデザインをとということで、まだまだこれから労力、尽力、要ると思うんですけども、そんなにも今困っているのか、一度考えていただきたいと私は強く思います。

市長、お考えを。

○林市長

このナンバープレートのことなんですけれども、御当地ナンバー、これは今担当が申し上げましたように、愛着を持っていただく、また市内外にアピールをすること等々の目的がございます。これに対して、お金をかけるということがなかなか難しい、理解がしにくいところがあるかと思うんです。例えば、かきつばたまつりのポスター代が1年に50万円以上かかるわけでありまして、じゃ、これがどれだけ経済効果が出るのかなということ等、これもいろんなポスターがあるわけでありまして、もっともっと高いポスターがあるんですけれども、この今回のものが、今予算で審議されているんですけれども、1年6カ月分で81万円、1年分に直しますと53万円です。現状のプレートは約二十数万円でつくられておりまして、それよりも30万円ちょっと高いなというところでありまして、この30万円分が愛着を持っていただく、これに対して高木委員はちょっと高いんじゃないかな、行き過ぎじゃないかなというふうに思われるんですけれども、私は、今何となしに閉塞感が漂っている中で、例えば、御当地シリーズと申しますと、私ども、知立高校の皆様方に知立プロジェクトを立ち上げていただいて、アイ・ラブ知立のステッカーをつくっていただきました。また、知立東のまちづくり委員会では、御当地検定というのをつくっていただいて、これまた広報ちりゅうで広げていきます。また、魯一会という方々が内藤魯一の没100年を記念して、内藤魯一ゆかりのいろんなものをやっていただいております。あれもポスター代かなりかかるんですけれども、それぞれこの御当地ナンバープレートにかかわらず、こういったことをいろいろやっていく、これも職員の提案でやらせていただくんですけれど

ども、何か閉塞感が漂っている中で知立市をアピールしていく、また何か御当地を愛着を持っていただく、そんなことも一つがこれということでもありますので、御理解をいただきたい。

また、これについては、市内外に公募をしていくわけでありまして、いいものをつくりたいなというふうに思っております。全国的に見ますと、やはり余りいいものができていないと今までのほうがいいではないかという意見も出ています。また、人気のあるプレートは、やはり取り合いというか、いいな、いいなということで愛着をちゃんと持っていただいて、アピールをしていただいているわけでありまして、いいデザインのものできれいなというふうに今思っております。

○高木委員

閉塞的という言葉がとても私はひっかかるんですけど、私、個人的に知立市に住んでおりまして何も閉塞的とは思っておりませんし、ナンバープレートが今ピンク、黄色、ブルーですか、とてもかわいくて、ああ、そうかと思っているんですけども、ここでいろんなパンフレット等の話が出たものですから、ちょっと一言言わせてもらいますと、まだまだ市長が今回出されました市勢、去年ですか、出されたお金に関しましては、百十何万円かかかっておりまして、3,000部で。そういうことを考えると、市長、それはちょっとどうかなと思うんです。

それから、ナンバープレートに関しましては、私が聞いたところによりますと、そんなにお高いものではないというふうに、ほとんどお金は変わらないということでお聞きしておりました。今、市長のお話を聞きますと、大分高いものになっているというのなら、もっともっとまた私は反対させていただきたいと思います。

市民は、本当に余分なことはしてほしくない、もっと福祉とか、そちらのほうにお金を使ってほしい。ナンバープレートにそのいろんなキャラクター、ゆるキャラをこれから募集して、それも地域じゃなくて、知立市以外のところからも募集してというようなことになりまして、またそこで人

件費等かかってくると思うんですね。ちょっとやっぱりケチケチ大作戦というなら、今現状維持のまま、このナンバーに関してはやっていかれたらいかがですかね。

○林市長

閉塞感という言い方が、なかなかわかりにくいのかなということかなというふうに思っておりますけれども、この御当地ナンバーをやるということで、ケチケチ大作戦ということで、今までどおりでいいじゃないかという御意見もあるというふうに思いますけれども、やはり私は、一つの御当地、知立市に愛着を感じていただくということ、また、デザインを考えていただくことによって、何か明るい話題が提供できる、そこから、やはりこれも職員の提案でありますので、もっとももっとこういうことがあるんじゃないか、ああいうことがあるんじゃないかという発展性を持った形で、そんな空気がやはり生まれてくるということは私は思っております、こういうこと、今回80万円の投資であります。高木委員が言われますと、このお金も福祉に回せということであります。福祉についても、やはりできる限りの支援をさせていただくわけでありまして、これも一つの知立市を私は明るい話題になっていくというふうに思っておりますので、また御理解をいただきたいなと思っております。

○高木委員

理解はできません。本当に、市の職員の方が言われましたと言われますけれども、市の職員の中でこの話を議論されたことはありますでしょうか。市長。

○林市長

私は、何か意見がありましたら直接私のところにメール等で何でも意見を言ってくださいというふうにやらせていただいております。この提案については、当然ながら私の一存ではなくて、幹部会、部長会議等をかけてやらせていただくという手続を踏んでおるといってございまして、また御理解をいただきたいなと思っております。

○高木委員

市民の方々に、一度じゃ聞いてみて、本当にこれが今必要なものかどうか、何でも閉塞感をこれをすることによって明るいいいムードになって、知立市が一時でも楽しい気分になるというふうにおっしゃるといふのなら、一度市長、こういうことを皆さんに一度聞いてみるとか、アンケートはちょっとあれですけども、意見をもうちょっと大きく聞いてください。よろしくお願いします。

○林市長

なかなか理解がされない部分なのかなというふうに思うんですけども、私としては、これをやっていかどうかという市民の方々にアンケートをとる、なかなかそこまではやれないのかな。私はこの形で内部の幹部会にも得ているわけでありまして、あとはやはりいいものができないのかなというふうに思っております、これをPRさせていただいて、よりよいデザインのものでできればいいのかなという、今はそういう思いでございます。

○高木委員

市長の思いというのはわかりますけれども、次に議題を変えさせていただきます。

質問、28ページ、学校給食センター、排水処理施設維持管理費委託料についてお聞きしたいと思います。

この質疑の中でもありましたけれども、産業廃棄物というふうになるんですけども、この産業廃棄物というのは、学校給食センターから出たそのものも産業廃棄物ですけども、いろんな薬品が入っているとか、そういうものではないです。これは、肥料なんかに農林水産省なんかはどうかというようなことを出しているんですけども、汚泥肥料という形で使うことはできないのでしょうか。

○教育庶務課長

このたびの排水処理のほうの汚泥につきまして、産業廃棄物ということが年度始まりましてわかったわけなんですけども、それで契約を4月分、それから10月末まで結んできた中で、その産業廃棄物としての処理について、各処理業者との契約を

いたしました。その中で、フォローズというか、そういうものがあるんですけども、一応、一時のマニフェストまでを中間処理業者というのがあるんですけど、それがこの前の中でお話に出ておりました北九州市まで送るところまででございますけども、その後のフォローにつきましても、そこからまたその北九州の業者と契約しているところがそれを発酵させて、最後は肥料にするというようなそういった資料をいただいております。

○高木委員

給食センターは、知立市だけではなく、この5市にもたくさん各学校あると思うんですけども、汚泥の再生システムということで、町によってはそういうことで、自分のところのそのクリーンセンターの中でつくってみえる場合もあります。知立市の場合、逢妻処理場ですか、そこでは汚泥を肥料にして、それを私たち市民に分けてもらったことがあるんですけども、そういう形で知立市のこの今の給食センターの汚泥を利用されるというようなことは、この地域で、北九州まで持っていかなくてつくられているような計画はありませんか。というか、そういうことを計画しようということはありませんか。

○教育庶務課長

少し一般廃棄物と、それから産業廃棄物についてお話をさせていただきたいと思います。

給食センターから出ます浄化槽のほうの汚泥につきましては、事業系の一般廃棄物ということで、知立市が公共の一般市民の方が持っていらっしゃる浄化槽から出る汚泥とともに処理をします。今回、この契約で行います汚泥のほうは、事業者が責任を持って廃棄するという産業廃棄物のほうの分類に当たりますので、少し処理の系統が違ってまいります。今回は、業者との委託によりまして、その北九州のほうへ運ぶという手順になります。

○高木委員

産業廃棄物と言われましても、中身は別に害のあるものはないというふうに思われますので、今後、知立市も年間約1,000万円これからかかってくる、今年度ですと945万円というお金になって

きます。来年度もまたそれが上がってくるとなると、毎年約1,000万円、去年までですと、このお金に関しましては、去年というか、平成20年度のきょうちょうど比較の表をいただきましたけれども、本当に多額のお金になっておりますこの排水処理施設維持管理費が平成20年度、古い給食センターのときは147万円だったのが、平成22年度、今平成23年度になりますと900万円ということで、本当に高いお金になってきますので、これは他市とも近隣市と合わせて、ちょっと一度考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

二、三お尋ねしたいと思いますが。

今、高木委員も触れられたんですけども、一つは、災害ボランティア。今の御説明ですと、40人、40人で募集しているけれども、相手様の都合によっては1回について20名で打ちどめになる場合もあるということの意味してみえる答弁だと思んですが、そういう可能性は残っているということですね。

○協働推進課長

現地のボランティアセンターの方に問い合わせをしたところ、そういった形でのこともあるということで情報は得ております。

○高橋委員

今回、今御指摘があったように、10月1日号の広報で、2度にわたって各40名を定員枠で募集してみえると。私も行きたい、私も行きたいと手を挙げられて、40人の枠の中に入っていると。ところが、突然、いや、今回20人で打ちどめですよということがあり得るということだね。

○協働推進課長

この募集の案内に基づきまして、締め切りが10月13日ということになってございます。その実施日としまして、先ほど申しましたように、10月28日から30日、それから11月4日から6日ということになってございます。この間にも、刻々とその

ボランティアに対するニーズが変わるということの可能性もありますので、今おっしゃいましたように、募集枠は40人という形で、この申し込み時点で決定はさせていただき、その後において20人になってしまうこと、もしくは、ボランティアのニーズがなくなって中止をしてしまうようなこともあり得るということでございます。

○高橋委員

募集したけどボランティアが集まらなかったというのは、これはやむを得ない措置だと思うんですね。募集したけども、ボランティアニーズが足らんくて集まらなかったということはあり得る話だし、それは手を挙げなかったからそれはそういうことで済むんですが、実際、40名で募集してみえるんですよ、2回とも。40人程度で募集されていて、直前になって、今回20人の枠になってしまったよと。あなたは手を挙げられたけども抽せんは20名ですよと、こういうふうに足切りせざるを得ない事態が可能性として残っているわけですから、その場合に、私も行きたいという思いの人々が広報とは別の基準で、いや、20人ですよとって足切りをした場合にいかがなものかなと。ボランティアに燃える市民の気持ちを逆なですることにはならないのかなという思いがあるんですよ。それは、バスの混雑ぐあいも物理的な要因として検討されたほうが良いと思うんだけど、そういうことではなくて、ボランティアに燃える有権者市民のこの熱が市の対応によっては切られてくる可能性があるよと。

私、実は先ほどの質疑を聞いておまして、そこに一番危惧を持つんです。ちょっと御都合主義じゃないんですかというふうに市民から問われたときに、そのことをもって善良なボランティアの人々の気持ちが逆なでされるという可能性を考えられたことはありませんか。

○協働推進課長

確かに、この防災ボランティアの方々、被災地に出向いて行って、被災された方の支援に協力をしていただいております中で、本当に意識レベルの高い方ばかりが参加していただくような形でお申し

込みがあります。そんな中で、当初、その40人枠ということで、これなら自分も行ってやろうというような意識で参加された方々が、その被災地の都合により20人になってしまうということは、私どもとしても大変心苦しい点があるんですけども、いずれにいたしましても、被災地のボランティアセンターのほうに、いわゆる被災された方々からの御要望に応じたボランティア支援を行っておりますので、そこら辺はちょっとお話をさせていただいて、御理解をいただきたいと思っております。

○高橋委員

いや、それは私は被災地の現状を無視して、人を大変送れば良いなんていうことを申し上げておるわけでない。ただ、コーディネートする市側の御都合が前へ出ることによって、それはちょっと不確定要素なので、その守備範囲を広くとっておるわけだわ。広くとっていることによって、逆に門が狭まったとき、40名で募集できていくということになれば問題ないですよ、それは。けども、20名の枠に絞らなきゃならん場合も想定されるわけなので、そのときに、いや、被災地が20名を要求したからしょうがないですよというせりふで、そのボランティアに参加する人々を説得することなんでしょうけども、そこにコーディネートする側の、もう少しボランティアをする人の側に立った段取りといたしますか、発想といたしますか、もうはなから20名なら20名の募集と、いや、40名でもいいですよと、もううちは20名でやりましたと。この可能性は100%いけますというふうな設定も場合によっては必要なのではないかと。そのつもりにさせておいて、わしが悪いじゃない、被災地の都合でこうやって足切りがあるんだからしょうがないじゃないかと、悪い言葉で言うよ。これでは、やっぱり市民協働課の本当の職務を果たせないのではないのかという思いがしているので念のために聞いておるんですが、いかがですか。どこかで決断したほうが良いじゃないですか、これ。

○協働推進課長

御質問のとおりで、私もそう思うんですけども、

本当に参加していただく方が意識レベルが高く、1人でも多くの方に御参加いただきたいという思いと、その今おっしゃいました40人枠で募集して20人になってしまっ、20人にしてしまう市側のその気持ちだけでそんなふうにしていいのかという事はよくわかりますので、その派遣に当たっては、本当にどういう形で変化していくかわかりませんが、市としましては、なるべくたくさんの方に参加をしていただきたいという中で実施をしていきたいと思ひます。

○高橋委員

たくさんの方に参加してもらいたいという気持ちを私は全然否定しない、バス2台でも3台でも行かれやいいんだわ。ところが、募集したけども、そんな来てもらっては困るということであった場合にどうするのかということ。これは、息の長いボランティア活動ですから、その視点は、私、理解しないわけじゃないけども、息の長い活動ですから、ボランティアに参加する人たちの思いや気持ちを十分酌み、さらにそれにつなげていけるような、そういう末広がりの観点が必要ではないのかと。

今、協働推進課長の立場は、幅を広げておいて、いかに縮めればいいのかと。広がればありがたいし、たくさん行ってもらえるで。いかに縮めちゃえばいいんじゃないかという発想だと思うんだけど、もう一度そこは、ボランティアに実際に行く人の思いも十分考慮いただいて、10月13日ですか、締め切りは。二つとも10月13日ですか。だから、この段階できちっと、この段階ではもう遅いかもしれませんが、10月1日の広報ですから、これ以上さたをするすべがないけども、そこはひとつ十分考えないと、かえって不評を買うという場合があるということはひとつ十分念頭に入れて、間違いのない選択をしてほしいというぐあいに思ひますが、いかがですか。

○企画部長

またちょっと答弁をなぞるようですけども、あくまでも現地ニーズに合わせたいと。例えば、マンパワーを必要とするような、40人必要とするよ

うな作業があれば、私どもは40人の方を連れて行きたい。バスの環境的には相当な無理を強いることになりますけども、それで現地ニーズが20人程度でないと作業がない、これは20人が行くしかしようがないと思ひます。

今、委員の御指摘は、これに漏れちゃった人、例えば、この1回目でも申し込んだけども行けなかったという人がおられます。今回も抽せんに漏れますと、このボランティアの名簿に登録していただきますので、これは1回、2回、3回で終わることじゃなくて、いずれそういう現場のニーズがあれば4回目、5回目、6回目という、そういうボランティアバスの企画をする場面があるかと思ひます。そういう場面では、極端なことを言えば、こういう募集をしないで名簿の中から優先して行ってもらうような形、そういうことも考えたいというふうに思ひております。

○高橋委員

今まで2回やったんですか。

最初のやつも入れて2回。本格的には、公募方式は今1回ですね。だから、やはりもう少し公募ということを重視しながら広くこのボランティア意識を高揚していくということの中から参加者を募っていくと。1回るとき外れれば2回目があるんじゃないかということなんですが、やはり自分の力で被災地へ行きたいという思いであっても、途中で定員が減っちゃったと。その被災地の状況ということもあり得る範囲の話なんだけど、そこは先ほど申し上げたように、ボランティアする人の思いにも十分気持ちをさせていただいて対応していただくということが末永くボランティアを継続する上で大事な視点だということだけをあわせて申し上げておきたいと思ひます。

それから、さっき御当地ナンバーというのがありました。御当地ナンバーというのはどういうナンバーのことを言うんですか。私、ちょっとよくわからんですが、50ccは知立のマークが、知立と書いてあるでしょう。愛知県とは書いていない、西三河とも書いていない、知立と書いてあるわけだもんで、あれ以上知立をアピールする何か特別

なデザインをここに張ろうという話ですか、御当地ナンバーというのは。

○企画政策課長

今現在、先ほどの125cc以下、また50cc以下と、いろいろなバイク、ミニカーだとか農業用の車のほうにつけておる番号は、すべて一応知立市というものは出ております。普通車になりますと、このあたりですと三河とか豊田とか岡崎とありますけど、そういったものにつきましては、すべて各市町、市区町村で配付というふうになっておりますので、知立の場合は知立市というふうに出ております。その今現在ある四角いプレートを、全国を見ますと、例えば富士山の形にした形もありますし、雲みたいな形にしたものとかいう形から変えておるところ、また、そこのプレートの中にいろいろとキャラクターを入れたりだとか、その有名な観光地ですか、観光市であれば観光の建物等がプリントされておるもの、そういったいろんな形のもの、またいろんな絵をそこのプレートの中にプリントしたものでございます。

以上です。

○高橋委員

今、時代は個性化の時代かもしれませんが、私はちょっと本流の仕事をしていらっしゃるのかなと、職員が。私、これ否定しませんけども、例えば、知立の商工会がこういうアイデアでこういうナンバープレートをつくったと。知立に富士の絵は悪いでしょうけども、かきつばたの絵をあしらってこういうプレートをつくったと、商工会で。これを知立市民のバイクにつけてもらいたいと。金は商工会が出すでいいから、窓口になってくれんかというお話なら、これはわかりましたといって議論してやっていただければいいけども、職員の提案だということを理解しないわけじゃないけども、どうもやってみえることは本流の仕事なのかなと、それが。

今この不景気で市民が、さっき言われた閉塞感の中でプレートに銭を使って、職員が知恵を絞って、これから公募する作業も全部職員がやるんでしょう。これが本流の仕事なのかなと、自治体の。

私は、商工会なら商工会がこういうアイデアを持ってみえたと。どうだと、このかきつばたは。これでひとつ広めようじゃないかとおっしゃったときに、いいですねと。それで、商工会は銭を持ってくださいよと、わかったと言っておやりになるなら、これは民間活力も含めて一つの個性化で、市が市を売り込むだけの価値があるかもしれませんが、公費を使って職員が時間中に知恵を出して、これから公募するでしょう。これは本流の仕事なのかなと、申しわけないけども、そんなふうには感じてならないんですよ。高木委員ほど過激ではないけどね。いやいや、本当の話。これは本流の仕事なのかなと、市の職員の。

私は、話を聞いていまして、知立のナンバーがっているわけだから。これが西三河というナンバーを一度に全部変えるというなら百歩譲って一利あるかもしれないけども、そのかきつばたをあしらうかどうかのことで職員が時間を使って、さっき言ったようなことをやるのが、ちょっと私、違うところで知立市を売り込もうという、この傍流のテクニシャンの林市長らしいと言えばそういうことかもしれんけど、どうもそこへ走ってみえるような気がしてしょうがないんですが、いかがですか。ちょっと基本的な考え方を聞かせてほしい。

○林市長

今、私の名前を出していただきましたので答弁させていただきますけれども、本流がどの仕事かとか、今高橋委員がおっしゃられましたけれども、私は、仕事というのはすべてやはりどれも一生懸命やるわけでありまして。このナンバーについても、やはり担当は、幾ら市長から言われても納得できないものはやはり納得できないという話が来るわけでありまして、やはり自分なりにかみしめて、やはりいろんな全国の事例等を見る、また、コストはどのくらいかかるんだということを考える、研究する、その中でゴーを出していくわけでありまして。それも、また部長会議等々を経て日の目を見ていくわけでありまして。

今何遍でも申し上げるんですけども、どれが

本流かということを使うと、やはり私どもはすべて一生懸命やっていたかということでありまして、この目先を変えようかということじゃなくて、やはり、これはこれで非常に私は効果が出ていく、だから全国的にもやっていくという話もやはりやり始めたというふうで思うわけでありまして、今まだ非常に愛知県で2番目ということで奇抜性があるということで理解が得られないところもあるというふうに思いますけれども、私は、これは全国的に広まっていくことなのかなというふうに思っております。

○高橋委員

本流の仕事がどうかということになると、その仕事に対する認識の違いはあるけれども、市民が今切実に求めている仕事なのかどうかというふうに置きかえてみると、これは少し違うんじゃないかと。もちろん、愛知で2番目の御当地ナンバーといって記者発表すれば、それは記者が書くかもしれない、林市長を含めて。だけど、それだけのことじゃないですか、これ、私、思うに。いかほどの価値があるのかと、そこに。

私は、先ほど言った職員がこれから公募作業もやり、一定の時間を割いてこの仕事をされる、私は否定しませんが、今本当にそういうところに職員が力を注ぐことが知立市が要求されている基本的なテーマなのかなと、認識がちょっと違うんじゃないかということをお願いしたい。

提案や議論を揚げ足をとるつもりは毛頭ないけれども、本当にもう一度しっかりと腰を据えて、足をしっかりと自分の大地に足を立てて、そして市民のニーズと気持ちに思いをはせながら腰を落として仕事をせよいかんときじゃないでしょうか。そこが理解していただけるかどうか知りませんが、私はそのことを強く申し上げておきたい。

給食センターの汚泥の処理の問題ですが、新給食センターというのは、設計業者はどちらでしたでしょうか。

○教育庶務課長

加藤建築事務所です。

○高橋委員

刈谷の加藤建築事務所ということですが、これはことしの4月になって産業廃棄物だということが自覚されて変更したいということですが、設計業者は、当然、産業廃棄物ですよと、給食センターの調理部門の汚泥は。ということは、設計業者から指示はなかったんですか。1年間はこれでやったわけでしょう。1年間というか、9月オープンで、ずるりと日めくりが過ぎて、平成23年の4月からですから、1年半やったわけか。産業廃棄物じゃなくて一般廃棄物として処理してしまった。しかし、加藤建築設計事務所がそのことを市側には言わなかったんですか。

○教育庶務課長

ちょっとそこら辺のところは、実際に話し合いに入っていないので、私個人としては定かでないんですけども、過去の書類とかをいろいろ見る限りでは、その産業廃棄物であるという記述はありませんでした、設計事務所ということ。

○高橋委員

きちっとした設計業者を立てて設計もやり、建設もされ、管理もされていると、設計管理を。ところが、使用する市側がそのことに十分な理解がなくて、一般廃棄物で処理しておったと。逢妻衛生処理組合へ持って行っておったと、これはペケですということでしょう。だけど、そのペケであるかどうかというのは、我々素人とわからんかもしれないけれども、1級建築士がもちろん采配を振るう建築事務所が、いや、これは産業廃棄物ですよといって、当然、設計書等に指示があつてしかるべきだと、設計管理を委託された側が。それが一般的じゃないですか。だけど、今の教育庶務課長のお話ですと、そういう指摘はなかったと。だから、一般廃棄物で捨てておったと、脱法行為、違法行為だと。違法行為か否かという分水嶺ですよ、これは。そのほうがよりいいですよという話じゃない、産廃ですよと、これは明確な。これを一般廃棄物として逢妻衛生処理組合に家庭雑排水と同じように持ち込んではいけませんと、脱法行為、違法行為ですと、こういう話ですからね。設計管理がありながら、そのことを指示されずに、

知らんでおって産業廃棄物として新たな収集処理はしていなかったと。これはちょっと考えにくい現実論ですね。設計業者が指示して当たり前じゃないですか。もう一回お答えください。

○教育庶務課長

設計業者は、その施設についての設計のほうを計画して、図面にあらわすんですけども、その図面のほうにはそれが一般廃棄物の処理をしないとか、産業廃棄物の処理をしないというところは記入はされてこずに、その排水処理施設の構造、それから方式についての記載ということになっております。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時09分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

給食センターの汚泥処理についてですが、私、現場を知りませんが、現場は職員用のし尿を浄化する浄化槽と、給食センターの調理から出る雑排水を浄化する浄化槽と2槽あるわけですか。どういう構造になっているのでしょうか。

○教育庶務課長

まず、トイレ関係の排水、污水处理につきましては、30人槽の浄化槽が設置されております。そして、調理場内の一般家庭では雑排水と呼ぶものになるかと思えますけれども、そちらのほうは別の排水処理施設のほうで設置されておまして、そちらで処理をしております。

○高橋委員

もちろん、したがって槽が別々になっていると、2槽になっているということですね。古いセンターはどうだったんですか。

○教育庶務課長

古いセンターにつきましては、当初は排水処理施設はなかったようです。途中で排水処理施設を工事して設置したという経緯になっております。

○高橋委員

古い給食センターは、たしか薩摩工業というんですか。南側の道路の反対側にちょっと離れたところに浄化槽があったような気がいたします、定かではありませんけど。そこで、当初はトイレ用のし尿の処理と、調理用の雑排水は同じ槽で処理していたという今答弁でしたね。だから、その層の中で産業廃棄物と一般廃棄物がぐちゃぐちゃになっておるわけだわね。これは全然いかんわ、設計上。一つの槽の中で分離することはできるんですか。

○教育庶務課長

一つの槽の中では分離はできないかと考えます。

○高橋委員

できないですよ。途中から二つの槽にしたと、トイレ用の浄化槽と調理用の雑排水の槽と二つにされたことは賢明です。しかし、二つにされたけども、一貫して二つの槽をバキュームでくみ上げて、ともに逢妻衛生処理組合へ運んでいたと、これは一般廃棄物として処理していたと。このときにもだれも気がつかなかったと。申しわけない、私どもはそこまでどう浄化槽がついて、どこまでどういうふう処理しているかということまで吟味する力量がなかったので気がつきませんでした。当然、産業廃棄物は旧施設であっても産業廃棄物です。これは、ちょっと、私、勉強のために聞かせてほしいんですが、いつから産業廃棄物という認定になったのでしょうか。

○教育庶務課長

昭和45年に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定をされております。

○高橋委員

昭和45年、1970年、今から40年前に既に産業廃棄物として処理するように法が明らかにしたということですね、今の答弁は。それで、知立の給食センターは既に45年には給食センターとして供用開始してました。あそこの昔の場所で。それが途中で2槽になったと、今のお話のように2槽になったその段階で遅くても気がつかないか。1槽のときは、今の答弁のように分離できません

から、これは産業廃棄物、これは一般廃棄物と分離できませんから、そのことはいかんわけですが、ごった煮で、全部持って逢妻衛生へ持っていったと。ところが、2槽にされた段階で、これは産業廃棄物じゃないのかという議論があつて、その段階でお分けになるというのが、遅くともその段階で気がついていただかなければいけないのかなというふうに思いますが、既に結果論はそういうことになっておりまして、ずっとやってきたと。

それで、設計業者からも指摘がなかったと。何か内部の職員からの御意見で今回そうなつたと。だれがどういう意見を言われたかは、私はただすつもりはありませんけども、これは他の給食センター、さっきちょっとありましたが、これは分離して産業廃棄物としてきちっと処理されている、そういうことは学んでいらっしやらなかったんですか、どうですか。

○教育庶務課長

まことに申しわけないんですけども、今回、この4月の準備をするまで全く気がつかず、他市へも調査をせず今日に至りました。

○高橋委員

私ちょっと聞きたいんですが、市庁舎の地下食堂は、給食センターほど大がかりではありませんが、あの水は産業廃棄物ですか、違うんですか。

○総務課長

一般のものでいいというふうに思います。

○高橋委員

地下食堂は一般廃棄物でいいと。どこに分水嶺があるんですか、産業廃棄物と一般廃棄物。

○総務部長

今、庁舎の食堂につきましては、給食センターの食材等、すべて処理槽へ送り込むというセンターは状況だと思います。

市庁舎の食堂につきましては、洗い物については、水という状態では合併浄化槽の中に流入されておりますが、食材、切りっ端、残り物、これはすべて業者のほうで持ち帰っていただいておりますので、そういった処理槽へ送り込むとか、浄化槽へ送り込むというものではないとい

う状況でございます。

○高橋委員

それじゃ、センターも雑排を持ち帰ればいいということですか、今の論理は。給食センターも雑排を持ち帰れば、それは水、汚水になりますね、油も使いますし。それは、雑排を持ち帰れば産業廃棄物にはならないという、今、御議論ですか。

○総務部長

食材は分離して持ち帰るという形をとっておることから、一般廃棄物というのか、浄化槽へ流しておるのが認識であります。

○高橋委員

庁舎の場合に、一般の私たちの、一般にはトイレですよ。手洗い場、トイレ、厨房はほとんどありませんから、トイレですよ。これに地下の食堂の雑排水が入りますね。その余りもの、残った雑のものは除去していると。だけど、その汚水が入りますね、当然のことながら洗濯洗剤を使った水が入ったり、入りませんか。これは、一般のし尿と同じ合併槽で処理しておることですか。独立していないんですか、槽は。

○総務部長

家庭でもそうでございますが、お勝手の水というものは合併浄化槽の中に入って行く、この状況が庁舎でも言えるということの認識でございます。

○高橋委員

いや、だからそれが給食センターで問題になっておるんでしょう。古いセンターは合併でやっておつたと、両方とも。それはいかんよと。これは、食数が多いから産業廃棄物なのか、いや、40食か50食程度だからこれは産業廃棄物じゃない、一般廃棄物なんだというふうに言われるのか、分水嶺はどこにあるのかということを開いておるんです。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時22分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

市役所の浄化槽でございますが、浄化槽に関する一般廃棄物と産業廃棄物に分けられるということで、市役所の浄化槽につきましては、浄化槽に関する廃棄物であるし尿、生活雑排水、それから浄化槽汚泥、一般廃棄物に該当するというところでございます。ただし、その今の法律で、し尿と、それから生活の排水が全部そこの中に入っている一般廃棄物だというふうになっているんですけど、そういったものを分けられないというような法律になっているかなっていないかということは、申しわけないんですけど、確認はしておりません。

以上でございます。

○高橋委員

給食センターは6,000食ですよ、6,000食毎日つくるんですよ。市役所の庁舎は50食ですよ、地下1階。あなたも私もあそこのお客さんだから、50食。6,000食は産廃だけでも、50食は産廃じゃないと今おっしゃったんでしょう。6,000食だと産廃だけでも、50食では産廃ではない、だったらどこに線があるかということをお聞きしております。

○総務課長

私のほうには、浄化槽を二つに分けたから産業廃棄物というような形になるのではないかというふうに思っております。うちのほうは、そういった分ける区分もありませんので、一般の廃棄物というような形になるかと思っております。

以上です。

○高橋委員

いや、二つに分けてあるから産廃で、分けていないから一般廃棄物だなんていう妙な論理は成り立ちませんよ。6,000食つくる給食センター、50食つくる地下食堂、同じようなことをやっておりますよ、規模と量が違うけども。片や産業廃棄物だと。子供たちにそれを料金を取って提供しています。片方も500円、ワンコインだけでも料金を取って提供しています。これが地下食堂にある。知立の場合は、その地下食堂は合併槽で分離していないと、地下食堂分だけ、給食センターは分離されておると。分離されておるとから産廃で、分離

されていないから産廃じゃないなんていうことは理屈が合わない。だって、前の給食センターは分離していなかったんだから。けども、それは産廃を不当に入れておったんだわ、違法に、これは認められている。だから、形態は分水嶺じゃないんですよ。食数ですかということをお聞きしております。何であなたの言うように、地下食堂は一般廃棄物で処理してもいいけども、給食センターは一般廃棄物で処理できないのかと。素朴な疑問を私、あなたに教えていただきたいと思って聞いておるわけです。

○総務課長

それにつきましては、給食センターは工場、それから市役所というのは工場に当たらないというふうに思っております。ただ、調べたわけではございませんので、確かなことはちょっと申しわけないです。

○高橋委員

市役所は工場じゃない、センターは工場だと。それでは、工場とは何ですかという話になるんだわね、結局。工場であるか否かはどこで線を引くんですか。だって、50食つくっておるところでも、それが弁当屋なら工場になるんじゃないですか、その部分は。魚初というの、あるでしょう、民間のやつか知りません、あれは工場ですか、工場じゃないんですか。

○教育庶務課長

給食センターの今回の建設のときに、調整区域のほうに建てたんですけども、そのときに用途上のたしか話がありまして、やはり給食センターは工場という扱いということで記録がありました。

工場の定義なんですけども、ちょっと正確ではかもしませんが、ある品物を別の形にして加工して輩出するのを工場というふうに記憶しております。

○高橋委員

ある品物を別な形で提供する、地下食堂でもイコールじゃないですか、総務課長。

○総務課長

確かにそうでございますが、大量にそういった

ものを処理しているというような形になると思いますので、うちのほうでいえば50食程度というような形で一つの浄化槽の中に入っていくということで、それは一般でいいではないかというふうに思っております。

○高橋委員

いや、だからどこに線があるのかということを一貫してあなたはおっしゃらんけども。だって、地下食堂が工場じゃないという定義はないでしょう。工場だったら間違っておるということですよ。線をつないでおることが。トイレの汚水と、給食の地下食堂を結んでおるということ自身が間違いじゃないですか。

福祉の里で、デイサービスでやっぱり相当食数を出しますよね。あれはどうなっておるんですか。所管外でわからないということでしょうか。あるいは、中央公民館の喫茶室、これはどうですか。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時30分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

大変済みません、お時間をいただきまして。

水質の法律がありまして、特定施設という形で決まっております。その中に共同調理場、これは学校給食法に設置されるものですが、500平方メートル未満の事業所に係るものは除くというふうになっておりますので、知立の給食センターにつきましては、これは規模が大きいということで該当するというような形になると思います。

それからまた飲食店ということで、総面積が420平方メートル未満の事業所に係るものを除くというふうになっておりますので、うちのほうの市役所のことについては該当しないというような形になるかと思えます。

以上でございます。

○高橋委員

私、この本会議で給食センターの話聞いたときに、地下食堂は大丈夫かなというのがぼつと頭に浮かびました。そうすると連担して、この福祉の里のデイサービスの2階のあそこの食事を提供するところがあるでしょう。これは地下食堂並みの量を提供されているのではないかと。小さな施設で、ここは大丈夫かなと。あるいは、体育館の喫茶室、あるいは中央公民館の喫茶店はどうなのかということをおぼつと頭に浮かびました。その発想の延長線上で今たださせてもらっておるんですが、当然、センターでの産廃処理をしなきゃいかんということが全庁的に議論になったわけだから、その段階で今私が申し上げている疑問は、当然、当局側で十分精査されて、センターは産廃だけでも、地下食堂では産廃ではないということを論理的に明らかにされるというのがあなた方の仕事じゃないでしょうか。ナンバーもいいですけども、あなた方の仕事だと思いますよ、私は。それが結果的に何とおっしゃったんですか、基準があるんだと。もう一遍おっしゃってくださいよ。どこの基準を超えていたら産廃で、どこの基準を超えていなかったら産廃じゃない。共同調理室をもって500平方メートル以上が産廃ですか。420平方メートル未満はこの限りではないというようなこともおっしゃるけども、もう一度明確な見解、お示してください。

○総務課長

今の御指摘いただきまして、本当に庁舎を管理している者といたしましては、勉強不足で申しわけなかったというふうに思っております。

それから、今、高橋議員に言われたことにつきましては、共同調理場、これは学校給食法に設置されるというものでございまして、これは500平方メートル未満の事業所に係るものは除くというふうになっておりますので、うちのほうの給食センターについては、これ以上ということで該当する産業廃棄物の該当があると。

それからもう一つは、飲食店、これは総面積の420平方メートル未満の事業所に係るものを除く

というような形が書いてありますので、市役所はそれだけの規模がございませんので、適用外というような形になると思います。

以上でございます。

○高橋委員

わかりました。学校給食センターにあつては共同調理場で、500平方メートル未満のものは産廃じゃないが、以上のものは産廃と。一般の飲食店、地下食堂も一般の飲食店ですよ、喫茶室も。これについては、450平方メートル未満の共同調理場にあつては一般廃棄物でよろしいと、こういうことですね。わかりました。

その基準で産廃か一般廃棄物かの分水嶺を明確にして排水処理をしているんだということです。ちょっとその文書を普遍的な文書だということなので、お出しいただきたい。きょうじゃなくていいですから、今のあなたの読んでいただきたかりを、産廃と産廃でない場合の分水嶺、学校給食センターの共同調理場の場合、一般の飲食店の共同調理場の場合、それぞれ明らかにして、全議員にひとつお配りをいただきたい。

そこでお尋ねしたいのは、きょう資料として学校給食センターの入札執行調書について報告書が出ています。最初トライされたのが4月1日に1年間の委託契約でトライされましたね、6社による指名競争入札。これは、落札業者がなかったということですか。不調に終わったということですね。

○教育庶務課長

落札者がありませんで、不調に終わりました。

○高橋委員

それで、落札者がいない場合は、最低価格者と随意契約を結ぶことが認められているんじゃないですか、どうですか。

○総務課長

たしか、そういうような形で、最低落札者と話し合うというような形になっていたと思います。

○高橋委員

どういうことが起きたかといいますと、この報告書によると、4月1日に6社による指名競争入

札をやりました。契約期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日。つまり、平成23年度1年分を委託契約してくださいと。産廃をあなたのところで処分してくださいという契約を結ぼうと思ったけども、落札しなかった。今井課長答弁のように、その場合には、最低価格者と話し合いをして、まとまらなきゃいかんけど、まとまれば随意契約は認められていると私は思います。ところが、これが不調に終わったので、どういう対応をされたかという、半月後の4月15日、今度は委託期間、4月15日から4月27日という極めて何か妙な時間帯で約半月間の今度は契約をするために、予定価額が50万円未満なので、見積もり合わせによる入札をされた、入札と呼べるのか、見積もり合わせをやりました。その結果、どうなったんですか。

○教育庶務課長

その結果、知立衛生が12万2,588円で落札をいたしました。

○高橋委員

知立衛生が落札しましたね。それで、4月27日までは契約が結ばれました、知立衛生社と。そこで市当局は、4月28日から契約のパートナーがいない状況になりますので、4月28日から10月31日まで、今回提案されている補正の内容なんですが、この半月間を区切って入札をされました。この結果、どうなったんでしょうか。

○教育庶務課長

知立衛生が530万2,500円で落札されました。

○高橋委員

この知立衛生が消費税抜きで505万円で落札したときの予定価額が510万2,000円ですね。

○教育庶務課長

質問者のおっしゃるとおりです。

○高橋委員

その4月28日から10月31日、4月28日から6カ月の産廃汚泥処理の契約が505万円で落札したと。そのときの予定価額が510万円ですね。それで、4月から気がつかれて、4月からやらないかと、これはとって勢い込んで入札をされたけども、

4月は、さっき申し上げた1年間、平成23年度1年間を契約された、そういう入札をされようとしたけども、このときの1年間の予定価額は幾らで設定されたんですか。

○教育庶務課長

444万400円です。

○高橋委員

この予定価額の設定は重要なミスですか、これは。どう思われますか。

○教育庶務課長

1年間分の産業廃棄物としての処理から申しまして、結果的にこの予定価額では、今判断しますに、ちょっと期間、これだけの1年間分というのは足らなかったというふうに考えます。

○高橋委員

落札した4月28日から10月31日の場合の半年間の予定価額が510万円、不調に終わった1年間の契約の場合の予定価額440万円、つまり半年で500万円だというのに、1年で440万円の予定価額しかなかったと、落ちないですね、これ。落ちません。それで、何でもかような初歩的な、もちろん初めてのことでですから、産廃を受け持ってもらうのはどこで処理してもらえるのか、多分、この暗中模索といいますか、どうやったらいいのか、予定価額どうやって決めるのか。平たく言うと、そういう模索の中から始められた仕事なので、そのろばいぶりというか、この混乱ぶりは理解できないわけじゃないけども、それにしてもこの440万円という1年間の予定価額というのは、どこかを見積もって参考にされたに違いないと思うんですが、どうなんですか。

結果的に、15日間おくれるんですよ、私が言いたいのは、15日間おくれたんでしょう、処理が。4月15日からしか始まっていないでしょう、産廃の処理は。この1回目入札で一発で終われば4月1日から始まったんでしょう、これ。違うんですか。15日間おくれたんですよ、産廃処理が、結果的に。そこを私ちょっと問題にしたいんですよ。この予定価額の見積もり違いがそういう結果を生んだんじゃないですか。

○教育庶務課長

まことに申しわけないんですけども、予定価額がやはり合わなかったということで、15日間おくれました。

○高橋委員

私も素人ですからわかりませんし、どうやって予定価額を決めるのに、初めてのケースでどうやってこの予定価額を算定されるのか、なかなかデリケートで難しい問題だったと思うんです。けども、法外に安い予定価額だったと。もちろんそれで落ちてくださればそれでいいけども、落ちなかったと、不調に終わっちゃったと、入札が。だから、4月1日から産廃として引き抜く予定のやつが、4月1日に入札が成立しなかったので、結果的には2番を採用したんでしょう、4月15日からのやつに採用した。私、ちょっと聞きたいのは、いいですか。1番と3番は4月1日にやってみるんですよ、入札を。このメモによれば、平成23年4月1日、1番。契約期間が1年。3番、平成23年4月1日、契約期間が4月28日から10月31日、これは間違いじゃないですか。

○教育庶務課長

申しわけありません。御指摘のとおり、資料3号のほうの入札執行調書を見ていただきますと、平成23年4月28日執行で、入札日は平成23年4月28日でございます。申しわけございません。

○高橋委員

わかりました。私しっかり執行調書の日付まで見ていなかったんですが、この表の1、2、3を見たときにそういう矛盾を感じましたが、今訂正していただきまして腹に落ちました。

私が言いたいのは、2番の契約行為があるでしょう。この2番のときに3番をやったらどうなのかということですよ。何でも1カ月のつながりがここで発生したのかということです。しかも、これは随契になるわけでしょう、随契になりますよ。あえて6社の指名競争入札を1回目にやられた、不調に終わった、予定価額は余りにも低かった、反省しようということで、改めて一定の期間が要りますね、業者を選び直してやらないかん、要

りますが、そのときに何で平成23年度1年間を契約しなかったんですか。何でこのように半月間のつなぎにされたんですか。

○教育庶務課長

経緯について少し説明をさせていただきたいと思います。

4月1日の入札のときに、予定価額とその札とは全く価格が合いませんでした。ということで、契約が成り立たなかったわけで、その時点で設計の組み直しが必要になりました。設計の価格の見直しと、予算が限られておりますので、期間の見直しが必要でございました。別のその場合ですと、前の委託業務とは全く別の委託業務ということで発注することになりますので、また指名審査会にかけていただいて、それから入札という事務手続になります。4月1日のその時点で、事務的に次に間に合う指名審査会を経て入札を行える直近というのが平成23年の4月28日でございました。ただ、その日にちまで待っておりますと、給食センターの排水処理のその汚泥ではなくて、処理の点検委託のほうがその間、1カ月間空白になってしまいますので、それまでの間ということでとりあえず随意契約で見積徴収をさせていただきました。

○高橋委員

指名審査会の期日と、入札準備のために一月間ぐらいかかるよという御説明でした。一月間かけてしまうと、その間は産業廃棄物の処理ができないので、業者が落札しないから、半月間のつなぎで、半月間のレベルですと50万円未満ということで随意契約ができた。随意契約したことによって、いわば見積価格、契約50万円未満で札を先に入れてしまうわけですから、これは予定価額ないわけですから。札を入れてもらって、ここでこの程度なら業者が仕事をしてくれるなということが逆説的に理解できた。これは本意ではなかったかもしれないけども、この程度の金額を入れないと業者が仕事をしてくれないんだということになって、この経験を踏まえて4月28日に再度本ちゃん入札をやったと、こういうことだと思っんですが。このとき4月28日の執行でしたね、さっき

の訂正していただいて。このとき、なぜ1年間契約しなかったんですか。予算がなかったということだね。

○教育庶務課長

そのとおりでございます。予算がございませんでしたので、流用等いたしましたけども、その許す範囲での設定とさせていただきます。

○高橋委員

これ、当初予算が481万円でしょう。481万円の当初予算で505万円の契約というのは本来できないですよ、これ。債務を負担していないんだもん。当初予算が481万円、そして半月間も食べてきた。残りの金は幾らになるか知りませんが、4月28日の契約は510万円でしょう、500万円超えておるんだわ。だけど、原形予算が480万円しかないのに500万円の契約はできないですよ、厳密に言ったら。そうじゃないですか、教育部長。480万円しか予算がないのに、500万円の契約はできないでしょう。

○教育部長

言われるとおりで、当然できませんので、60万7,088円流用させていただいて、10月末までの契約をさせていただいたということです。

もう一点、4月1日に不調に終わったから、4月15日まで産廃の処理が違法というか、できなかったんじゃないかと。

それは全体の委託の中の、今問題になっているのは汚泥の処理が産廃だということでございますので、汚泥処理はこの間ではやっておりますので、そういった違法ということはございません。

以上です。

○高橋委員

4月15日、15日間はまだ浄化槽の中でバクテリアが食べておる期間なので、引き抜くまで時間がなかったと、引き抜かなくてよかったと、だからその執行ができなかったと、これはわかりました。

それで、これ苦肉の策なんですけど、予算を計上していない契約はできませんよ、これは厳密に言ったら。だって債務の不履行になるんだから。契約をしてしまったと、予算が担保されていない、

契約したと、契約は先行するわけでしょう。だけど、予算が担保されていなかったということは債務が不履行になる可能性があるので、予算を計上していない契約はできないんです、これ。総務課長、そうじゃないですか。入札と予算執行の関係で言ったら。

○総務課長

当然、予算がなければ入札という行為はできませんというふうに思うんですけど、その前に、予算の流用ということがあれば、別にそこにプラスされるというような形になると思いますので、予算がないというような形にはならないというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

流用を私、必ずしも否とはしませんが、場合によっては款内、節内、目内での流用というのは一定のものは認められております。それは理解した上で私お話ししているんですが、入札行為というのは、お互いに契約をしたその瞬間に債務をしようわけですね。市役所は売り掛けじゃないけども、その金を払うということを前提で契約するわけですから。予算の担保のない契約は無効なんですよ、そういう契約はしてはいけません。だって、この契約は議決事件じゃありませんから。おたくたちのフリーハンドで一定の形式と規則に沿っておればその契約はできますが、議会の議決をいただいている、されている予算を超える契約はできないわけですよ。それは、予算法定主義でそういうことになっている。今のきょうの話は、いやいや、そうけども、流用して金をかき集めて何とか担保をしたと。これは我々には見えません。内部的にそういう段取りをしたので、この債務を担保する予算ができましたと。510万円を超える480万円だけでも510万円を超える汚泥処理が担保できましたので契約をしましたと。ぎりぎり許される範囲かなと思うんですが、やっぱりここに市教委の、いい言葉で言えば努力の跡、悪い言葉で言えば大変な不十分さが露呈した中身がこの463万2,000円の予算の計上の中に明確になっていると、

こういうことですね。この件から、どういう教訓を引き出そうとされているのか、ちょっと総括的なお話を聞きたい。

○教育庶務課長

今回の過ちにつきまして、もっと早い段階で気がつくべきであったというふうに認識しております。勉強不足を感じております。

○高橋委員

そこでもう一つ提起したいのは、この汚泥をリレー方式で北九州まで持って行って処分されておるといいます。知立衛生社、中間業者、もう一丁業者、最終的に北九州と。さっき、総務課長が明らかにされたように、飲食店で420平方メートル以上の共同調理場を持つところはこれは産廃ですから、そんなことを言えばあちこちにあるんですよ、この産廃の調理場を持ったところは。これは皆、九州まで持っていらっしゃるんですか、最終処分するのに。もっと近いところに業者ないんですか、産廃業者。どうですか。

○教育庶務課長

愛知県内にもやはり処理業者はあるようですけども、それは各請負業者が取引先としている業者のほうに持っていかれるということですので、今回、落とされました知立衛生につきましては、北九州との業者と契約をしているということでございます。

○高橋委員

業者はあるけども、知立衛生社の関係の業者が北九州ということなんですよ。そして、半年で処理費が500万円という今結果でした。

安城の給食センターのお話をしたいと思うんですが、安城は三つセンターがありまして、2万4,000食つくっておるんですよ。それで、産業廃棄物ですから、知立が今議論されておるようなことで産廃として汚泥を処理されております。県内で処分されておりまして、約2万4,000食で処理費が500万3,000円なんですよ。2万4,000食、安城市はセンターで、これは、もう既に産廃でやっておられます。知立は6,000食ですね、たしか。8,000食がリミットでしたか、ちょっと記憶がな

いですが、6,000食から7,000食ですよ。それで、今言う半年で500万円でしょう。まだ下半期をやってみなわかりませんが、1,000万円。安城は2万4,000食で愛知県内で処分して500万円です。これがちょっと議論する必要はあるんじゃないでしょうか。どう思われます。

○教育庶務課長

各市それぞれ委託業者があるかと思うんですけども、今回も数社選定をさせていただきまして、総会において指名競争入札ということで契約をさせていただいておりますので、その汚泥のほうの処理というだけの比較ですと、各業者それぞれあるのかもしれませんが、今回、知立衛生が一番低い価格で落札されているということですので、今後、また設計単価とかそういうことでの検討はしていきたいと思っておりますけれども、そういう状況です。

○高橋委員

安城市が500万円ですから、1年間で2万4,000食。知立市が4月1日行った予定価額の400万円というのは、必ずしも安過ぎるわけじゃないですよ。6,000食、7,000食の食材を扱う、給食をつくるセンターで、1年間の産廃汚泥処理費が440万円に設定された。安城市は、結果論ですが、2万4,000食つくって500万円で処理されておるんだから。知立の落札しなかった4月1日の440万円というのはあながち低くないですよ、これ。安城市の例を見るならば。たまたま指名された6社がそのキャパがなくて、北九州市まで持っていけないかんというから、運送費含めて440万円、とてもじゃないができませんよと、こうやって不調になったということでしょう。安城の出入り業者なら、これ、やりますよ、440万円で。6,000食だもん。どうですか。

○教育部長

今、委員の言われるとおりのところもあるわけですが、ただ、私ども、この約1,000万円の中身が汚泥処理だけではございません。排水施設の維持管理、投薬だとか保守点検だとか、すべてを含んで1,000万円でございます。例えば、今汚泥処

理につきますと、私どもがその設計で出しているのが年間で250立方メートル出るであろうというふうで試算をして計算をしております。1立方メートル単価が約2万7,000円、すべての業者に払うのが2万7,000円でございます。それでいくと、汚泥処理が約670万円ぐらいということで、ただ、これも250立方メートルがどうなるのか、まだ1年たたないとわかりませんが、ですから、先ほど課長も言いましたが、落札業者がどこになるかによって中間処理業者というのが決まってしまうので、でも、例えばほかの市を見ましても、汚泥の産廃処理について、1立方メートル当たりの単価というのはそんなに大きな変わりはないところではありません。

以上です。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時08分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

休憩を挟んで、いいところでちょっと水が入っちゃったんですけど、産廃の汚泥というのは年に何回ぐらい引き抜くんですか。

○教育庶務課長

月に1回の予定です。

○高橋委員

先ほど、今回の半年間の500万円余の契約は、引き抜くだけじゃないんだと。引き抜いたものは、北九州市まで持って行くわけだ。月に一遍ずつ北九州まで行かないかんということだね。ということは、5回か6回行くんですが、いや、管理費も含まれているんだと。だから、安城市と単純に比較してもらっちゃ困るみたいな話をされました。だけど、考えてみたら、今まででもその浄化槽は存在しておったわけだね。たまたま産廃という位置づけがなかっただけで、浄化槽は存在していた、2槽だったと思うんだけどね、今の答弁だと。

だから、これは一般廃棄物で管理しておったんでしょ。今までは管理していなかったわけじゃない、一般廃棄物で管理していた。ただ、その月に1回引き抜いた汚泥を逢妻衛生処理組合へ持っていったところに問題があるんです。だから、今度引き抜いたものを逢妻へ持っていけないから、この北九州に持って行くんですが、その引き抜くまでには管理が必要ですね、薬品を入れたり、槽が大きいですから。これは従来もあったわけでしょう、その管理部門というのは。

私、ちょっとさっきの答弁で納得しちゃったような感じがしたんだけど、もう一遍ちょっと想起して聞きたいのは、いやいや、481万円の現計予算があるというけども、その予算は一般廃棄物の契約をされておるわけだから、片方で。丸々残っているということは、部長、ないですよ。し尿のほうのトイレのほうの契約をされるわけですから。それから、産廃のほうの管理は契約が済んでいないでやられていないということですかね。そうすると、480万円のうち幾らそのトイレのほうの浄化槽管理と引き抜きに契約をされておるか知りませんが、これは既に契約をされておるわけだから、現計予算は残りしかないわけでしょう。だから、481万円残っていないわけですよ。幾つか、何本か流用してきて、500万円に到達したので今度の入札をしたというけども、それは一つの原因で二つの入札が重なっているということにはなりませんか。この疑問をひとつ解明してください。

それから、どこの部分をどのように契約されているのかということについては、契約書を提出していただきたい、今じゃなくていいです。この産廃部分の契約書について、ひとつ御提出いただけるかどうか、これをお答えいただきたい。

そして、九州まで持っていけば高くなるのは当たり前じゃないですか、月に1回。何でそういう処理しかできない業者に、それでもうんと安ければいいですよ。破格の安さでやってくだされればいいけども、愛知県内で処分するところがあれば、愛知県内で処分してもらおうというのが一般的な話

じゃないですか。何で北九州まで、新幹線で行くのか、飛行機で行かれるのか私は知りませんが、運賃使って、公費を使って何も向こうまで汚泥の処理に、産廃の処理にお金を使う必要ないじゃないですか。そういうことを考えますと、北九州処分方式というのは問題があるんじゃないでしょうか。

ちょっと幾つか申し上げましたが、あわせてお答えいただきたい。

○教育部長

まず、トイレのほうの浄化槽の契約云々という話ですが、それだけで単独で契約しているというわけではございません。先ほど言いましたこの排水設備の処理管理委託ということで、その中に全体が入っております。ですから、トイレの浄化槽の汚泥にしましても、そんなにすぐにたまるものではありませんので、それだけで契約をしたということではございません。

次に、北九州の話ですが、これは本当に私どももそういった産廃についての認識というのがない中で契約をしたわけですが、その最終中間処理業者がどこだということもわからず契約して、中にはそこの入札に参加していた業者の中では名古屋に処理するという、後で知ったことですが、業者もございました。ただ、3回札を入れていただいたわけですが、やはりその中で一番安く落としたのが知立衛生だったということでございます。

あと、契約書の提出ということでございますが、これについては、ちょっときょうというわけにはいきませんが、後日提出させていただきます。

以上です。

○高橋委員

いろいろトラブルで大変な局面だったということは理解をしますけども、それにしても、やはりもうちょっと次の入札は、今私が指摘したようなことも含めて、十分精査した上でやっていただきたい。つまり、知立市内の仕事は知立衛生社みたいな不文律が、言わず語らず業界の中にもあって、たまたまそれが北九州だからしょうがないじゃんということで本当にいいのかどうか。予定価額の

中に入っていて、一番安かったからそれでいいじゃん。だって、予定価額は本当に正確だったんですかと、逆に言うとね。という問いかけも含めて、私は次の入札、間もなく10月ですから、次、考えないけません。この入札にすべての教訓を生かすということだと思っんです。

私があえて契約書の提出を求めたのは、安城市の端的な処理費を紹介しました。それは、知立の契約の方式とイコールの金なのかという問いかけもありました。一度、私なりに精査もしてみたいと。議会もそれらの資料をもとにして、本当に適切な入札について市民の立場で検証する、そういうことが必要だという視点で資料提供をお願いしました。これは秘匿すべきものではないので、出していただくということですが、その点でどうですかね。私、北九州まで産廃を持っていくという、そういう手法を、結果的にそうなったかもしれんけども、それを公費でその契約が妥当だということについては、少し私は違和感があります。結果的に高いものを買わされているんじゃないか、契約させられているんじゃないかということになるんじゃないですか。心当たりは少し、もうちょっと切り込んだ検証が必要ではないでしょうか、どうですか。

○教育庶務課長

今の北九州への処理についてでございますけれども、他市の委託について少し伺ったところによると、愛知県内で処理をしているということがありまして、それについても含めて、今回の汚泥処理について、やはりその北九州へ持っていくのが価格が上がるのかどうかということで調べてみたんですけど、それはインターネットとかでちょっと調べたんですけど、やはり、それは処理の場所によって価格はかなり、愛知県だから高い、安いとかそういうことではなくて、業者ごとでかなり価格はいろいろあるようなんですけども、ただ、その他市が委託をされていて、愛知県内で汚泥処理をしているケースにつきましても、汚泥処理の単価につきましては、そんなに大きく違うということはございませんで、今回、設計を組み直した

んですけども、そのときにも1社ではなくて、数社から見積もりをいただいて、それで設計を組みましたので、そういう状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○高橋委員

乾電池でしたか、北海道まで持っていかないかんというのは、蛍光灯でしたかね。要するに、処理するもの、処理場が特定な技術で特定なところしかないというなら、それは北海道であれ、九州であれ、海を越えた向こうであれ、合意ができれば持っていかないかんわけですけども、愛知県内でも処理されていると。今回は北九州まで行って処理しておると。月に1遍引き抜くんですが、あれですか、ストックされているんでしょうかね。ストックして6カ月まとめたものを持っていかれるのか、私よくわかりませんが、もちろんそれは総トータルの中の一コストですから、高橋委員、そんなことを言ったら、愛知県内で処理したって高いところは高いんです、それはそのとおりですよ。けども、理事者側としてそのことにコストがかかることはお互いが了解することですから、予定価額を調査し、選定する上で、もうちょっとシビアにやれないのかと。九州まで持って行って510万円で受ける企業があるとすれば、愛知県内で同じ他のコストが同じであるならもっと安くなるはずですよ、論理的に。しかし、それはワンパックの話ですから。他のセクションも含めて札を入れていただくわけですから、処理地が遠いということをもってその業者が高くなることを因果関係で明確に、それはできません、これは。けども、そういうことも踏まえて、じゃ、予定価額を設定する、設計する上で盲点はなかったのか。市民にきちっと理解していただける予定価額の設計になっておるのかどうか。理事者側としては、その視点からしっかりと検証して、いやいや、間違いなく高くありませんということが胸を張って言える、そういう予定価額の設計にしてもらいたい、こういうふうに思っんです。どうでしょうか。

○教育庶務課長

今回、質問者からも情報をいただきました。やはり、常に設計額というのは精査していくべきものだと思いますので、十分に勉強させていただきたいと思います。

○高橋委員

こればかりやっておれませんので、大事なポイントだと思うんですね。これは、自然環境に対する市側の対応、あるいは給食という社会的な行為に対する廃棄物の処理、そして適切な業者の選定と予算執行という点で、幾つかのこのセクションが重なり合った重要問題ということですので、ぜひ次回の入札にこの教訓を生かしていただきたいというぐあいに申し上げておきたいと思います。

ちょっと補正予算、あと二つほど聞かなきやいかんわけですが、一つは補助金の執行状況、出ましたね。たまたま教育関係が、これ、見てください。きょういただいた資料ですね。きょういただいた資料によりますと、ナンバー31番、校内LAN、安田小と南小。太陽光発電、東小、西小。グラウンド整備南中、この4件が内示率ゼロ、そしてコメント欄、採択困難となっています。大変重要な太陽光発電にせよ、校内LANにせよ、グラウンド整備、重要な側面が不採択、これはなぜ不採択になったのでしょうか。不採択だというふうにお見込みになる根拠。

○教育庶務課長

これにつきましては、事業の執行上、やはり夏ごろに見通しをそろそろ持たなくてはいけないということで、愛知県の教育事務所のほうへ伺ってまいりました。状況を伺ったところによりますと、やはり東日本大震災の関係で、今優先されているのは耐震補強を中心ということございまして、見込みがなかなか難しいというお話でありました。

○高橋委員

大震災の影響で国庫補助の見込みが難しい、これは監査委員の意見書にも載ってましたね。これは決算の審査の対象ですが、国庫補助の採択や確保が難しくなっている。だによって財政運営のより計画的に綿密な対応を求めたいという趣

旨の監査の意見書があります。その具体的なケースとして、平成23年度、年度は違いますが、監査委員の御指摘がこういう形で5項目、今回、残念ながら履行されないということになっております。

40番、41番、42番について、要保護、準要保護の補助金等についてゼロ回答なんですが、コメント欄に、8月30日に事業計画等を提出のため、現在は内示待ちの状況だと、この見通しはどうか。

○学校教育課長

その備考欄に書いてありますように、8月30日に提示した後、見通しといたしましては、例年どおりということ聞いてはおりますが、ただ、今後どうなるかはつきりは聞いておりません。

以上でございます。

○高橋委員

二つの難しいことをおっしゃったんですが、例年どおりというのはどういうことなんでしょうか。例年どおりというのはどういうことなんでしょうか、一つ。

もう一つは、8月30日に申請したと。だって、要保護、準要保護なんていうのは、恒久的な制度なので、頭から要求せにゃいかん。8月30日に要求されたというのはどういう意味合いなんでしょうか。二つお願いします。

○学校教育課長

まず、支払いについては、要保護等については、修学旅行のお金のみ学校教育課より支給されて、そのほかにつきましては福祉課から支払いされます。ですから、まず修学旅行というのが、実際に修学旅行へ行ったら実際のお金がかからないと、その半額が支払えないということになっておりますので、この8月30日ごろに一応見通しを持ってこちらから要求をするということです。

○高橋委員

いやいや、例年のごとくは。

○学校教育課長

例年につきましては、今申し上げたように、修学旅行の2分の1のみしか要保護については国の

補助が出ないものですから、ということで8月30日に事業計画書等、提出しておるわけです。

○高橋委員

この事業費を見ますと、39番が、これ、単位、何ですか、2万2,000円ですか。40番が、これは特別支援教室、159万円。41番が18万4,000円、つまり、これは修学旅行に限って上乗せ分を8月31日に国庫補助申請をしたと。毎月の給食費だとか、いわゆるそのほかにも要保護、準要保護の支給はありますね。これは、既にキープされていて、上乗せ分の修学旅行だけを8月30日に請求したのでそういう実態になっているということをおっしゃったんですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○高橋委員

わかりました。じゃ、これは例年のような措置がされることを期待したいと思います。

この一番右の欄、コメント欄の左が施行見込みですね、マル・ベケ。9月現在の内示額と不足額というのがあります。これを見ますと、二重線のその次の次の数字ですね。4,581万9,000円が不足額と、却下された場合。却下されるという見込みで4,581万9,000円が不足額と、こういう表ですね。いいですか、それで。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

したがって、4,581万9,000円国庫補助が不足すると。問題は、その後ですよ。その右の施行見込みということで、本会議でもありましたように、太陽光発電以外の二つはベケ、そのほかの校内LANとグラウンドはマルがついておるんです。つまり、これは単費でもやると、市費単独費でもという意味ですね。

○企画政策課長

財政当局といたしましては、市単費でも行っていくというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

そうしますと、4,581万9,000円が国庫補助の対象から外れる。これを全部やめてしまえば、それで事はおしまいなんです、そうはいかないということで、太陽光以外の三つの部分については採択困難だけでもマルがついた。このマルがついておるのは、教育で148万円ですよ。つまり、4,500万円から148万円引いた3,121万9,000円が国庫補助を補う市単の費用と。一般財源をつぎ込む費用というふうに理解をしますが、それでよろしいですか。

○企画政策課長

148万円ではなく、1,480万円、ちょっと私がいいますでしょうか。今、委員のおっしゃったのが校内LAN440万円、2件で880万円、それからもう一件のグラウンド整備が600万円になりますので、三つの合計で1,480万円ということになりますが、よろしいでしょうか。

○高橋委員

いや、だから3,121万9,000円が持ち出し額ということにならないということかな。採択困難でマルがついておる、内示額ゼロでマルがついておるのは、上からいくと440万円、その次の32番が440万円、その下のグラウンドが600万円。これを足せばいいわけか。この3点セットで1,460万円を持ち出して対応すると、市の持ち出しでということですね。

○企画政策課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

いずれにしても、本会議の議論がありましたように、大変厳しい予算のやりくりのときに、私、太陽光発電をやめてしまうのもいかなものかと思えますよ、この時期に。自然エネルギー、これが議論されているときに、二つの小学校の太陽光発電をやめちゃう、これは何ですか。何で単費でやらないんですか。優先順位をつくられたんですか、教育長。

○川合教育長

厳しい財政の中で、すべてもちろん教育委員会としては実施をしていきたいというふうには考え

るわけですが、ただ、そういうことばかりも言えないので、その3点、校内LANから太陽光発電、グラウンド整備事業について優先順位を考えました。特に、太陽光発電については、今は本当に自然エネルギーの利用ということで教育的価値も十分に認めるところで、早くすべての学校で子供たちが目にする形でそういうものが利用されているということ、あるいは市民へのアピールという面でも意義あるとは思いますが、ただ実際、子供たちが毎日の教育活動をする中で考えますと、やはり校内LANとグラウンド整備のほうがより日々の教育活動に結びつくかと、そういうふうに考えました。

○高橋委員

満額回答があれば、当然設置されるわけだし、我々も設置されることを前提に予算審査もしてきましたし、また6月の定例会には、各会派の議員がこの防災災害対策をやって、自然エネルギーへの転換を声高らかに呼びかけられました。国庫補助がつかないという恨みはあるんですが、校内LANを優先すると。これは校内LANが440万円でしょう。ちょっと一つの学校をやめてもらえば、360万円で二つつくんですよ、物事の例えで言うとね。校内LANも私は否定しませんし、教育環境、学校管理の上で大事なものだと思うんですが、直接子供たちに生きた教材として電気を起こすことの重要性を学校現場で体験させよう、これだけ太陽が照っていると、きょうはこれだけ発電できていると。既に来迎寺小、知立小学校ですか、設置されて、後ほどまた決算で何う機会があれば幸いなんですが、教育効果を上げているんじゃないかというぐあいに思うので、どれを切らなきゃいかんということになると、これはつらい話なんです、さっき言われたような内容を表明されました。私は、太陽光発電はもうちょっと高い位置に、教育的効果から言っても、今日の社会の趨勢から言っても、あるいは節電を役所の中で呼びかけていらっしゃるといふ側面から言っても重要な施策ではないのかと、こんなふうに思うんですね。

これは、副市長、教育現場でこういう二者択一、

選択を迫られておるわけですよ。これは財政が厳しいというのはわかるけども、少なくとも予算計上して、市議会の議決を経ておる案件ですから、国庫補助がつかなかったということはわかります。しかし、国庫補助というのは、2分の1ですか、太陽光。事業費の360万円というのは総事業費でしょう、だから2分の1ということだね。2分の1つかんと半分つかんくなるんですが、そこはひとつ予算議決しておる案件だから、何とかこの単費で補てんしていくと。物すごい数じゃないですから。ここら辺は少し胸を開いて対応されるべきではないのかなと。不要不急ならともかく、学校LAN並びに太陽光発電、皆さんがやれやれといって激励もした案件、これが切られるというのは、極めて残念だと思うんですが、どうでしょう。

○清水副市長

私も、当初予算でお願いしたものは予定どおり執行させていただくというのが本来だというふうには考えております。今回のこの6本の事業のうち3本を単独も含めて実施するという事になっているわけでございますけども、これは一つには、校内LAN整備事業、これも2項ですべての学校が整うということで、これは日々の学習活動、教材を活用するという中では、これは欠かせないのかなと、そういう理解でございます。

それと、今後のいろんな国の施策、そういったものも、これはちょっとはっきりしたものはありませんし、私の想像も含めてでございますが、今、御質問者もおっしゃいますように、東日本の大震災、そういったもの、福島原発事故などから言えば、いろんな自然エネルギー、こういったものを普及させるとか、そういった考え方を子供たちにもという意味では、現時点わかりませんが、こういう補助事業というのは今後も、今年度の場合は非常に精査をされておりますので難しいわけですが、そういう意味では本来、この2項についても予定どおりというふうには思うわけですが、今の時点では、今後のことを考えますと、今やるべき部分が今回の3件だというふうに考えております。まだまだ国の動向もこれですべて答

えが出ているというふうには私は思っておりませんので、まだ今後の状況も見守りたいというふうに思っております。

○高橋委員

東日本大震災に伴う財政負担は、私は国会議員じゃないのでよくわかりませんが、これでおしまいということではないですよ。これから瓦れきの処理を含めてもっともっとふえていきます。ということになると、来年度以降、平成24年度以降も国庫補助対象の枠がどうなってくるのか、これは極めて厳しいんじゃないかというふうに思うんですね。したがって、大震災があったということをお互いに認識しながら、さっき答弁がありましたように、耐震関係以外はいけないんだということになると、当市は学校関係、基本的に耐震補強は終わりました。それしかいけないということになれば、そういうかたくな国の姿勢についても、やっぱり言うべきことは言っていく必要があるんじゃないか。教育長並びに市長、そういう点で大いに声を上げていただきたい。

あわせて、この太陽光発電という原発に変わる新しいエネルギー源として今注目をされている。これを切ってくると、国が。これについても大変解せない話であります。これらについても声を上げていただきたいというふうに思うんですが、まずそのあたり、基本的な点はいかがでしょう、市長、教育長。

○川合教育長

全くおっしゃるとおりで、太陽光発電の意義など、子供たちに教える教材としてぜひそういったことについて国も支援をしていただけるように、機会があれば声を上げていきたいと考えます。

○林市長

この太陽光発電は、今回、まだ保留というか、バツになっているんですけれども、私は国のほうはこの校内LAN以上に補助はつきやすくなってくるんじゃないかなというふうに思っております。いずれにしましても、これの内示が出る前にも国のほうにはお願いをしているんですけれども、また機会があるごとに訴えていきたいなと思ってお

ります。

○高橋委員

国に声を上げていただくのとあわせて、副市長、これは予算議決している案件ですから、財源構成が変わってくるということはあるかもしれませんが、私は現在9月の時点ですよ。工事可能な最後まで、今年度中で履行できるように最大の努力をしてほしいというふうに申し上げたいんですが、いかがですか。

○清水副市長

先ほども申し上げました、私としてもぜひ当初予算で認められた事業でございますので、何とか年度内の執行ということに努めてまいりたい、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員

二つ合わせて360万円は、決して小さい金額ではありませんが、しかし、知立の台所から言えば、泳いで泳げない金額でもありません。林市長、どうですか。一つ腹を張って子供たちにLANはLANでやらせてもらえばいいけども、太陽光発電、やりますと。一つ胸をたたいてもらえませんか、あなた。

○林市長

思いは全く高橋委員と同じであります。今、国のほうは、義務教育施設の耐震補強に非常に財源をつけようということをやられております。知立は終わっているわけですが、先ほど申し上げましたけれども、この太陽光発電については、私はきっと校内LAN以上に特定財源は国の財源はついてくるというふうに私、思っておりますので、1年、2年おくれることはあるかもしれないですけれども、早い時期には、私は全校に補助金をつけて整備ができていくというふうに私は思っておりますし、国のほうにもお願いをしていくということでございます。

○高橋委員

いや、私の思いとは違うんですよ。私は、今年度、予算採択をされている二つの学校の太陽光については、単費であってもやっていただけないかと。そこで腹を張ってもらえないかということをお

言っておるんです。来年度以降、大事な施策なら国がつけてくるでしょう。だから、私は頑張りますという答弁を期待しているわけではありません。今年度の予算の執行について、財源構成が変わりますが、もしつかなければ変わりますけども、360万円単費計上ができないのかということをお伺っております。答弁は、先ほどのオウム返しになるでしょう。ぜひ改めて強調しておきたいと思えます。

補正予算最後ですが、この防火水槽の撤去工事が計上されておまして、防火水槽について、市内の防火水槽の実態を本委員会に御提示していただくという約束じゃなかったんですか。これ、出しておるんですか、防火水槽。

○総務部長

知立市内の防火水槽についての調査をさせていただきます。それについての時間がちょうだいしたいということでありまして、今委員会にお出しするというお話はさせていただいておりません。

○高橋委員

本委員会にお出しするという約束はしていないということですか。

○総務部長

その旨の発言をさせていただきました。

○高橋委員

いやいや、私は、中島質問で出していただけのものだというふうに思っておりましたが、出していただけない。しかも、これ、1週間ずれてきておるでしょう、委員会が。防火水槽がどこにあって、耐用年数が幾らで、有害か無害か、借地か借地でないかということが1週間たっても集約できないということですか、当事者能力として。申しわけないけども。冒頭の委員会の場合には、委員長、いや、それは連休後のすぐじゃないかとおっしゃるかもしれません。日めくりが変わって、月末の1週間後ですよ、きょう。それでも出ないんですか。

○総務部長

はい、時間をちょうだいさせていただきたいと思えます。

○高橋委員

防火水槽の管理がどうなっているのかということを示したような答弁ですね。残念ですよ、私は。この防災が言われているときに、いいですか。しかも、今回、その防火水槽を撤去するという予算が出ている。これの広域連合との関係で大丈夫ですかとって中島議員が水を向けた。知立だけは特別な扱いをしていますと、扱っているならしているで結構です。どんと台帳を出しなさいという話ですがね。広域連合に管理をお願いもしていない、台帳も出してない、だれが一体管理しておるんですか、日常的に。1週間たつて資料が出ない、だれが管理しておるんですか。いつできるんですか、資料。

○総務部長

今回の防火水槽の状況でございますが、連合のほうで当面管理をさせていただいている防火水槽、それから、地元のほうで地元町内で管理してみえる防火水槽もあります。すべての防火水槽を洗い出すにお時間をちょうだいさせていただきたいということですので、細かい要領の少ないものまで多々あると思いますが、こういったものについて、調査のほうを進めさせていただきたいということです。

○高橋委員

今から、山へ行って栗の実を拾って、幾つ拾えるか数えましょうという話じゃないんですよ。102基ですよ、知立の防火水槽。それがどこにあって、容量がそれぞれ幾つで、有蓋か無蓋か、ふたがあるかないのか。あるいは、個人の家の借地なのか、公共用地なのか。これぐらいのことが何でわからないんですか、失礼ですが。そんなものは、瞬時に出よと言うとおかしいけど、パソコンの中に入っておらないかんのじゃないの。エクセルで一覧表が。必要なのは課出して、近似値を常にパソコンの中へ入れておる、わかりましたとってぽっと押せば出てくる。校内LANの話はされたけど、それぐらいのOA機器が今備わっておるじゃないですか、あなたのところにも。何で1週間たつて出ないんですか。それでよく防災の担

当部長だとおっしゃりますね。私、市とむしつと来ちゃう。議会がきちつと要求しているのに、出ないなら出ないとあそこで言うべきですよ。しかも、委員会は1週間おくれた、それでもなお出ない、一体、防災を何と心得ておるのかということですよ。

防火水槽の102基のうち、耐震構造があるのは27基、26.5%ですよ。借地が44カ所、44.1%、我々だってこれぐらいの数字をつかんでおるんですよ。何で当局は出ないんですか。

○総務部長

今のお話につきましては、防火水槽、知立市は102基というものは、この連合年報で出ておる基数でございます。この前の本会議の中でお話ししました防火水槽の数、177基とお示しをさせていただきました。これは、先ほどお話ししましたように、地元で管理してみえる幾つかの防火水槽も合わせた数でございます、これらについても、つぶさな一遍調査をさせていただきますということをお約束させていただきました。それについても、連合の台帳を整備しておる以外の防火水槽もありますことから、少しお時間をいただきますというお話で御案内をさせていただきました。

○高橋委員

いろいろ言いわけ的なことをおっしゃっているけども、この防火水槽だってきのう、おとといできたんじゃないですよ。営々としてある。営々としてあるから逆にわからないという面があるかもしれない。けども、防火水槽というのは防災計画の中にも位置づけられており、連合でも管理しているものは102個ついてわかっている。これが丸腰で、つかもうとしていないし、わかりもしないというのが放置されているということのあかしじゃないですか。清水副市長、これでいいんですか。これはもう防災のいろは、防火水槽の中身まで入らないですよ、きょうはそういう実態ですから。だけど、こんなことでいいのかということですよ、逆に言えば。

○清水副市長

私も本会議の議論を聞いておりました。その中

で、102基のお話と、今の総務部長が申し上げた百七十数基のお話。その中で、ちょっと私のはつきりとはあれですが、知立市内にありますいろんな一定の規模のものは102基で把握がされている。これは、連合のほうで把握されているということですけども、それ以外にもたくさんあるというのが今の総務部長の話ですが、私もそういうふうにあの場では聞いたというふうに思っておりますので、そういったものも含めて、知立市のすべてのいわゆる防火水槽と言われるものの実態、そういうものをつかむには少し時間をいただきたいというのは総務部長の答弁だったかなというふうには理解しております。

○高橋委員

防火水槽というのは、かつては火災の水源ということでしたが、現在は水道に設置されるもので対応できるということで、防火水槽がやや軽視されているということはあると思いますが、今回の東日本大震災でもライフラインが切断され、飲み水にも困るという環境の中で、改めて防火水槽、火災時の水の確保にどう役立てるのかということが、飲料に使える水槽もあれば、飲料に使えない水槽もあるかもしれないけれども、これらを吟味しながら、このライフラインと東日本大震災の実態を重ね合わせて、消火栓では用を足さない重要な役割として防火水槽が議論されていること、この視点に立つならば、明確にその177基をつかんで対応すると。

あちこちで町内の防災マップをつくっています。もうほとんど各町内終わりましたね。だけど、あそこには防火水槽の位置が書いていないですよ、大体が。防火水槽はここにありますがなんていうことはうたっていない。地下にあるものも大変ありますから、地下にどこに防火水槽があるのということを知らない有権者や市民はたくさんいます。こういうところには防火水槽ありますよということを、本来なら町内マップをつくる段階からこの目配りをして対応すべきだというぐあいに思うんですが、残念ながら実態はそういうことということですが、いつ出るんですか。

○清水副市長

今のお話、少し言葉足らずでしたけども、今御質問者が御指摘のとおり、この期に及んでいいですか、このときになってまだその百七十数基が把握できていないということについては、これはしっかり反省をして、これは少し時間をいただくということですが、しっかり把握をしてまた皆さんにもお示ししたいと思いますし、これは消防関係者のみならず、市民の皆さんにも周知をする、さきほどの防災マップにも記入できるものはしていくというようなことが今後の対応として必要だというふうに考えております。

○高橋委員

だから、いっごう出していただけるんですか。

○総務部長

今の段階でどのぐらいの調査期間が要るかというのがちょっとつかめておりません。私どもとしましては、貴重な防火水槽でありますので、できるだけ早くということをお願いを申し上げます。

○高橋委員

いや、雲をつかむような話をしているということでしょうか。177基の防火水槽があるということはおっしゃってる。その防火水槽がどこにあり、何リッターで、さっき言ったような要素をずっと書いてもらうということがそんな雲をつかむような話ですか。やらなきゃ総務部長の名がすたるんですよ、じゃないの、こんな言い方は私したくないけども。

○総務部長

今現在、この177基というものは、地域防災計画の資料編に載っております防火水槽の数でございます。先ほど来から、この177基と102基の違い、これは連合のほうでこういったもので管理している部分については、すぐ台帳が整っているということから、すぐ明確にわかるという認識であります。ただ、その差分につきましては、地元管理をしてみえる貯水槽でありますので、一個一個現地で確認をし、地元でお伺いするという形をとらなければわからないのかなという認識が私にありま

す。そんなこともありまして、ちょっとお時間をということでございますが、これは職員が知立市内の一時使用のことでございますので、できるだけ年内にはわかるように努力させていただきたいと思っております。ただ細かい、本当に小さな防火水槽もあると思っております。このデータそのものを一遍きちっと精査するということがあります。この地域防災計画にも、この平成21年のデータでございますが、それ以降なくなっているやつもあるのかもしれないし、ちょっと本当にどのぐらいの時間を要するのかが今はちょっとつかめませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋委員

この議論は終えんしたいんですが、177基というのは、地域防災計画に載っておる数字だとおっしゃるんでしょう。地域防災計画というのは、我々もいただいている、いわば知立の防災の基本的計画なんですよ。そこに177基の防火水槽があるということは載っている。その段階ではちゃんと調べてあるわけですよ。それを、どこにあるのか、今から177基を探していくわけですか。177基というのは、かなりいいかげんな数字だったということをおっしゃる、あなた、意味しているんじゃないですか。177基という限り、どこにどれだけあるかわかるでしょう、安心安全課長、申しわけないけども。細かいリッターが何リッターとか、あるいは何年にできたということについてはクエスチョンがあるかもしれない。だけど、177基と防災計画に載っておる限り、それをベースにたどるべきルートはいっぱいあるじゃないですか。あなたの情熱とファイトで早く出してほしい。つかまなきゃいかんですよ、防災担当として。どうですか。

○安心安全課長

先ほど来、防火水槽の位置関係がどこにあるかというお話ですが、防火水槽の維持管理、当時衣東ができる前、消防署がやっておりました。そのまま衣東になっても通常の維持管理は衣東の知立消防署がやっております。私どものほうでいただいている資料については、各管区ごとに、ある程度の範囲を一つの管区として、それを図に落とし

たものが私どものほうにいただいております。台帳そのものの管理は、消防署のほうで持っております。それがまた今言ったエクセルとか、そういうもので管理ではなくて、本当に昔の紙ベースの台帳があって、当時いろいろ中身も数量の入っていないのがあったりとかいろんな、場所はわかるんですが、数量だったり、有蓋か無蓋かとか、そういうのがはっきり書いていない台帳もそのまま残っておるということで、先日、本会議のときにお話が出ておりましたときに署のほうにも確認をしまして、今、いろんな借地関係、あるいは所在関係、無蓋、有蓋の調査をこれからやって、何とか早く台帳をつくりたいと、そういうようなお話をいただいておりますので、できるだけ早く台帳は整備したいと、そんなふうに思っております。

○高橋委員

現状は大分わかってきました。ちょっと背筋の寒くなるような思いですね。かつて、消防が市の直営のときには消防署が管理していたと。今、連合になって、102基は連合が管理していると、年報にも載っている。あとの177基との差、75基については、紙台帳はあるけども、パソコン化されていないし、何か年金の話をしているようなものだね。紙台帳と突合するとどうのこうのと10年かかります。そういう実態だということはわかりましたが、これはやっぱり一刻も早くそろえて、あなたのほうだって気持ち悪いでしょう、きちっとつかんでいない実態が自分の胸の中にあるんだから。これは部長も市長も気持ちが悪いでしょう、そんな実態で。

市長、お話はそういう話で、安心安全課と言われておるけども、本当に大丈夫かしらと思っちゃう。もちろん頑張ってやってみえることはお互いに是としますが、督促して、一刻も早く市民の前に、市議会というより市民の方々にどこにこういうものがありますよということをお示しいただく最低限の仕事じゃないかと思いますが、いかがですか。現状を含めて市長の見解を承りたい。

○林市長

今、お話を聞かせていただきましたこの防火水

槽、本当に大事な施設でありますので、これが今、なかなかしっかりと把握されていなかったということは本当にいかんことだと思っております。部長は、年内にはということ宣言しましたので、それを少しでも早く、ただ、正確にやはりつかまえないといかんということがあります。本当に今まで紙ベースだったやつをしっかりと区長とか、関係の方々に調査をしながら、しっかりとしたものにして上げていくわけでありまして、できるだけ早くということをお約束させていただくこととありますので、また御理解をいただきたいと思っております。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

引き続き今の防火水槽について、ちょっと別の角度でお話を伺いたいと思っております。

それは、今補正にありますのが、補償費として252万円ありますよね。これは、本会議のほうのところで、西町のほうの防火用水だということはお聞きました。それで、今、防火用水いろいろわからないというのはもうずっと前からそういう状況にありますよ。全然改善する気持ちがないようですね。私は、担当のほうにしか言っていないのであれですが、全然終わっていない、みんな払いのけるようなものです。これは町内と契約しておるかどうなのかなと。こういう実態があるということは、部長、知っていますか。

○総務部長

今のお話の、払いのけておるといってちょっと認識は承知しておりませんでした。

○石川委員

払いのけておるといって言葉がいかんかもわかりませんが、相談に行っても、これは町内のあれだから、わからんという、町内の区長が大騒ぎしたことがあるんですよ、御存じないかもわかりませんが、だって、市と契約しているとか契約していないとかいうのは、これはまちまちです。市と契約しておるのは恐らく少ないんじゃないかな。その今の連合のほうでやっている分は、そういう

関係があるかもわからん。恐らく防火用水、市と契約しておるやつなんかありますか。わかりませ、課長。

○安心安全課長

細かく町内と市と契約というのは実際にはやっていないと思います。具体的には、市が設置した防火水槽か、古い昭和20年、30年当時に町内で設置した防火水槽かに分かれるかと思しますので、その町内で設置したものについて市が管理を、たまたま維持管理的なものはやっておりますけども、所有関係をそこでやっているとか、賃貸借をやっているというような契約は見たことがございません。

○石川委員

実態はそうですよ。ほとんどそんな防火用水の契約許可はありませんよ、と思います。調べてもらえばわかりますけど。それは何を言うかといいますと、西町のこれが防火水槽を撤去するというお話ですね。どこまで撤去するんですか、ちょっとその中身を教えてください。本会議のときに全部下のコンクリートまで取るということなんですが、本当ですか。

○安心安全課長

今回の予算でやらせていただいたのは、全撤去ということで、そこのコンクリートから4面張りの横のコンクリートも全部撤去するものであります。

それと、隣地との境、あるいは道路との境のところコンクリートの壁を取りますと、当然崩れてくるということがありますので、そこに鋼矢板を打って、当然、土が落ちないようにやるということでございます。この土地につきましては、実は東海精機という会社、今は東海理化という会社でございますが、そちらのほうの知立工場ということで動いておまして、今般、そこを住宅開発業者に売却するというのでございまして、水槽の、例えばそのコンクリートがそのまま残っておりますと、地盤強化のためのくいや何か打たないということでもありますので、全撤去をするということでございます。

○石川委員

この対象物は40トンですか。それで、市との契約はあるんですか。

○安心安全課長

市と東海精機、今は東海理化でございますが、そちらとは土地の賃貸借契約を結んでおります。市が設置をいたしまして、土地をお借りしておるといような状態でございますので、あちらのほうからその土地を返還してほしいと、そういうお申し出をいただいております。

水槽の大きさにつきましては、貯水量46立方メートルでございます。

○石川委員

その契約というのはいつごろされました。昔、東海理化なんて、そんななかったかなと思いますので、どこかほかの土地で、たまたま東海理化がそこへ出てこられたのかなと。どれぐらいのときに契約されています。

○安心安全課長

この防火水槽を設置いたしましたのが昭和52年でございまして、そのときに昭和52年7月1日付で、当時の名前ですと、東海理化電機製作所と知立市長との間で賃貸借というか、土地の賃貸借契約を結んでおります。

○石川委員

もう一つお聞きしたいんですが、この昭和52年に賃貸借契約をしたというんですが、その前からこの防火水槽、あるでしょうか、あったのではないですか。わざわざそこへつくられた。

○安心安全課長

ここの防火水槽は、昭和52年に設置をしております。

○石川委員

そういう新しいものはそうやって市の契約があるかもわかりませんが、ほとんど今あるところのやつを見てください。そんなほとんど終戦の前か終戦後か直後、それぐらいのもので、市との契約なんて絶対ありませんよ。それで、その地主が大体その地域の人に、このままじゃ困るで、ちょっと町内とも契約してくれとか、契約はでき

ているところもある。全然契約のないところありますよ。それで、町内の方々が認識として、そこにいろいろあるなど。ため池みたいな感じのところもありますけどもね、そういう状況にもある。それで、その中で民地ですから、それじゃそれを返してくださいと、もとへ戻してください。そうすると、町内会のほうの方が、そんなことをやるかという話で市へ持ってくるわけですよ。そうすると、もう大体市のほうの窓口で、いや、それなら町内会で契約したなら町内会で解決しろよと、こういうずっと冷たいあれがあったんですよ。これはもうどうしようもないという区長、おるんですよ、実際に。それで、区長が変わっちゃったということになると、またそれでちょっと休戦というか、そういうふうになっちゃったけど、だから、今いいでしょう、こうやって埋めて、全部撤去してやってくれるというんですが、基本的に、市と契約のないやつはやりませんというのか、やりますというのか、そこら辺のところをちょっとお答え願いたいと思います。

○安心安全課長

衣東ができて、平成15年以後、地域の防火水槽についての撤去について、私どものほうで予算を執行した記憶はございません。ただ、有蓋化ということで、ふたをかけたのは二、三件ございますが、撤去に関しては一切しておりません。実は、衣東の以前のときに、まだ知立消防署が自分のところで設置し、管理していたときには、そういう町内会からの要望があったときに工事をやった例もあったように聞いておりますが、実際にどこがどういうふうになったかというのは、ちょっと私のほうで承知をしておりません。やっぱりやらなんだりというような、そんなような状況は聞いております。

○石川委員

確かに、これは完全にこれだけの作業をやるというのは、252万円で非常に安いかなと思います。実は、ちょっとあるところで見積もりをしたことがあります。500万円以上だったですよ、全部取るのに。すごいコンクリでやってありますからね。

そんなものとても、一町内会、やれるわけないですよ。それでお願いに来ても、いや、そんなの、町内会だからという冷たい状況がありました。まだ今も現存しておりますし、それからまた、この間の本会議のときにも総務部長は、これから防災のためにもできるだけ残してほしいという意向がありますね。それなら、それなりのことを伝えるような形に持っていかないけませんし、本当に残すのであれば、やっぱり市との契約か何かははっきりさせておかないと、宙ぶらりんばかりですよ、これ、そういう事態があります。

それで、実際に今回のように、全部コンクリまで取ってあげますという、これは252万円で非常に安いんですけど、いろんなやる場所、作業性の問題等があるかなとは思いますが。今まで、これの前にやったことがあるというのは、ただ埋めるだけというのが担当者のほうの意見です。埋めるだけならやってあげますよと、そういう例がありますから。そうやったら百二、三十万円で終わりますと、こういうお話だけで終わりなんです。これからそれをどうするかということですよ。そうやけど、今本会議のあれでも、知立市と契約があるから現状に復さないからもとへ戻さないかんという契約になっているから戻すんだと、こういうお話ですけど、ほかの民地にあるところの人の中で、もうもとへ戻してほしいという希望の方、かなりあるんですよ。これでやってくれるということであれば、まだそういうのはかなり出るんですよ。だから、それが市と契約はしてあるからやるのであってということなのか、じゃ、今までの防火用水はどうなんだと。終戦直後だって、恐らくあれは火災のときに非常に使ったと思いますよ。いろんな古い方に聞かないとわかりませんが。そういうものは、それじゃ市で放っておくのかと、町内会で解決してなんていう問題ではとても済まないです。それで、今の意向でできるだけ残してくれというんだったら、そういうまたメッセージもしなければいかんし、残すためには、それじゃ市との契約をするのかどうかという、そういうことをちゃんと整備してもらわないと、これからど

ういうふうになるのかということが非常に問題です。いろんなところにぼつぼつあるんですよ。これは壊しちゃえというようなお話なんて幾らでもあります。そのときにどうですか、市と契約していないからだめだとまた言われるんですかね。そこら辺、副市長どうですか、市の方針として。

○総務部長

今回の物件につきましては、知立市との契約があり、その契約の中身が原形に復すという契約になっております。そのことから、こういった予算を上げさせていただいております。

それから、今石川委員のほうからお話がいろいろありましたように、地元で、町内で契約のあるなし、またちょっと貸してくれという地元のいろんなお話の中でできた防火水槽、今たどっていくと、当時の方がおみえになって教えていただければわかりますが、そうでないとなかなか経緯、いつごろできて、どのぐらいのものなのかというのがつかみづらいところが非常にあります。一度、今回調査をできるだけ早い時期にしていきたいわけですが、町内の方等にお聞きしながら経過、それからまたどういった形でできているのかも含めて、一遍そこら辺を調査させていただいた上で、そこら辺の今のお話につきましては、一遍研究していきたいと思っております。

○清水副市長

今、総務部長が申し上げたとおりでございますけども、この防火水槽も市がいろんな計画の中で必要として、新たに今回、議題になってます中身で土地をお借りして防火水槽を設置するというような中身と、それから本当に御質問者がおっしゃるように、戦前からそういう町内の、いわゆる自衛消防とか、いわゆる自警団だとか、そういう町内ごとでそういう防火管理、防災管理をされていた時代にそのときの個人的に拠出して防火水槽をつくられたりとか、いろんなそういう歴史のある施設がたくさんあるかと思えます。それをすべて市が管理をお任せいただいて、そういった廃止の必要などというのか、地主から廃止をしたいから、市のほうで何とかしてくれというお話もあ

った場合には、先ほどの御質問者がおっしゃるような対応になったのかなというふうに今思うわけですけども、どこまでその辺の歴史経緯のあるものを市のほうで対応させていただくべきなのかということも、今、総務部長が申し上げましたけども、やはりその辺の少し経過、そういうものもしっかりと把握をしないとなかなか難しいなという思いでございます。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後5時17分

再開 午後5時25分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石川委員

実は、防火水槽、今あるほとんどのところは、皆さん地主がほとんど善意で貸しておられるところなんですよ。地元の消防団とか、ずっと昔からあるところにほとんど善意なんですよ。もういいから、お貸ししますと。昔は、土地がそんなに高い時代でもないから、大地主、一角いいですよというような状況でつくられたものが多いんですよ。ですからそれを、今度、じゃ、今の代になって、これ、不用にもなってきたし、ちょっと埋めてもらえんかと、土地がまた必要になってきたというときに、そりゃ、消防団の人なんて地元にはあるのはあるんだけど、昔の形とは全然違う、自警団とは違う。それじゃ、どなたがそれをもちろん言っていく先でも、やはり市へ言ったら、そんなものは知らん、地元がやったからと、そんなことを言われたんじゃ、もうその方たちの善意というのはどうなるのかと。その当時は、結構それで活動されたわけですから、修正前からあるものもあると思いますよ。

空襲は、幸い知立のほうはなかったんですが、火事なんかのときに、結構バケツリレーみたいなこともやったことはあるんだろうと思いますよ。そこで、今私は、実は、これを全部掘り返してまでもとへ戻してくれるという事例が出たので、も

うちょっとびっくりしたんですよ、この補正が出たときに。だって、今までノー、ノーばかりですから、埋めるだけなら何とかしますわという話ばかりだったから、これはすごいことをやってくれるなど。それこそ、皆さんがよく言われる前例がないという話じゃなくて、前例ができたじゃないかということで。そうやけど、市と契約がないとだめだなんて、そんなことは、それじゃ、古いことにさかのぼって言うておったら、全然何も解決しませんよね。

それで、これからできるだけその箇所を調べてもらえばいいですよ。こういうところには防災にも必要だというような場所には、やっぱりそれなりの地主たちに対して、ここはそういう防災のために残してくれと、ぜひ残しておいてくれというような形をとらなくてははいけないし、この事実があったら、もっと皆さんいろんな人が、何とか戻してもらいたいなど来ますよ、これ、間違いなく。

私もちょっとかかわったのはありましたけど、そのときもやっぱりそんなコンクリまで取ってという、そんな前例はないから、ただ埋め戻すというか、それだけならやった例があるから、それならいいですよと。それじゃ、やっぱり返してもらう人は満足いたしませんから、これは善意でみんな貸しておって、地元の消防団が借りに来たから貸していただく、こういうことですので、やはり方針として、それにはちゃんと相談に乗ってもらいたいと思うんですが、まずそこら辺の方針、最後にありますけど。そのいろいろ調べてもらう中でも必要なもの、必要でないものも出てくるでしょうけども、今、地主でも余裕のある方はそんなことなんかには触れられないけれども、どんどん代が変わってきますと、やはり、今はもう知立市においては、ほとんどそういう余裕の土地が少なくなってきておるわけですから、そういう代になったら、おれもちょっと返してくれんか、どうするんだという話はもう必ずいっぱい出てきます。そのときの市の方針というか、相談にももちろん乗りながらいかないかんわけですけれども、そり

や、埋めてくれと言われたら埋めないかんと思えますけどね。ここら辺どうですか、もう一回。

○総務部長

なかなか難しいお話だなというのが現実の話です。今回は、こういった借地の契約がきちっとされておるところ、それからそうでない、昔からの状況の中で生まれた貯水槽もあります。私も本会議の中で、できる限り残してほしいという気持ちは変わっておりません。できれば、そういった土地、個人名義で残っているのでそういう話になる可能性もありますので、調べていく中でどんな結果が出るかあれですが、御寄附をいただけるものなら御寄附をいただいて存続していきたい。また、中には、これは防火水槽としてどうだろうという施設もあると思います。これについては、どういう取り扱いをするかも含めて、庁舎の中で一遍判断をさせていただきたいなというふうに思います。

それともう一つは、御相談をいただいた折には、むげな話ではなく、いろいろこちらの立場もお話しさせていただく中で御相談に乗り、また対応をさせていただきたいというふうに思います。その方向づけについては、一度今後の形で、一遍研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○石川委員

今、そこでどうこうとすぐに出るわけじゃないですけど、やはりこれは市の方針というか、方向性はちゃんと持っておっていただきながら、まず相談にも乗らない、今までは相談にも乗らないですよ。地元と話しなさいと。そんな、区長困っちゃって、そんなもの、地元で解決できる話じゃないじゃないですか。それで、そのうちにわっと時間がたって区長がやめちゃったという。次の区長、そんな話だったんですかと、これがずっと続いているやつが結構あるんですよ。だから、やはり市としても相談、また町内会区長もおみえになるかもわからん。そりゃやっぱり、皆さんで相談しながら一番いい方法をとってもらうのが一番いいんですよ。

それで、これがいつまでやっていてもあれです

から、市長、どうですか、これ。本当に防火水槽に貸している人なんて、本当に昔土地があったところへ、はい、いいですよと、そういうような形で貸しているところが多いんですよ、そのままつくられたところが。だから、その人たちのその善意を、今の代が変わったから、それじゃ、あんたたちはだめだと、そんなことを全然やる方針はないよというのはどうかと思いますので、市長、最後にちょっとひとつどうですか。何かそういうものはっきり決めるのはなかなか難しいにしても、相談しながら善処する方向へ行ってもらわないと、それは、なかなかそういう方々の過去の善意を無にするということになります。その点で、ちょっと市長のコメントをいただきたいと思いません。

○林市長

この防火水槽の必要性、本会議でも、この委員会でもお話をありました。改めて、この防火水槽の管理をしっかりしていかなければいけないなということを改めて感じさせていただいております。

先ほどは、この台帳をしっかりさせていくということをまずお約束させていただきました。やはり、今まで台帳がなかなかつくれなかったというの、やはり今石川委員がおっしゃられましたように、その防火水槽には本当にいろいろなそれぞれで時代的な背景、また場所的な話等々ありまして、なかなかこの管理、把握することが難しかったということもあったのかなというふうに改めて思わせていただいております。

私の近くでも、なかなかだれの土地かなというような防火水槽もあったわけでありまして、これからというか、この台帳をつくっていく中で、管理もやはりしっかりとしていくということが大きな目的と申しますか、やらなければいけないことだと改めて感じさせていただきました。その手始めとして、やはり、まずは相談に乗ることということが改めて大事なことだということも今改めて思わせていただいております。その防火水槽によって、やはりケース・バイ・ケースで、これか

らの管理の仕方も変わってくるのかなというふうに思っております。

時には町の皆様方、個人の皆様方の善意にまた支えていただくということも多かろうというふうに思いますし、また、やはり市としてしっかりとその中で防災マップの中に位置づけてやらせていただくということもあろうかというふうに思います。

いずれにしても、中途半端にすることなく、その防火水槽の持ち主の皆様方などの相談に乗りながら、ケース・バイ・ケースでこの管理の仕方についてもしっかりとさせていただきたいと思っております。

○石川委員

ありがとうございました。

本当に、その土地を使ってもいいよといって、今地代なんか払っておるところはないんですよ、全然無償で借りておるわけですからね。そういう本当に、先ほども言ったような善意でやっておる場合が多いんですよ。だから、そこで今からしっかりとまずは所在なりを調べてもらいながら、ぜひそういうことにも相談を乗ってもらいたい。

46トンの池は250万円で終わっちゃうと、やれるという事実は本当にびっくりしましたけどね。そりゃ、いろいろなあとには工事のやれる場所、いろいろあるなと思いますけども、そういうめどもついてくれば、今まで幾らなのかさっぱりわからなかったですよ、本当に。こんなコンクリートなんか大変だと、重機が入れんから大変な、だから人の手でやらないかんから物すごい高いとか。大体やったことがないことが多いものですから、地元の土木屋たちもね。

そんなこともありますけど、とりあえずそういうどこに何があって、どういうふうだということをはしっかりと調べてもらいたいと思います。その後、そういうことがあったときは、今までも厄介な問題だけど、どっちかという放っておけという、表面上はそうじゃないけど、大体そういう態度なんですよ。ほとんど地元でか言っても、地元でそんなことを解決できるものじゃないですか

ら、その点をひとつよろしく要望しておきますが、まずはしっかりと所在をつかんでいただければと、そんなふうに思います。

終わります。

○教育部長

済みません、私の答弁の中で1点、ちょっと訂正をさせていただきます。

高橋委員の給食センターの排水の質問の中で、トイレの浄化槽と給食の排水の契約は1本だと、私、言いました。これは間違いでした。トイレの浄化槽のほうの契約は、別予算で契約をしておりました。失礼いたしました。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○杉山委員

1点だけ済みません、教えていただきたいんですけど、27ページの10款教育費のところの委託料、現職教育研究費、ことばの学習活性化推進事業委託料の内容を教えてください。

○学校教育課長

これにつきましては、新学習指導要領が今年度から始まりまして、小学校については言語活動を特にとということで、県のほうから委託事業ということで行われております。その中で、今、知立市のほうではいじめ・不登校未然防止対策事業という中で、授業力向上プロジェクトとっております。授業力向上プロジェクトというのは、子供たちにとってより楽しく、よりわかりやすい授業を行うということで、やはり言語活動というのが大切なものになっております。というところで、市の授業力向上プロジェクトとこの県の委託事業をあわせて、一つの言語活動の活性化ということを目指しております。実際に用途につきましては、講師をお招きして授業力を向上するために授業実践、あるいは、現職の先生方にPRするための冊子をつくっております。そういう計画です。

○杉山委員

やっぱり今年度からの学習指導要綱が新たに、特に言語力の育成ということをやったスタートされているというふうに思うんですけど、そ

ういった意味から、今の授業が楽しくとか、わかりやすいという形での先生方のいろんな研究をされているというふうに思うんですけど、それとあわせて、やはり今、学校図書館の役割も大変今まで以上に大事だということもうたわれているというふうに思うんですね。それで、これから学校図書館の人的とか、物的の両面の整備ということに対して、いろんな課題もあるというふうに思うんですけども、この辺についてのお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長

図書館教員につきましては、これにつきましても、各小・中学校1人ずつですが、読書活動を推進するための市単の方が1人ずつついております。その方と司書教諭と連携をして、子供たちに読書活動の推進ということで取り組みは行っております。

以上です。

○杉山委員

それは、司書の方が学校にお一人という形ではなくて、またそのアドバイスのような形で置いていらっしゃるということでしょうか。

○学校教育課長

ボランティアでということですので、司書の免許を持っている方もいますし、持っていない方もみえるわけですが、読書活動に取り組んでいる方を1年というか、3年の継続事業ですが、1年単位でお願いしているというのが実情です。

○杉山委員

地域で読書にかかわるボランティアなんかもある方もたくさんいらっしゃるというふうに思いますし、やっぱり今、学校図書館とか、また地域の図書館等も大変重要な占める割合も出てくると思うんですね。特に、こういったやっぱり言語力の育成ということで、こういった形での県支出金から入っている内容でもありますし、やはり今のお子様たちが図書に親しんで、言葉というものに対する考え方といいますか、そういったことに先生方も努力をされているというふうに思うんですけども、今お話があったとおり、地域のボラン

ティアの方がそういった図書の楽しみというか、本を読むということに対する楽しみも含めながら、お子様たちにかかわってくださるような場面もたくさんあるかというふうに思います。これは、今年度の補正予算として県支出金からですけど、来年度のこの流れという形の見通しはあるんでしょうか。

○学校教育課長

単年事業ですので、言いますと、西三河でも本市と西尾市の二つの市が該当しておるということで、なかなか当たらないというか、当たってよかったなというふうに思っております。

以上でございます。

○杉山委員

じゃ、たまたま2市、うちの市は当たったということで、これで県支出金はいただきたいということですけども、やはり先ほどお話があったように、授業が楽しくという知立市の考え方の部分と、この言語力の育成という考え方の学習要綱のスタートと同時に合わさったということで、ぜひやっぱりこれは毎年どういう形でこれから来るのかわかりませんが、単年度ではありますけれども、ぜひつなげていただきたいなと、またその言葉を声にしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○池田滋彦委員長

答弁はよろしいですか。

○杉山委員

はい。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について、挙手により採決します。

議案第48号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第48号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について、この件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

主要成果報告書でよろしくをお願いします。

42ページの土地借り上げについてお聞きしたいと思います。

ここに書いてありますように、職員駐車場、来庁者駐車場ですけれども、台数等お教えてください。

○企画政策課長

まず、職員駐車場のほうでございます。こちらにつきましては、台数といたしましては、合計で104台。来庁者駐車場のほうでございます。そちらについては、合計で166台というふうになっております。

以上です。

○高木委員

この台数で来庁者駐車場というのは、今私たちがとめさせてもらっているところのことでしょうか。というのは、広いところのことでしょうか、この来庁者駐車場というのは。

○企画政策課長

来庁者駐車場というのは、すべてで3カ所ございます。1カ所が、今委員のおっしゃられた一番大きな第1駐車場とっております。また、もう一つが、こちらの明治用水の北側に公用車がとめておるすぐ横にも1カ所駐車場がございます。そちらのほうは第2駐車場ということであってあります。もう一カ所、第3駐車場というのがございまして、こちらに関しては、第1駐車場からもう少し御林公園の手前の北側といいましょうか、そちらの3カ所をお借りしております。

以上でございます。

○高木委員

3カ所で今166台の駐車ができまして、ざっと計算しますと、1台当たり1カ月に約5,000円弱ということにかかっております。職員の方々はまた別のところに104台借りてみえるということなんですけれども、この庁者の裏側にあるところが大体80台ぐらいとめれてということで、中央公民館で行事がありますときには、どのように対応されているのか、お聞かせください。

○総務課長

御存じのとおり、中央公民館と庁舎につきましては、供用というような形で使っております。非常にいつでもほかの市町村も見ておりますと、ほかの市町村よりか知立の駐車場につきましては、公民館というのがございますために、非常にいつも満員であるというようなことになっておまして、うちのほうの総務課の中でも、まだどのような形にするかというのは考えてはございませんが、中で一応相談はしております。

以上でございます。

○高木委員

相談をしてみえるということなんですけど、何を相談してみえるんですか。

○総務課長

台数が少ないのか、それともこの先、もう少し台数をふやすようなことを考えたほうがいいのか、それが今限界に来ているのか、限界に来ていないのか、そういうようなことを考えているということでございます。

○高木委員

私ども、今年度というか、この9月議会で知立保育園の先生方の駐車場の件で、西町の知立神社のところの公園が使えなくなって、たまたま155号線の下に空き地があるということで、そこで借りることができて駐車場が確保できたと。今度、この借りています契約は1年契約だということをお聞きしたんですけども、平成20年度より固定資産税の関係で少し値上がりしましたよということで、このまま行って、先ほどの石川委員ではあ

りませんけれども、代がかわって、さあ、もうちょっとずつもうちょっとずつと、もしもそういうことを言われた場合に、知立市はどのように考えてみえるのかなということがちょっとお聞きしたいんですけども。

○総務課長

職員のこの第1駐車場、本庁が89台とめられるところでございますが、この駐車場につきましては、何が何でも確保していきたいというふうに総務課のほうでは考えております。まだ、そのときになりましたら、財政当局と予算のこともあると思いますので、相談して対処していきたいというふうに思っております。

以上です。

○高木委員

ということは、将来的には知立のこの財政の中で購入していくというか、知立市の財産にしていこうというふうなお考えということでしょうか。

○総務課長

総務課のほうといたしましては、駐車場が、あなが返してくれというような形になりますと、市民の皆さんがとめる駐車場がございません。そこは何かあっても確保していきたいというふうと考えております。

以上です。

○高木委員

何が何でも確保ということですけども、いずれにしても、今、知立の駐車場がないことによつて、路上駐車をしなければならない、路上駐車に関しては、何かある土曜日、日曜日に関してはいいんですよということをお聞きしたんですけども、平日のときにはやはり路駐は市としてそれを許可されるのかなということで、少し疑問に思いますけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○総務課長

路上の駐車場というのは、うちのほうが許可した覚えもございませんし、それから近隣の市民の皆様にご迷惑をかけますので、市役所の駐車場に

とめていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○高木委員

市長、駐車場のことに関して、どのように考えてみえますかね。

○林市長

駐車場というのは、今、市役所と中央公民館のことをおっしゃってくださった、また知立保育園の例も挙げてくださったんですけども、本当に今、車社会ということで、どれだけ駐車場を用意すれば果たしていいのかなという思いを感じつつ、悩んでいるわけでありまして、市役所の駐車場、今課長のほうが、ぜひ今この借りているところをもう市の財産として獲得したいと、私もそういう思いであるわけでありまして、そういう思いもあるわけでありまして、財政事情もあるわけでありまして、そのあたりを考えながら、駐車場問題もやはり頭に入れて市政運営をしていかなければいけないな、非常に悩んでいるところでございます。

○高木委員

財政を考えて有効に、市民のために有効に使っていただけたらとてもありがたいと思います。

ちょっと戻りますけど、続いて40ページ、ここに契約検査管理システム保守管理委託ということがありまして、平成22年度予算の概要の中にちょっとこれを私がこれを見まして、要綱管理システム構築事項というのがありまして、これとこの部分に関連しているということをお聞きしたんですけども、この概要の中というのは、主たることをやろうということで、平成22年度にお示しになったわけなんですけれども、この主要成果というものとは何も関係ないですよというふうにお聞かせ願ったんですけども、この要綱の管理システムに関しては、どれほど進行していったのでしょうか。もう完璧にできたのでしょうか、平成22年度。

○総務課長

要綱の管理システムの構築事業でございます。当初予算に上げさせてもらったときにつきまして

は、事業費として98万7,000円というような形で上げさせていただきました。これにつきましては、新規に平成22年度こういうような事業をやるというような形で、今委員が言われました40ページの例規集データベース更新等委託料、この中にこの要綱等管理システム構築事業というのは含まれた数字でございます。

それから、事業の目的でございますが、運用基準等定める要綱、要領の情報を積極的に公開し、公正で透明な姿勢を実現することを目的とするということで平成22年度実施いたしまして、知立市の公式のホームページ上にそういったものが載っております。今は、ホームページ上、知立市には上げていただきますと、知立市例規集、要綱集というのがございまして、平成23年9月1日現在で442件の要綱が上がっております。以上でございます。

○高木委員

済みません、ちょっと場所を間違えて言ってしまつて申しわけありませんでした。

それで、予算なんですけれども、この要綱ができることによって、いつもデータを更新してもらうんですけども、その手数料というのがやはり30万円ほど毎年かかるということになるんでしょうか。

○総務課長

要綱の管理のシステムのセットアップということで、平成22年度につきましては73万5,000円、それから要綱等の管理システム利用ということで、6月から3月ということで21万円を契約いたしまして、この中で運用をしております。

以上です。

○高木委員

データがせっかくできましたので、大いに私も活用させていただきたいと思います。

次に、申しわけありません、48ページ、自主防災マップについてお伺いしたいと思います。

自主防災マップ作成で八ツ田町、昭和地区でこれだけの費用がかかりましたけれども、これも私も概要のほうを見せていただいたときに、少しで

も冷静、安全に行動できるようなマップをつくるというように書かれておりましたが、実際に見せていただいたところ、何も普通の、普通と言ってはいけませんけれども、どこに避難場所があり、どこに消火栓がありというような形で、そんなようなことが示してありました。八ツ田町と昭和地区、隣同士だものですから、隣同士でつくられるのかなというふうに思いました。中町の場合は、中町、本町、中山、山町というふうに4町が合同でつくってありますので、それを見ますと、自分の近いところ、そしてそれを見ますと、中町と本町には消火器がないんです。中山には消火器がいっぱいあるんです。私は、消火器は中山まで走ればいいんだというふうに見るようなことができたものですから、この自主防災マップに関しては、そのような指導はなされませんでしたか。この町内をうまく融合できるような、せっかくこの町内、隣同士の町内だったものですから、いかがでしょうか。

○安心安全課長

自主防災マップの作成につきましては、平成19年度から平成22年度まで、4カ年にわたって全部で15地区で作成をされております。今お話のありました、山町、中山、中町、本町地区の4町合同につきましては、平成20年度に作成されております。

まず、防災マップをつくる際に、関係の区長にお話をさせていただきます。それで、単独でつくるのか、あるいは合同でつくるのかというようにお話をさせていただいて、手を挙げていただいたときに、まず平成19年度に手を挙げられたのが西町を初めとする6町内、これ単独でつくっております。その次の年に2町合同、あるいは4町合同でつきたいんだということでお話をいただいたのが4地区ございました。私ども担当者のほうが防災マップのつくり方等々、3回、4回、御説明をしております。それから、打ち合わせもやっていたりしております。その中で決められた内容をそこに落としていただくということでやっておりますので、基本ベースは同じなんです、それぞれ

の地区によっては、防火水槽が入っておったり、消火栓が入っておったりというような、いろいろな町内で御相談されて入れる中身を考えられておりますので、多少、変わっております。全部が同じ形じゃなくて、最低限避難所だとかそういうものは入れてほしいということで、最低条件のものはうちのほうが示させていただいておりますが、それ以上のものについては、各町内でお話し合いをしていただいて、マップに落としとして原稿をつくっていただくと。それを、私ども、印刷会社のほうに発注して、でき上がったものを町内にお渡しして配付していただくということでやってきておりますので、それぞれで考え方は多少違ってはきておりますが、基本ベースは同じところであって、プラスアルファがそれぞれということによって変わってきておると、そういう状況でございます。

○高木委員

平成20年度の中町、中山、本町、山町等のできたものと、今回できたものと、やっぱりだんだんといいものをつくってってもらわないと私はいけないと思うんですね。このハザードマップのつくるといいうときに、本当に先ほども言ったように、冷静に安心にということなら、知立市が平成22年度のときに、去年配られましたハザードマップというのがあります。ハザードマップを見ると、どの地域が水がたまるんだよとかと。このできた今度の昭和地区、それから八ツ田町のところにもちょっと水がたまるようなところがあるものですから、なぜそれを市としては区長に任せるじゃなくて、ここはこんなに水がたまるんだよということをお話して、こういうものがないんじゃないというアドバイスはされましたか。

○安心安全課長

私どものほうでその水がたまるというところを把握はしておりません。ハザードマップで大きな河川の周辺、前に東海豪雨がございまして、それをもとにした浸水予想区域を示したハザードマップは出してあります。

あと、個別に雨の量によって、例えば交差点にちょっと水がつかるとか、そういうところにつ

いてはうちのほうでは、その時点、時点で水がたまる場合とたまらない場合がありますので、そういうところについては、特に私どもで把握しているわけじゃなくて、もう恒常的に20ミリ、30ミリぐらいの雨が降ると道路冠水するよという場所は把握しておりますが、それ以上のところはちょっと把握できておりませんので、申しわけございません。

○高木委員

把握されていなくてもハザードマップというものができているものですから、今後、また新たに地図を、自主防災マップをつくられる場合は、地震のほうの耐震のマップ、それからその今のハザードマップ等を見て、加味して、よりよきものをつくっていただきたいと思います。

それから次に行かせてもらいます。

次、125ページ、小学校の健診のことなんですけれども、小・中学校児童・生徒及び教職員の健康管理のための各種健診委託をしましたという項目なんですけれども、結核、胸部直接撮影について、このお値段ですけれども、人数をお教えください。受診された先生方の人数を。

○学校教育課長

平成22年度に受診したのは301名です。

○高木委員

学校の先生方に関しましては、この301名で63万2,100円、これで私は大体約2,000円だと思いました。これでまたちょっともとに戻るんですけど、ここの市の職員の方の受けられた健康診断の人数が載っております。45ページです。45ページを見ていただいて、定期健康診査、ここに胸部X線撮影とあります。これは、先日も単価を聞きましてところ400円、これは間接撮影ということで。この間接撮影なんですけれども、学校の先生方におかれましては、県のほうの教育委員会のほうから直接撮影ということの指示が出ているということで、教員は生徒を教えるからということを言われました。ここで質問させていただきたいんですけど、保育園の先生方は、園児等に接して見えるんですけれども、この胸部X線撮影を市の職

員と一緒に受けてみえるのでしょうか。

○総務課長

同じでございます。

○高木委員

保育園の先生方に関しましては間接撮影ということで、今まで問題はなかったのでしょうか。

○総務課長

問題があるかないかというのは、ちょっとその辺のことについてはよくわかりませんが、本市については、産業医の先生が衛生委員会とかそういった健康診断のことについてもかかわってもらっておりますので、もしうちのほうの不備があれば、産業医の先生のほうからそういった指摘はあるのではないかというふうに考えておまして、ないということは、そういうようなことでも結構ではないかというふうに考えております。

以上です。

○高木委員

同じ市の職員でありながら、私たちというか、市の今のこの庁舎に勤めてみえる職員の方も400円の間接撮影で検査をしてみえます。学校の先生に関しては、約2,000円ということなんですけれども、今年度は平成23年度に関しまして、契約の状況を見ますと、1,340円という契約で落札されているんですけれども、去年に関しては、これぐらいのこんなに高いお値段だったのでしょうか。

○学校教育課長

先ほど委員のおっしゃったように、1人当たり2,000円で、今年度は1,340円ということで落札をしているということです。

○高木委員

こんなに差があるというのは、ちょっと実を言うとすごく驚いたものですから、やはり学校の先生が直接撮影ということで義務づけられているということで、受けてみえるということは受けなければならないものですから、それは何ともこれに間接撮影にしてくださいということは言えないんですけれども、ただ、この1年間で約700円もの差があるということに対して、何か私としては疑問を抱きました。これから、こういうことに関し

ては、教育というところと総務というところと、ちょっと別の枠なのかもわかりませんが、何かもうちょっと大きい枠で、大きい目で管理していただけたらとてもありがたいなと思いました。

以上で終わります。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

よろしくお願いします。

主要成果報告書48ページ、2款、1項、11目防災費についてお尋ねいたします。

ここには、施設整備費としまして71万4,000円が牛田町の火の見やぐらの塗装工事費となっております。この火の見やぐらでございますが、市内には、牛田町のほかにどこの町内に幾つ立っているのか、役割など、わかる範囲でお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○安心安全課長

火の見やぐらの正確な数字はちょっとつかんでおりませんが、現在あるのが、谷田町、新林町、牛田町、それから西町にもたしかあったと思いますが、私どものほうでちょっと把握しているのはその程度であります。

今回、ここで塗装工事をやらせていただきました牛田町は、西教寺のすぐ横に、牛田町の公民館の前にあります。ここには今、消防団の第2分団の詰所がございまして、消防活動をした場合のホース干しがここにやっております。それから、火の見やぐらの上には同報無線を設置しておりますので、これを長く持たせるという必要性があって、塗装工事をやらせていただいております。

あと、ほかのところの火の見やぐらについては、現在、よく使われていないとは思いますが、そのままの状態に残されているように思っております。

以上です。

○稲垣委員

ありがとうございます。

この火の見やぐらも、先ほどの防火水槽と同じなんですけど、やっぱりかつては非常に活躍した大事な施設であったというふうに思います。これを

今わからないということなんですけど、管理責任だとかその所有権、土地だとか。そういうようなものも当然わからないということなんでしょうか。

○安心安全課長

火の見やぐらができたいきさつというのが、過去に農協が各町にありまして、そこで農協からの放送をやるために立てられたところもありましたし、それから消防関係の、上に当然、半鐘がついておりますので、昔でいう望楼的な役割を果たしたのもあると思うんですが、特に所有関係については、この地区での土地になっておりますので、多分、私有地ではないというふうに思っております。その辺は、ちょっと私どもも今把握できておりませんので、今のところ、私有地ではないかなというふうに思っております。

○稲垣委員

繰り返しになるかもしれませんが、ということは、これ、管理責任というものは、これも不明ということになってしまうのかなと思うんですよね。

私の住んでいる新林町も、実は火の見やぐらもう随分前からお役御免となっております。実は、劣化が進みまして、さびも浮いており、台風や地震などによる倒壊だとか、いろんなことが心配されているわけなんです。御存じのように、あれだけの建物ですから、今後、そういったことについては、どのようにいたしますか、今、管理責任も所有権もわからないとなると、ちょっと議論にならないわけなんですけど、こういったものについてはこれからどうあるべきかというようなことについては、防災を担当される部局としてはどうなんでしょう。ちょっとその辺、お話しいただけたらお願いします。

○安心安全課長

先ほど、防火水槽の撤去関係のお話もありました。この撤去に関しては、やっぱりなかなか難しい面があって、その所有関係、あるいは維持管理関係というのがはっきりわかっていない、それはちょっとどちらにしても調べてみないと何ともいえないとは思いますが、防火水槽と同じような扱いでやっていくのかなど、私はそういうふうに考

えております。

○稲垣委員

ありがとうございます。

しかしながら、この牛田町に関しては、同報無線で市のいろんな防災に役立っているということで、施設整備費70万4,000円というものが投じられておるわけですが、今後、例えば今四つですか、ほかの牛田、西町、新林、こういったところから、先ほどの防火水槽と同じ、町内で維持管理とか、これを考えたときに、ちょっと怖いような話になってくる。また、水槽と違って建物でございまして、例えば、新林町においてももう基礎の部分は随分さびていて、先回の台風12号、風そんなに強くないんですけど、やはり御近所の方は心配されているわけなんですよね。

こういったものについて、たまたまですが、先回、当区長がこの火の見やぐらについて、区民にいろんな回覧で意見を寄せられたところ、やはり今言ったように塗装、これは何年に1回ぐらいの塗装が必要となっているのでしょうか。また今申したように、解体処分するには、新林のほう、たまたま区長の知り合いの方の業者だと、おおむね35万円ぐらいだろうという、これは鉄くずを売ってのことだそうです。こんなようなこともありまして、整備費、これも財政が厳しいということですので、今後、こういったことについてもしっかりと管理されて、市民に対して安心なまちの安全、こんなようなことをお願いしたいんですけど、もう一回課長、この火の見やぐらについて、今後どのように、先ほど総務部長が防火水槽は年内にきちんとデータをとるということですが、これは今お聞きすると四つということで数少ない、場所もわかっているということで、これはぜひ早急に管理体制を整えていただきたいんですけど、その辺どうでしょうか。

○安心安全課長

防火水槽につきましては、年内には何とか調査をしてということでありまして、それにあわせて、各町内のほうにも御紹介をさしあげながら、この火の見やぐらのほうもどんな状態なのかというこ

とも一遍調査をして、台帳管理等々はやっていきたいなと思っております。ただ、その撤去に関して、じゃ、どうするかという問題はちょっとまた時点が変わってきますので、また、その時点は補助金等に対応するのか、あるいは、全市が持つてやるのかと、あるいは地元も負担していただくのかというような、いろんな考え方があろうかと思っておりますので、これはまた内部でよく詰めて、また決めていきたいと思っております。

○稲垣委員

この件、林市長、どのようにお考えでしょうか。安心・安全、大変熱心な市長というふうに聞いておりますので、コメントをお願いいたします。

○林市長

今、課長が答弁していただきましたように、防火水槽と同じような考え方をしていくべきかなというふうに思っております。

今回、牛田町の場合は、火の見やぐらに、御案内のようにホースを干すという機能がありますので、70万円つけてそういうふうに行っているわけでありまして。あとの火の見やぐらは、機能しているものであれば、その機能にあわせてやっていく。また、もう機能が終わっているもの、何も使っていないものについては、やはり廃棄という形もとるわけでありまして。その場合も、今課長が申し上げましたように、財政負担をどういうふうにしていくかということはやはり考えていく、検討していく視点かなというふうに思っております。

○稲垣委員

ありがとうございます。もう一回言います。防火水槽と違って、倒壊とか上にある鐘とか、先回、望遠鏡で見たときに、非常にちょっとやばいなというような状況もありました。そういったことについても、いつまでもいつまでもこれを放置するというのはちょっといかがなものかなと思います。市長、その辺はしっかりとキャッチして、早急に対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。同じく防災費についてお尋ねいたします。

自主防災事業費補助で94万2,000円が執行され

ております。この中身についてお聞かせください。よろしくお願いたします。

○安心安全課長

平成22年度におきます自主防災事業補助金ということで、各自主防災会のほうで整備していただきます備蓄品等、これに対して2分の1補助ということで、上限10万円というふうに決めさせていただいております。それで、全部で20の町内から申請をいただきました。合わせて94万2,000円の補助金ということでございます。当初、100万円ぐらいまで行くのかなと思ったら、申請額がちょっと少なかったものですから、実際に100万円までは行かなかったと。上限、これはうちも予算が100万円ということになっておりますので、大体毎年95万円から100万円の間で推移しておりますので、平成22年度も100万円の中でちょうどおさまるような感じでありました。よく中身も見てみますと、単価だとか発電機、あるいはまちかど消火器、その消火器だったり、ボックスを買ったりとか、あるいは1個大きなもので防災倉庫1基つけたりとか、その町々の状況によって内容が違いますけども、防災に役立つ備蓄品、あるいは食料品については3分の1の補助ということにさせていただいております。そういうものを準備していただいているということでございます。

○稲垣委員

ありがとうございます。

東日本大震災以降、防災対策や防災計画、大きく見直されております。この9月4日に市民防災訓練が予定されたわけですが、あいにく台風で中止されました。本来、この地震発生を前提にこの訓練行われておるわけですが、地震をとめることは不可能であります。今、各自治体で、減災の取り組みが非常に重要であるとされております。被災地における家族の安否確認、まさに減災対策のかなめと言われております。

さきの6月議会で提案させていただきました、わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦、その後、どのように自主防災課委員会へ推進を図られたのか、その辺お聞かせください。

○安心安全課長

前回、6月の議会のときに御提案をいただきまして、見本という黄色いハンカチのほうも私どものほうにいただいております。その最初の直近の区長会議がございまして、そのときに、私のほうからこういう防災のためのものがありますけど、一度御検討いただきませんかということで御紹介をさせていただきました。特に、協力的な推進をしたということではなくて、こういう事業も一つの方法としてありますよということで御紹介をさせていただいたのが現実でございます。

以上です。

○稲垣委員

そんなようなことをちょっと聞きまして、もう実は、この9月の防災訓練に、高浜市が中日新聞で載りました。ここは、神奈川県横須賀市の成功例を参考に、タオルで知らせる家族の安否、これを導入されたわけでございます。被災直後は、所在がわからない人の捜索や救助、これを速やかにできるということで、今このハンカチだとかタオルというものは全国に広がっております。この取り組みは、市の予算をかけずに行える、これは静岡県富士宮市もそういうふうを確認しております。高浜市のほうでも、本当に小さな予算で安否確認、本当にこれがスムーズにできるということを聞いております。これは被災地から生まれた教訓なんですよね。そうした実施した地域が安否確認に要する時間の短縮にすごい大きな効果があったと。これは二つの自治体の中で、私、確認しました。これで案内したのみということでございますが、ぜひとも知立市の自主防災会に積極的に働きかけて、市と連携する、そういったような仕組みをぜひ検討、実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長

ここではっきりやりますというお答えができないので申しわけないんですが、自主防のほうにも、当然、私どものほうが一生懸命になってもなかなか取り組みができない、各町内ごとに、じゃ、おれのところはこういうふうにするんだよというよ

うな取り組みをやっぱりやっただかかないとなかなか難しい面がありますので、いろんなモデル的にやっただかようなところも探しながら、一度進めてまいりたいなど、そんなふうを考えております。

○稲垣委員

それでは、町内会から手を挙げるところがあったら協力するというところでよろしいでしょうか。

○安心安全課長

全体に御紹介をさせていただいて、私のところはやりたいんだよというような御希望があれば、積極的にうちのほうもかかわってまいりたいと。また予算が、先ほど稲垣委員が言われたように、ハンカチを買ってまで渡すということではなくて、自分のところであるハンカチ、手ぬぐい、タオル等々を使って、そういうことでもやれるわけで、できるだけお金をかけないで、なおかつ効果的なものでいこうかなと、そんなふうを考えております。

○稲垣委員

よろしく願いいたします。

それともう一個、課長も前回、被災地に向いて目にされた惨状の中で、9月22日の中日新聞に、「機動性よし 燃費よし」この見出しでミニバイクが被災地を中心に大変評判がよいと、需要が急増しているという、このような報道がされました。震災後のガソリン不足を経験されて、燃費のいいミニバイク、非常に関心が高まっているわけでございます。この件も、さきの議会で、自主防災会に備えてはと提言させていただきました。そのとき、総務部長は、今後、いろんな形で準備を進めていかなくてはならないと思う、このように答弁されております。先ほどの黄色いハンカチも同様でございますが、この件についても、何らか検討されたとか、進展があったらお聞かせください。よろしく願いいたします。

○安心安全課長

私どものほう、この4キロ四方の中で、車が使えない状態であっても、4キロ四方の中でありますので、例えば、自転車やミニバイク等々が活躍

する場というのは本当によく考えられるのかなと、そんな思いがします。

それから、災害が起きますとなかなかガソリンも手に入りにくいということもありまして、ミニバイクが幾ら効率がよくても、また燃料になるものがないと走れないということもありますので、狭い地域でありますので、自転車とか、そういうものをフルに活用して災害救助、あるいは荷物の運搬等を考えていくのが一つの方向かなと、そんなふうになら考えておるところであります。

今回の防災訓練、中止になりましたけども、防災訓練の中でも、自転車を使って現地調査をやるという建設部からの意見もございました。そういうようなことで、できるだけこの狭い地域、うまく回れるのは、やっぱり小回りのきく自転車、あるいはバイクかなと、そんなふうを考えております。

○稲垣委員

いずれもちょっと積極性ないなというふうに感じました。

このミニバイクというのは、自転車の場合には荷物を例えば被災地に運ぶということは非常に厳しい。これは現地で聞きました。御存じのように、このミニバイク、スーパーカブというカブですよ。これは60キロ積んで1リットルで70キロぐらい走れるという。自転車、自転車と言っても、これはスタミナがないとなかなか5キロも10キロもということになりますので、ぜひもう少し角度を変えて検討していただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

41ページ、2款、1項、3目広報費に関連してお尋ねさせていただきます。

市民の声をまちづくりに反映するため、さまざまな公聴事業を協働推進課で行っておられるわけですが、さきの質疑の場において、同僚議員から指摘のありました、市民の声に対する全般について、詳しくお聞かせください。よろしく願いいたします。

○協働推進課長

市民からの手紙でございますが、これは市民の方々から意見、要望等、手紙、またメール等によりまして、私ども協働推進課のほうに御提言等々がございまして、それに対しまして、内容を確認いたしまして、担当課のほうに照会をさせていただきます。と同時に、その文面、メール等を私ども協働推進課を通しまして、市長まで目を通していただきます。そして、協働推進課から各担当課のほうには、おおむね1週間をめどに回答のほうの要求をさせていただきます。担当課のほうから回答が出されましたものにつきましては、またそこで決裁をいたしまして、各市民の方々に手紙、メール等で御返事をさせていただいております。中には、無記名の方とか、回答を要しないという方がございまして、それ以外の方につきましては、すべて回答をさせていただいております。

以上でございます。

○稲垣委員

ありがとうございます。そのように私も思っております。

しかしながら、さきの市長の答弁には、実は私もいささか憤りを覚えたわけでございます。あの質疑の場での市長の答弁、これは実際どうだったんでしょうか。何か放置してあるような。これは、本当に私もそんなことはあるまじき行為、そんなことを市長、あのときに答えられたのは、あのとおりなんですか。実際に、そこら辺のことをちょっと詳しく教えてください。お願いいたします。

○協働推進課長

本会議での御質問の内容を推測いたしますと、まず私どものほうにメールの着信履歴、これが9月2日の金曜日の22時24分で着信履歴がございました。これは金曜日でございますので、私ども協働推進課が受け付けをさせていただいたのが9月5日の月曜日、そして先ほど申しましたように、担当課のほうに照会をさせていただき、その回答をいただきまして、市民の方にお答えをしたのが9月15日でございます。

ちなみに、ことしの4月からの受付簿の内容を確認してみますと、おおむね2週間から3週間程

度で回答ができていますでございます。そんな中で、先ほど御質問のあった回答が怠慢であったという、推測でございますが、この方からのメールが実は3件、この今の紹介しましたものを含めて3件でございます。1件目は5月17日火曜日、23時28分ですので、5月18日に受け付けをさせていただきました。それで、これも担当課に紹介をさせていただき、回答を6月6日にさせていただいております。その次にいただいたものが6月22日水曜日、22時47分の着信履歴がございまして、6月23日に受け付けをさせていただきました。そのときには、大変ありがたく思いますが、第1回目のメールをいただきましたことについて御丁寧に返信のお手紙ありがとうございましたというようになくだりの言葉もございました。それで第2回目、6月23日に受け付けをしましたものについては、7月6日に回答をさせていただいております。

以上のように、先ほど申しましたように、無記名、また回答を要しないというようなものを除きましては、回答をすべてさせていただいております。

以上でございます。

○稲垣委員

ありがとうございました。

何か安心したような、何かそういうことであつたとするならば、あの場でなぜ市長、そういうふうには答えられなかったのかなという、この辺、市長、どうしてあのように対応されたのかな。あの質問に対して、そうであるならばそういうふうには答えられるはずだと思うんですが、市長、どうですか。

○林市長

今、思い出してみますと、あのときたなざらしはしていませんよと、来たものについてはすべて回答をさせていただいておりますということで、質疑では申し上げたつもりでございます。

○稲垣委員

わかりました。こういった市民の声、基本的にこの方のことばかりじゃないんですよね。やはりまちづくりには、市民の声を反映する、これは市長の本当に肝いりで、今いろんなことに取り組ん

でみえるんですね。この内容によって、確かに複数の部局で協議をしたり、予算に関係するものなど、いろいろあるというふうに今課長、お話しただければごもっともな話だと思います。電話ならそこですぐ対応できます。メールもリメールできるわけですけど、今思うところ、手紙に関してはちょっとどうなのかなと。その中に、今までちょっと回答が遅くなったものもあるのかなというふうに思います。やはり、市民に対しては、こういった市民の声には、まず受け取りました、ありがとうございます、ここからが始めの、もう一番大事なのかなというふうに思います。そうしたことから、初期の応答、これに対して市民に誤解をされないように、ないようにこの対応システムを明確にして公表する、すなわちホームページや広報でしっかり示していく、これが大事じゃないのかなというふうに考えます。これ、いかがでしょうか。

○協働推進課長

今御質問のとおり、お一人の方から他部局にまたがるもの、また予算に伴うもの、いろいろな意見、要望等いただきます。その中で、先ほどおおむね担当課には1週間程度、それから市民の方には2週間から3週間ということで回答をさせていただいておりますということで申し上げさせていただきました。その中で、今質問者がおっしゃいましたように、この時世でございますので、メールでいただいた場合には、すぐそのメールが届いたという、市のほうにも届いているという確認の意味も込めて、市民の方には意見等、ありがとうございましたと、確実にそのメールが届いておりますというようなことはすぐできますので、そんな対応は今後していきたいと思います。

また、手紙におきまして、そうは言えども、手紙ですとそんなやりとりはなかなか難しいものですから、その制度の周知において、おおむね、例えば、年末年始のお休みだとか、ゴールデンウィークだとか、そういった形でお休みが重なってしまうようなこともあるんですけれども、おおむねいわゆる市役所が開庁しているその2週間程度と

いいまいしょうか、その程度の間一度状況がどうなっているかどうか、回答ができない場合においても、今こういう状況ですという返事はさせていただきますたいと思います。

先ほど御質問者があったように、市民の方にそういう信頼感を損ねるようなことがあってはけませんので、そういったことに十分注意して、事務事業の推進に努めたいと思います。

以上でございます。

○稲垣委員

じゃ、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

26ページ、10款、6項、4目学校給食センター費についてお尋ねいたします。

福島原発事故以来、給食用の食材の安全確保について、さまざまな自治体ではいろんな対策を講じておるわけですが、当市では賄い品の納入にどのような配慮がされているのか、主食、副食、おのおのわかる範囲でお聞かせください。

○教育庶務課長

まず、主食につきましては、学校給食会のほうで購入しております。そして、この主食につきましては、100%愛知県産のものを使用しております。それから副食につきましては、見積徴収によって決定するわけでございますけれども、現在、厚生労働省におきまして、暫定規制値が定められておりまして、この規制値を上回る食品につきましては、食品衛生法により厳しく規制されております。出荷制限の措置がとられておりまして、またさらに愛知県におきましても、出荷制限野菜の混入防止ということで監視を強化している状態ですので、現在、市場に流通している野菜等は基準値以下のものであり、安全であるというふうに認識をしております。

○稲垣委員

ありがとうございます。

この原発事故の発生以来、食材の生産地、原産地、これは本当に隣の豊田市を見ますと、非常に厳しく生産地が限定されているわけでございます。

それを見たときに、献立、大丈夫なのかなという、非常にその献立の作成にも相当苦労しないと、知立市においても6,000食、6,500食のものを準備するというのを至難のわざになってくるのかなど。御存じのように、野菜はキュウリにしてもトマトにしても、南の宮崎、鹿児島から始まって北海道まで行くわけなんですよ。季節によっては、本当に従来の献立そのものが本当に機能して、子供たちに提供できるのかなという不安もございます。そういったことについて、何か研究されておられましたらお聞かせください。

○教育庶務課長

献立につきましては、なるべく季節のものを取り入れ、基本的な考え方につきましては地産地消ということでございます。ただ、やむを得ないものについては、それ以外の地域のものを納入せざるを得ない状況にはあります。

○稲垣委員

地産地消という言葉はよく聞かれますけど、実際にこれは非常に厳しいですよ。東海7県くらいで、学校給食、3年ほど前に研究したことがあるんですけど、東海7県ぐらいの食材を使って学校給食に対応しようとして、それが最大限で、一番いいときで80%ぐらいのものが可能というふうに、これは仲間の研究といいますか、そのいろんなところで勉強した中でデータとしてあるわけですが、それはさておき、こういうときに、今月に関しては9月、連休が17日、18日、19日、また、23日、24日、25日、これ、3連休が2回もあったわけでございます。これは、実は納入から処理して、4日後に使用する、これ、納入の日からですよ、納入の日から4日目に処理して、子供たちに提供されるわけですけど、基本的に市場というのは、市場では市場に入るまでに大体、地元のものでも前日、地方のものになれば2日、3日というのは当然なんですよ。こういったことを非常に危惧するわけでございます。こんなようなことに品質管理だとか、そういったことについて問題が多く発生するのではないのかなというようなことを考えます。

また、今月連休とあわせて台風も2度襲ったわけでございます。こういったときに急に給食が中止されたというふうに聞いておりますが、そういった場合は、業者だとか給食センターの対応というのはどのようにされているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○教育庶務課長

連休等がある場合の品質管理のまず問題でございます。こちらのほうは、通常からも肉とかそういうものは当日納入になっております。野菜等につきましては、基本的に前日納入ということでございます。

今回の連休に当たりまして、前日というとは3日前になるんですけども、傷みにくいものはその前の入荷、それから傷みやすい、例えばもやし等がございますけども、そういったものは御協力をいただきまして、当日納入としていただいております。また納入していただく場合には責任者が現場のほうにおりまして、傷みがないか等を研修で見させていただいております。

次にもう一点、台風におきまして、中止の場合の対応でございますけども、これは前日の朝午前10時までという決定をするということで努力をさせていただいております。そうすることによりまして、給食費の被害等を極力少なく済ませるということでございます。

○稲垣委員

ありがとうございます。

今申したように、何らかの事情で急に給食を中止したと、このことによって、業者に迷惑がかかったようなことはないわけでございますか、お願いします。

○教育庶務課長

御相談を申し上げまして、御協力いただけるものについては協力していただく。例えば、今回、ちょっと具体的な話を申しますと、バーベキューという串刺しのお肉みたいなのがあったんですけども、そういったものは準備等はされておりまして、冷凍保存をしていただきまして、次の月で使わせていただく等の御相談をさせていた

だきまして、使えるものは使うということで実施をさせていただいております。

○稲垣委員

非常に業者からセンターのほうも現場としっかり密に連携できているなどというふうに思います。

かつては、非常にそういったところでいろんなトラブルもあったように聞いております。一つの事例が、完熟状態で納めるというキウイフルーツなんか、これ、4日もあったら本当に不良品がたくさん出るわけですね。こういったことがありましたので、今確認しました。ありがとうございます。

それと今、各学校では、先ほど申したように、生産地、原産地等が給食の前に公表されておる。例えば、山形県では、毎日のメニューを一つずつについて、すべてこれが公表されているわけですが、知立市としては、その食材に関するこのメニューに関して、産地の食材のすべてに対して、すべてといたしますか、食材に対してどのように公表されているのか、その辺お聞かせください。

○教育庶務課長

現在、産地等の公表につきましては、ホームページのほうの質問コーナーのところ、もしお知りになりたい場合は、学校または給食センターのほうへお尋ねくださいというような掲示をさせていただいております。

○稲垣委員

今、知立市においては、先回の同僚の議員が質問されたあの件に触れるんですが、弁当を持っていつてはどうだ、こんなような相談というのは届いているのでしょうか。よくお聞きします。こういった状態で原発以来、うちの子心配だから学校に弁当を持っていきたい、こんなことは届いていますか。

○教育庶務課長

私の把握している範疇では、先日来、ちょっと話題になっております市民からの手紙のほうでお弁当の持参についてのお問い合わせをいただいております。

○稲垣委員

済みません、それに対してはどのように考えておられますか。弁当持参については、名古屋市はこれを認めているんですよね、たしか。

○教育庶務課長

学校給食の担当をしております担当の私といたしましては、学校給食は栄養のバランスにすぐれておりまして、望ましい食習慣をつけていただくために、日ごろ努力してつくらせていただいておりますので、できれば給食のほうを皆さんで同じものを食べていただけたらというふうに思っております。

○稲垣委員

ありがとうございます。よくわかりました。こういったときでございますので、情報公開、これが生徒・児童、また保護者の方にもやっぱり安心と信頼につながるのだと思います。

また一つ、知立市においては、周辺どこにもないような青果物の仕入れ、入札の条件、これはJ A共選というものをもう何年も義務づけておられるわけですね。こういったことももっと胸を張って、子供や保護者の方、ぜひPRされるべきじゃないのかなど。これは本当にJ A共選というものについては大きなフィルター、本当に厳しいフィルターになっているものですから、その辺も、豊田市から安城市も驚くぐらいのフィルター役をやっているんです。そういったこともぜひひとつ情報交換の中に入れていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後の質問に入らせていただきます。

107ページ、10款、1項、3目児童・生徒用副読本購入についてお尋ねいたします。

小学校の副読本、夏休み日誌、冬休み日誌ほかことばのきまり、みんなの安全、楽しい体育、明るい心と、このように小学校6冊、また中学校では、ことばのきまり、中学校の学級活動などなど、8冊が支給されております。

学校のみならず、家庭においてもこの副読本は非常に有効であると、さきの前石原教育長に、私、質問したときにお答えいただきました。そして、

今回もぜひ川合教育長にお尋ねします。学校や家庭でこの副読本、どのように使われておって、それによる成果などを把握されておられましたら、わかる範囲でお聞かせください。

○川合教育長

今、委員の御指摘のように、学校では教科書以外に副読本を利用しています。夏休み日誌、冬休み日誌、夏休みの宿題の定番というんですか、バランスのとれたそういった学習が夏休み中に興味を持ってできるような、そういうような副読本、それから、はばたく中学生というのがあるんですけども、これについては、性教育にかかわるような、中学生の体の成長にかかわるような内容で、保健体育の時間だとか、そういうときに活用しているということで、家庭のほうで余りこれを開いて子供たちが勉強するという機会はない、あるいは毎日毎日使うものではないので、結構学校のほうで保管をして、必要なときにクラスのほうでそれぞれの個人のを配付して使うということなので、家の方がちょっと使っている場面を見る機会はないかと思うんですけども、学校では、もちろんいろんな内容があるんですけども、それぞれ有効に活用しています。

○稲垣委員

平成22年度には、この副読本、小・中合わせて984万955円執行されております。この予算は全生徒に、今申しましたように小学校6冊、中学校8冊、もちろん学年を通じて使うものもあると思うんですが、この点についてはどうなのでしょう。ちょっと教えてください。

○川合教育長

教科書ですと、年間の使う教科書の大体その辺の学習内容はどの学校でも同じ時期に使いますが、副読本については、学校によって、ある学年によって使う時期が年間を通しての場合もあるし、ある時期ということもあるかと思います。

○稲垣委員

ありがとうございます。

これは、私のところに先日、10日ほど前に、この副読本がなかなか開くことがないというような、

これは以前にもお話しいただいた保護者の方なんですけど、やはり、ことしも家でも学校でもということに、使っていないよ、開いていないよということをお聞きしたんですよ。この状況、教育長御存じでしょうか。今現在、全生徒がこれを持っているわけですよね。すべてのこの副読本というのは学校に置いてあって、それを今使っているわけですか。それは各自が持っている、どっちなんですか。

○川合教育長

この副読本というのは、これ以外にも実はあるんですけども、ここに上げてあるものはすべて市内の小学生が全員が持っているもの、あるいは中学生が全員が持っているもの。それが学校に一人一人の分がまとめて保管してあって、必要なときに使う、さっきも話をしたように、使う場合もほとんどだと思いますけど、中にはうちへかばんに入れて持ち帰る、そういうこともあると思います。

○稲垣委員

これは、私もしっかりと多くの生徒に聞いたわけではございません。ただ、これは一部の先生からは、私はこの副読本、2ページだけコピーして使ったことがあるとか、こういった話もやっぱり聞くわけなんですよね。これは本当にこの1,000万円近い予算をもって全員に支給するといいますか、持っていただくということというのはいかなものかなと。以前から考えておって、例えばですけど、学年ごとに1クラス分プラスアルファで学校に準備すれば、十分これで対応できるんじゃないかなと。学習指導にも影響ないんじゃないかなと。決してこれを粗末にするわけではございません。ただ、昨年も、ことしもなんですけど、やはり何人かの生徒・児童、また保護者の方に、本当にこれは学校にあって使うときだけ、先ほども申したように、コピーして使うだとか、やはり全員が備えるということについては、何か少し無駄ではないのかなと、これ、間違っていたらごめんなさい。そんなようなことを思いまして、一度しっかりと検証されて、現場の声を再度確認されて、検証していただきたい、このように思います

が、いかがでしょうか。

○川合教育長

自分としては、学校で有効に使われているというふうに思います。

1点、例えばコピーをして、あるいはそれを刷り増しして使うというのは、副読本に限らず、いろいろ著作権の問題等がある、かなり慎重にならなければいけないかなということを思います。

それから、実は毎年、各学校で副読本を使ってみてその状況だとか、特に来年度必要なのかということについては、それぞれ御検討いただいて、その意見を集約した上で、じゃ、来年度市として予算をつけていただく話ですので、それに基づいた要望して購入していただいているということだと思います。

○稲垣委員

このことは、本当に今教育長が申されるように、しっかりと活用しているということですが、中には、そういったふうに自分にもそういった情報といいますか、声が届くわけでございます。再度、これをもう一回現場で検証されて、検討いただきたい、そのように思います。よろしく願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後6時55分

再開 午後7時04分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○三浦委員

それでは、少し質問させていただきます。

120ページの文化振興費、文化会館についてです。この件につきまして、少し質問をさせていただきます。

パティオは開館から10年が過ぎ、先回のこの平成22年もいろんな会館の利用の状況、それからまた稼働率なんか載っております。この会館も、

指定管理になりまして、大分形態が変わってきました。この会館も、当初は大変銭食い虫といえますか、1日100万円かかると言われたようなころもありました。しかし、これを見ますと、この文化会館の指定管理という形でありまして2億4,700万円、これ以外にも大きな工事は市のほうが直接かかわるということですが、こういった形で、単純に1日で割ると67万円とか、こういう形になります。ですから、大分指定管理、指定者の管理になりまして変わってきた、それには内部努力が大分できてきたと思っております。その結果、経費の削減ができています。

それから、利用者もふえ、ステージの客といえますか、そういったものもふえていると。ここにありますような稼働率でいいますと88.4%、リハーサル室の3においては、100%稼働していると、こんなような状態で、広く使われていると思います。

この件で、指定管理になりまして、いろんな意味の内部的な努力がしておる、そういったような内容を、どのような感じでこのような削減のほうにされてきたか、その興行とか、そういった経緯においても2億円になってきたとか、その辺ほどのように把握しているか。担当、済みません、お願いします。

○文化課長

平成22年度の決算から見ていきますと、開館10周年を迎えたと。そして演劇、伝統文化のもの、それから、舞踊だとか音楽分野におきまして、新作の舞台芸術を展開し、大分大きく好評いただいたというふうに思っております。そしてまた、平成22年度は、文化庁のすぐれた劇場、音楽堂からの想像発信事業にパティオ池鯉鮒の企画が5年間採択されまして、そういった助成によりまして、音楽だとか舞踊が大きくなりました。そして、まちおこしオペレッタの「愛・かきつばた姫」が制作され、非常にそれも好評を得たというふうに思っています。特に、この会館におきましては、親しみのある会館である、それから、そういった敷居の低いということで、皆さんが集まるような

会館にしていくということで、会館の職員の方々
は非常にしっかりやっているというふうに思っ
ております。

以上です。

○三浦委員

経費の削減、これはどのような形で行われてい
るか、知っている範囲でお願いします。

○文化課長

経費の削減についても、やっぱり指定管理者で
すので、そこは十分に注意しながらやっておられ
ます。特に、委託事業につきましては、管理のほう
ですけども、長期継続契約を結んで経費の削減も抑えられておりますし、あといろんな照明だ
とか水とか、そういった光熱費についても非常に
節約に努められておるということで、経費の削減
もしっかりやられておるというふうに考えており
ます。

○三浦委員

パティオにつきまして、私もよく使うものでは
から、大体内容のほうはわかっております。私ど
もの関係、こういった市のかかわっている関係も
すごく利用の条件においてもシビアになってきた
というか、お金を取るところは取るという形で、
そういった意味においても、大変業績のほうも上
がっているといえますか、削減にも貢献してい
ると思っております。

そんな中、このパティオ、指定管理ですけど、
知立市とこのパティオの関係、指定管理になる前
は、課長が言っておりましたね。席、机があって、
公民館の館長とパティオの館長ですか、どうい
う形でしたか。デスクもあって、言っていましたよ
ね。内容がすごくよくわかったかと思いますが、
現在はどのようなかかわりといえますか、その内
容を把握するのはどのような形で把握しているの
か、その辺をお願いします。

○文化課長

創造協会とは、毎月1回定例会を開催させてい
ただいております。8月も、先月ですけども、
やっております。通常の月例報告、会場の利用状
況とか、利用料収入はどのぐらいあるのか、行事

予定はどうなっているんだということで、そうい
ったことを報告いただいております。

また、私どものほうも、文化会館は改修工事も
しておりますので、改修工事について進捗状況だ
とか、そういった話もさせていただいております。

また、自主事業のPR方法についての話し合い
や、今文化会館、予約システムが知立市の公民館
や市民体育館はございますけれども、文化会館は
ありませんので、そういったものを県予約システ
ムについて、どのようにしていったらいいのかと
いうことで、そういった話し合いも月1回の中で
やっております、いろいろと検討しながら煮詰
めております。

以上です。

○三浦委員

月1回の定例会に出席ということではありますが、
市の内容がどれぐらい把握しているか、市の関係
のことがどれぐらいパティオに行っているか、こ
れは指定管理だからそこまではということもある
かもしれませんが、なかなか市と情報が伝わら
ないのではないかと思うんですけど、庁内LAN
は入っているんですか。

○文化課長

庁内LANは入っておりません。

○三浦委員

この文化会館は、やはり市の施設ということで
一般の市民は思っていますし、いろんな意味でこ
のパティオの営業が悪くなれば市の責任というこ
ともなります。そんな意味で、やはり庁内LAN
も、今後、パティオのほうも入れていくという
方針を私はしてほしいなと思っております。

そんな件と、それからパティオの関係、知立市
の関係でいきますと、例えば、愛教大との連携と
いうのがありますね。これもどちらかという、
知立市よりかパティオのほういろんな意味で交
流といえますか、プロムナードの彫刻を入れたり
だとか、いろんな意味でやっております。そうい
った意味においても、そこら辺の話が通じるのか、
それから定住自立圏、これも文化の関係で、パテ
ィオというのは、やはりつながりが大変大きい、

そういった意味において、やはりもう少しパティオと市の関係といますか、意見交換、情報が入るような形を僕はとってほしいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○文化課長

委員の言われますように、定住自立圏協定の動きだとか、官学包括連携協定等々あると思いますけども、そういったことについて、できる限り、私どもも企画からの情報等をいただきまして、そういったものをパティオのほうにも提供していきたいというふうには思っておりますけど。

○三浦委員

そうですね。そういった情報交換を密に、定例会1回ということではなくて、ぜひやっていただきたいと思っております。

先ほどから話していますが、講演の関係でいきますと、やはり入場者でいきますと、昨年のこれを見させていただけますと、会館でたくさんの事業をやりまして、入場数も書いてありますが、なかなか満タンになるということが少ない、難しいということでもあります。物によってはもう満員であります、5割とか7割、そんな入場者もあります。そんな意味において、やはり知立市の会館、またこの文化会館は、補助金の対象の講演とか、そういったのも各たくさんあります。文化振興の一環、そういった意味において、やはり文化会館が人が入らなければ知立市がいけないということにもなってきます。そんな意味で、チケットを売るのに、例えば、小・中学校対象の補助金対象の講演とか、そういうのがありますね。それはどのような感じで、例えば、小・中学校へはそういったもののPRには行っているんでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

○文化課長

小・中学校の児童・生徒へのPRでございますけども、毎月1回定例の校長会がございます。そのときに、パンフレット等を校長先生にお渡しして、その後、各児童の分を各学校に配付しまして、そういった事業につきましてPRをさせていただいておるところでございます。

○三浦委員

学校の関係は、校長会でいただいて、配っていただいていますか。

○学校教育課長

いろんなイベントにつきましては、校長会で、今お話があったように、連絡を受けて各小・中学校に配付しております。

以上でございます。

○三浦委員

せっかくのいい企画がたくさんありまして、ぜひ小・中学校の生徒に見せていただきたい。中学校対象のあれもありますけど、一般的のものでぜひ小・中学校にPRして、1人でもたくさん来ていただくように、そんなまた努力をお願いしたいと思います。

それから、防災の関係で、これは防災無線は入っているんですかね、防災無線のほうはパティオのほうには。

○安心安全課長

地域防災無線の関係だと思っておりますが、こちらのほうは、入っていなかったように記憶しております。

○三浦委員

この地域防災無線、やはり各町内にも行っています。また、各施設にも多分行っていると思うんですね。パティオのほうには行っていないということでありますので、ぜひパティオも、やはり防災の場合、避難所とか、そういった形も関係してきます。ぜひ置いてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長

今、91局の子局というものがあります。まずまず十分に行き渡っていないところもございますので、今後、ほかのところとも兼ね合いを考えながら整備をしていけたらと思っております。

○三浦委員

ありがとうございます。

ぜひ、どうも文化会館がいろんな意味で指定管理になった関係もありますが、なかなか市との交流というか、意見、そういったのが通わないとい

うことも聞いております。そんなことで、ぜひ防災につきましても、またそういった目配り、気配りをしていただきたいと思います。

それから次に、9月1日号に第6回の親子川柳というのがありました。平成22年でいいますと、第5回だと思うんですが、この親子川柳、これはどういった経緯で始まったか、そこら辺のことがわかればお教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

親子川柳ということでございます。青少年問題協議会の部活の中で、青少年健全育成連絡協議会の事業として実施をしております。今年度で6回目ということでございます。

発端ということでございますが、これは、従来の青少年健全育成協議会の事業でございますと、啓発活動が専らというようなことでございました。そういった中で、平成17年に委員からの御発言で、何か親子で会話をかけている中でできないかということで、こういった内容のものの提案がございまして、翌年の平成18年に当協議会に諮り、平成18年から実施をしております。

第1回目から3回目までには、今までは冬休みに作品を募集し、3月に入選等を決め、表彰をしておりました。4回以降、夏休みに募集をして、現在、生涯学習フェスティバルの期間中に入選決定、表彰をする予定でございます。

○三浦委員

これは、どれぐらいの応募があるんですか、わかりますか。

○生涯学習スポーツ課長

平成18年度からということで申し上げましたが、平成18年、小学校から高校生までの応募でございます。4,700ほどございました。昨年が徐々にふえまして、7,100ほど、倍までも行きませんが、かなりふえている状況でございます。

○三浦委員

これは、小・中・高と対象ですか。学校へ行っているんですか、一般ですよ、これは。

○生涯学習スポーツ課長

はい。ただいま申し上げましたように、小学生

1年から6年まで、中学生、高校生1年から3年までということで、一般の部分ということではございません。各学校等において実施をしております。

○三浦委員

これは作品の募集とありますが、一般にも募集はしているんですよね。小・中・高だけではないんですよね、違いますか。

○生涯学習スポーツ課長

親子の川柳ということで、当然、お子さんと親がペアになるということで、その候補の目的が親御さんも知っていただくという中でございますので、あえて言えば一般の部分も含まれるのかなというふうに思います。

○三浦委員

今回、これを取り上げましたのは、CBCテレビで「みのもんたの朝ズバッ！」というのがあるんですね。これで、9月1日、知立のこの親子川柳が、川柳のコーナーで取り上げられました。五つぐらいここでみのもんたさんが紹介して、知立の親子川柳ということでテロップも出たんですけど、それは知っていますかね。

○生涯学習スポーツ課長

はい。日にちはちょっと忘れましたが、約1カ月ぐらい前じゃなかったかと思います。実を申しますと、急な話でありまして、前日、私のほうにこういったふうで親子川柳をやっているという、パソコンで見られたということに聞きましたけど、そういったふうでお話ございました。こういった応募につきましては、すべて私のほうに応募をいただいた時点で権利があるという中で私どもで協議いたしまして、構わないよということで、実際もパソコンを見ていただくと載っておりますので、そういった中でピックアップをしてテレビ放映をされたようです。

○三浦委員

いや、これはすごい全国放送だものですから、結構視聴率もいい放送だものですから、これはぜひ利用したいですよ、知立の村おこしとして。すばらしいあれだと思うんですよ。そこら辺が

市のほうは考えているのかなと思って。ぜひこれを、やはりもっと取り上げて、全国的にもテレビで放送されたということで、もう小・中学校の生徒と親御さんの川柳だものですから、すごい企画かなと思うんですね。その辺のこと、教育長、どう思います。

○川合教育長

自分のほうも、前日にこういう放映があるということを知りまして、前日でしたので、どれだけ届くかわかりませんが、市内の小・中学校のほうにも明日あるよということで連絡をしまして、自分も見ました。やはり、知立の親子でつくっているやっぱり温かい親子関係が感じられるようなというような形でいい評価をされるような番組だったので、これは知立にとって非常にありがたいし、誇りに思えるような、もっとそういった放映の機会があればいいなということを感じました。

○三浦委員

ありがとうございます。

こういったのは、日本でもそこらじゅうで、いろんな意味でこういった手紙とか、いろんなのを使って村おこしをやっていますよね。例えば、福井県の丸岡町の日本一短い手紙、これも、「一筆啓上 火の用心 お仙泣かすな 馬肥やせ」という、この絵で日本一短い手紙ということで流行になりまして、ことしが18回ぐらいかな。募集も見てみると、十何万とか来ております。12万3,000とか。全国から、また外国からも来ているということで、こういった意味で、上手にこれを使って村おこしをすればと思うんですけど、なかなか知立というのは村おこしというか、こういうのをやるのが下手なんですよ。

例えば、百人一首、これは文教のほうで取り上げましたが、以前、新年に百人一首の大会というのが二、三回続いたかな。それは知立市で百人一首の名人というのが小学生が名人で出まして、そういった意味で、知立市でその百人一首の大会をやったということです。しかし、どういう意味か、なくなりましたよね。昨年、ことしとやっていないのかな、そんなこともあります。何でこれだけ

すばらしいこの百人一首、知立に全国的な名人が日本一がおるといって、そういった意味でも続けていけない、これが知立市の、村おこしが下手、知立市をアピールするというのが下手。

先ほどの話が、高木委員とか高橋委員とか出ておりましたが、御当地ナンバープレート、私はこれ、すごくいいなと思うんですね。ぜひこれはやってもらいたい。これはやっぱり、知立市を愛するといいますか、認識させるあれもありますし、私もテレビで見ました、どこかの市がやったところ。最初のナンバープレートをもらおうと並んでいるといいますか、喜んでもらっていったという、大変すばらしい企画だなということで、もらっていったのをテレビで見ました。ですから、これはぜひそんなに経費がかかるものではないですし、これはすばらしい企画だと思います。私はそういうのを上手になぜ知立ができないのかなと。

これもここにもちょっと載っていましたが、7月の時点で全国で30件ということ、ここには書いてありました。済みません、愛知県では2番目ですか、そんなようなことをさっき言っておりましたが、必ずこの御当地プレートはそこらじゅうでやってくると思います。多分、全市がやってくるでしょう。そんな意味で、先駆けてやるというのは大変すばらしいことでもありますし、ぜひこれは何とかやっていただきたい。

知立市のPRにもなりますし、知立市の誇りにもなります。いろんな意味での、私はすごい利点が多いかなと思います。市長、いかがでしょう、村おこし事業。

○林市長

今、先ほどと答弁重複するんですけども、やはり三浦委員がおっしゃるように、知立市、いいものがあるんですけど、なかなか発信し切れていないなど。そんな中で、御当地シリーズということで、ナンバープレート、また御当地検定、これは東高校の学生、そして知立プロジェクトということで、アイ・ラブ知立という、ハートマークのあれをつくっていただきました。また、市民団体である魯一会が、内藤魯一没100年を記念して、

内藤魯一を復活させるという頑張っていたいでいる。また、まちづくり委員会から発生したバザール知立というところが軽トラ市をやるということで、かなりあちらこちらで盛り上がってきている、これが行政主導というよりも、あるところは学生、あるところは市民団体ということで、非常に幅広いところからじわじわと立ち上がっていることをうれしいなと思っております。

百人一首でありますけれども、百人一首は本当に知立市オリジナルというか、先生も本当に全国的に有名な先生が来ていただいてやったわけでありまして、今もなくなっていないわけでありまして、来年度1月、新年も、規模は若干ちょっと変わってくるんですけども、やっていくところでございます。

また、親子川柳も非常にいい試みでありまして、御案内のように、広報ちりゅうでもたびたび連載をさせていただいておりますし、また、時々公民館のロビーなどでも載せさせていただいております。今のところ、どんどんこの参加者がふえているということでありまして、もっともっとこの親子川柳、「朝ズバッ!」にも載ったことでありますので、もっと多くの方が参加いただけるようにPRをしていきたいなというふうに思っております。

○三浦委員

ありがとうございます。

ぜひこの親子川柳PRしていただいて、知立市の発信源とか、そんな形で利用していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それから最後に、防災につきまして、48ページの昨年度の総合訓練、これがありました。ことしは中止になりましたが、昨年度ですが、やはり、先ほどもありました防災無線、これがなかなか機能できないということで、私も一般質問でちょっと質問させてもらったことがあるんですけど、あれが公民館に置いたままになっている。区長が持ち帰ったらどうかとか、いろんなことで、それから一度調査をしてくださいというようなことを言ったと思うんですけど、その辺は防災無線が今ど

のように使われているか、その辺のことを少しお願いたします。

○安心安全課長

地域防災無線のことでございます。

総合防災訓練の際に、各自主防災会のほうから被害状況の報告、あるいは避難者の人数の報告等を出していただくということで無線機を使う訓練をやっております。現実に使っているのはそんなような状況で、年に1回のことで、なかなか区長のほうも毎年変わられてしまうこともあって、うまく使えないというような状態を招いていることは確かでございます。これから何回か訓練を計画して、できるだけ頻繁に使えるような形、行政的な連絡もそれでやってくださいなということで当初お願いしておったんですが、なかなかそういう御連絡もいただけないというか、こちらからも一斉通信等やって連絡をすることもできますので、そういうことで使っていきたいなと、そんなふうに考えております。

○三浦委員

せっかく高額の金額を出して備えた防災無線、ぜひこれを活用していただきたい。今まで、何かこれが災害において利用されてはいけないんですけど、そういった意味で、これが使われたということは余り聞かないものですから、ぜひ、ほかの意味でも、今杉山委員が言ったように使える機能を持っていますので、ぜひ有効な利用を今後考えてもらいたいと思っております。

それから総合訓練、ことし中止になりましたけど、この中止に関して、各区長に中止したけど、改めてやるかどうかと、そんなようなアンケートを出したというのを聞きましたけど、その辺はいかがですか。

○安心安全課長

その後、早速訓練の、実際に第1会場でやられた、自主防だけでやられた訓練もございましたので、そのアンケートも含めて、その後1件、今後の防災訓練について、中止したことに伴う今後の防災訓練についての御希望、アンケートをとらせていただきました。31町内会全部が出てまいりま

して、そのうち1町内会だけ訓練を別なときにやってほしいという御要望がありました。ほかのところは、訓練このままでやらなくていいよという回答をいただいております。ただ、そういう回答ではありますけども、せっかくの訓練の機会をなくしたということでもありますので、今後、この年度内にまた違う形で自主防災会が参加できるような訓練を計画していきたいと、そんなふうを考えております。

以上です。

○三浦委員

アンケートの返事が来て、31町出して30町はやらなくてもいいよという、そういう返事ですか、そうですか。何か全然、ちょっとがっかりですね。防災意識がないというか、ぜひやってほしいという意見が多いのかなと思ったんですけど、部長、どう思います。

○総務部長

確かに、自主防災会ということで、単独でやってみえる組織のところと、それから毎年変わられる区の役員たちが取りかかっていたいておるところ、これはちょっと思いが違のかなというふうに感じました。特に、毎年変わられる区長等については、なかなか行事も多くかわることも多いということもあるし、また日にち、日程もなかなか相前から予定しないとできないということもあって、なかなかそここのところまで行き着かないのかなというのを今のアンケートの結果をお聞きして、そう感じました。

○三浦委員

本当、残念ですよ。市のほうも多ければやるつもりだったんですよ、きっと。この今地震の多い、東海・東南海地震が来ると言われているこの時期、また大きな東北の地震もあったという、このときにおいてやらなくて、私も区長じゃないです。そう言いませんけど、なかなかちょっと消極的だなという感想であります。

ぜひこれは、全体の総合訓練はできないかもしれませんが、各地区でのまちづくり防災会もそうですけど、そういったものの防災の訓練をぜひま

た進めていただきますようお願いいたします。その点、どうでしょうか。

○安心安全課長

今、構想的に考えておりますのは、学区単位で避難所の開設運営訓練をやっていきなというふうに考えております。ただ、全7小学校区、あるいは3中学校区全部でやれるかどうかはわかりませんが、できるだけ多くのところに呼びかけをしてやれるところはやっていきなと、そんなふうに考えております。

○三浦委員

ありがとうございます。ぜひお願いします。

最後に一つちょっと聞きたいんですけど、地震なんかがあると、テレビにテロップで出ますよね。安城市とか刈谷市とかも出るんですけど、震度1だとか2で、知立市が出ないというのを市民からよく聞くんですけど、知立市はそういう検知だとか、そんなようなのはあるんですか。そういった地震情報の関係の検知するものがあるのか、報告するものがあるのか、その辺は。

○安心安全課長

地震計につきましては、各市町村に1カ所以上ついております。知立市の場合は、知立の消防署の敷地の中に地震計がございまして、これが全部県の防災の地震情報システムのほうにつながっております。順番の早いものから、順番に早いというか、すぐ感知をすると専用回線を使って県のほうに集約されるわけですが、やっぱり情報の入った順番に表示されるということで、知立が遅くなったり早くなったりという、その時々条件によって早く到達すれば知立が表示されるし、遅いときには表示がされないということはないと思いますが、表示がなかなか出てこないというような状態になっております。

それから、私どものほうに構造情報通信ネットワークシステムというのがありまして、ここに防災情報があります。ここの中に必ず地震発生ときには震度が3、2、1、4、それぞれ震度を感知した数値が一覧表になったものが私どものほうにファクスで流されてきます。そんなようなこと

で、必ず知立市のものは載ってきておりますので、間違いなく機能していると、そんなふうにも思っております。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

大変遅くなりましたので、もう端的に聞いてみたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

午前中にもありました学校の太陽光発電について、ちょっとお伺いしたいと思います。

主要報告書では109ページに平成22年度知立小学校太陽光発電システム設置工事ということで551万2,500円、それに伴う設計委託料が48万3,000円というのがあります。午前中にも平成23年度の補助金の内示状況というのもありましたけども、この知立小学校のやつ551万5,000円なんですけど、工事の一覧。これ、何かちょっと随分特殊な太陽光発電ですか、ちょっとお聞きしたいんですけど、中身を。

○教育庶務課長

こちらのほう、これまでに設置してきたのと同じ容量の3キロワットでございます。特に特殊ということではございません。

○石川委員

3キロワットと、それからまた設計費も48万3,000円使っているわけですよ。よっぽど何か架線かいろんな付属品とか、何か余分にいっぱいあるんですか。教育的な関知があって、それを皆さんに見せるということなんですけど、通常こんな3キロで500万円なんてとてもかかりませんけどね。そこら辺のところ、何か特別なものがついておりますか。

○教育庶務課長

太陽光につきましては、そのパネルと機器類と、それから児童・生徒の方が見れるように、今何キロワットを発電しているという表示板が設けられております。その太陽光の太陽を受けているパネルとその表示を結ぶ経路がございます。それと、それを利用する幹線の設置がございます。

○石川委員

そこら辺の内訳はわかりますか。パネルの表示なんていうのは家庭のやつだってありますよ、今何ぼ発電しておるかとか。よっぽど特別な、教育的な観点からということだから、これはすごいものがついているのかなど。あるいは、線がえらい、距離があるといたって線なんか大したことはないと思いますが、どこで生徒が見られるんですか。大体屋上にあるんですが、どういうふうになっていきますか。ちょっとそこら辺の詳細を教えてください。

○教育庶務課長

来迎寺小学校を、私、見ているんですけども、特別教室が並んでいるところの近くの階段の、生徒たちが一番よく通る廊下面にその瞬時、常に今、何キロワット発電しているかという表示のついているパネルが設けてございます。

○石川委員

よっぽど大きなパネルですかね。そんなの物すごく高いんですか、個別にわかります、幾らだったか。多分、この平成23年度のやつでもそうなんですけど、これの事業費というのは360万円ですね。2分の1の180万円というふうになっておりますけども、そのほかに551万円になるということは、幾らですか。150万円ほど何かほかに附属をつけておるんですか。

○教育庶務課長

内訳といたしましては、建築工事が、これは予算の契約ではありませんけども、概算といたしまして、建築工事が20%程度で、電気工事のほうは80%程度。あと、撤去工事がございます。この建築工事と申しますのは、架台を乗せる必要がありますので、基礎等の設置になります。

○石川委員

一般の家庭でも同じように架台を置いて屋根に乗せております。えらい物すごい頑丈なものでも屋上にやっておるんですかね。また平成23年度も同じような工事、これで何で事業費で360万円ですか、これだけしか認められないからそれを出しておいて、その2分の1ということかなと思いま

すけど、いかにも高いと思いません。3キロですよ。私は、もっと学校全体を賄うぐらいのものをやっておるのかなという錯覚を起こしますよ、これ。今、ちょっと余り時間ないのでゆっくりやっておれんです。

インターネットでとったやつなんですけど、群馬県の太田市では、太陽光導入で1,000戸を募ると。1,000戸ですよ、これは一般の家庭の話ですけど。それで、これは太田市と商工会議所が出資して一般財団、地域産学関連連携ものづくり研究機構というやつをつくっちゃって、一般家庭の3.6キロの導入が通常です。ここに書いてありますね、200万円程度かかるが、この機構は、大量に購入するので、130万円余りでできちゃうということです。それで、さらに国とか県の補助を活用すると、1戸当たり100万円です。3.6キロがつくんですがね。ここら辺のこのニュースなんかを見たらどう思われます。そんなに一般のものとは違うものが、特殊なものがやっただけかと思えますけど、これはどういうふうで入札されたか知らないけど、設計量まで出して、これほどやらないかん大工事ですかね。私にはとてもそれが思えないんですけど、これは相当無駄があるんじゃないですかね。これで平成23年度も、こうやって内容がペケになるという話はとんでもない話だと思いますよ。

先ほどの課長の答弁の中で、東日本震災のために見込めない、そんなことはあり得ないですよ。平成23年度予算というのは、ぎりぎりになって国債発行法案を通さなかったら予算ができないと、そういうことで、3党合議で何とか入ったんですよ。ということは、平成23年度予算はそのままやれるということです。東日本のほうで、今、震災に関しては財源はどうしようかということで今一生懸命やっているわけでしょう。増税にするのか、いや、そんなことをせんと、臨時的震災国債というんですか、震災のそういうやつを出して、それでやろうかとか言っているんですけど、この平成23年の予算の中に食い込むはずがないですよ。そんなもの、予算を執行するのは当たり前で、ほかのところに影響してきちゃうなんてとん

でもない話じゃないですか、そう思われませんか。これは、財政の人でもいいんですよ。いろんなこれ、全部あるんだけど、だって平成23年度予算というのはでき上がっておる、それで国債も40兆円か何か、40兆円じゃないか、もっとですね。発行しようという法律までできてやっているんだもんで、それに震災のほうへ食い込むなんていうことはとんでもない話ですよ、と思われませんか。それが民主党政府がやっただけです。

当然、これは聞かれたとき、それはおかしいじゃないかとか、そういう反論はとんでもできないわけですかね。県の方なり、そういう事務所から言われると、そうですかということなんですかね、これ。これはもう全然腑に落ちないですね。これから平成24年度のときなら、これはちょっと省きますよという話が出てきてもいいですよ。平成23年はこの間一生懸命、そのために延長国会までやって成立した予算ですよ。それが全部けられちゃうなんていうことは、とてもじゃないですが、市長、これ、どう思います。これは一番トップの話だと思いますけどね。

○林市長

石川委員のおっしゃるように、うちとしては平成23年度補助金がいただけるものとして予算計上させていただいておる中で、どんな事情があるにせよ、こういった形で一方的にけられるというのは、本当にやるせない気持ちでありまして、私なりに2度ほど申し上げて、関係される方へお願い等をさせていただいているところでございます。また、今後も機会をとらえてまたお願いをしたいなというふうに思っております。

○石川委員

市長からなりで、これはどんどん言ってもらえないかんですよ。平成24年度については、これから予算を組まれるわけですから、多少削減されたり、いろんなことが出てくるかもわかりませんが、もう平成23年なんだから必死になって予算を通そうということでやってきた、そういう事実があるじゃないですか。それで一生懸命、野党側も協力してそれはできたわけですから、これは簡単

に削りますよなんていうことになったら、国のほうの信頼が全然なくなっちゃいますよね。

ということはそれとしまして、これは本当に高いと思いません、551万2,000円。

○教育庶務課長

家庭用のものと比較してということでございますけども、今の段階では、その家庭用のものがどの程度のもを使ってみえるのか、学校とどのような機械自体が違うのかということが把握しかねるところでございますので、ちょっとそこら辺判断、今はできないなと思います。

○石川委員

当然、これは入札やいろんなことをやるときに、そこらぐらいは確認せないかんですよ。たったの3キロですよ。家庭だって今もう4キロぐらいも入れたりということですが、3キロか4キロ。そんなものはこんな値段ですかと、もうちょっと市場の単価もちょっとぐらいは勉強してくださいよ、本当に。本当に特殊なものがついているというんだったら、それはそれで、これはやむを得んですけど、そんなの全然あれですよ、表示板ぐらいはどこにでもありますよ。クリーンセンターへ行ったって、ちゃんと見学コースにはいつでも見られるようになってますよ、今幾らやっているなんて。家庭でもそれはありますよ、そういうパネル、今これだけあれしておるんだということがありますね。

それで、もう一つ聞きたいのが、そんな教育的観点でそれを見せるとか、もう今いろんな家庭で言っておるんですが、そんなのもう知っていますよ、ほとんどの子供が見ていますし、それじゃ、もしほかのところがなきゃ見学に行ったっていいじゃないですか、ひとつついたところへ、来迎寺小学校へ。というのは、たった3キロだからですよ。その小学校の電気を全部賄いますというやつを乗せるなら、それはそれで全校つけないかんけど、そんな教育的観点でちょっと見るというだけなら、見学に行ってくださいよ、先にあるところへ。何とか学習で見学に行けばいいじゃないですか、もし本当に見せるなら。だけど、こんなパネ

ルだけ見に行ったってしょうがないですよ。上へ上がって、本当のこういうパネルまで見てもらうのかどうかということですけど、それならそれでまた電気メーカーなり、いろんなところでもっと一般に見られるところが幾らでもありますよね。そりゃ、これ、何かちょっと考えたらいんじゃないですか。今の考え方でいけば、これ、あと市単でやりましょうということにはなっていないんだけど、この平成23年度の予算ですか、これ。ペケになっちゃったからこれをやめると。

それで、また市長にも聞きたいですが、どうせ上へ上げるならその学校ぐらい賄えるやつをつきなさいよ、そんなもの。こんなちまちましたやつ何に使っておるのという話だがね、もったいないじゃないですか。もっと大きなやつで学校の電気を全部賄えますよ、余りますよというぐらいのことをやってくださいよ。

もう一つの例を言いますと、三重県の、これは実際、私、見に行ったわけじゃないんですけど、小・中5校に導入したというんですよ。これは、三重県の玉城町ですか、これで購入電気を20%減り、使用せずに販売した電気量を含めると約380万円の金額の効果があつたというんですよ。それで1時間当たりの最大出力5校の総計は200キロワット。そんなちまちましたことをやっておつては、全小学校へつけようなんて、そんなことはやらんほうがいいじゃないですか。今、これ、ペケになっておるから、平成23年でやめちゃうのかわからんけど、思い切ってもっと大きなやつをつけたらどうですか、やるんだったら。そんなのすぐ調べればわかりますよ、小学校で使う電気がどれだけだというぐらいのことは。それに対応するものをつけたらどうですか。

私、これ、当初のときからその疑問を持っているんですよ。3キロばかりのやつをつくって何をやるのかなというふうには思いました。それで、賄えないんだったら、そんな無駄なことじゃないですか。それで、また補助金までつけてもらえんようなことだったら、そんなもの、やることはないですよ。その家庭で使うやつが200万円、その辺

でちょっと一遍聞いてみて、それよりもうちよつと大きいやつをつけて、それで全部小学校を賄えるようにしたらどうですか、その学校が。ちょっと御意見をお聞きしたいと思いますね。

○教育庶務課長

各学校の使用電力という規模から考えますに、細かい数字は何とも学校ごとで違いますし、どれだけのキロワットを使っているかと一概には言えませんけども、7,000キロワットから月、中学校に至っては1万8,000キロワット程度の電気を使っております。これは月当たりですので、日ではありませんのであれですけども、この瞬間3キロワットの太陽光ということで、これの100倍とか、そういった形の電力を賄えるものでないと、100倍ももっと行くと思うんですけど、学校じゅうのちょっと電気は賄えないということが想像されますので、なかなか今の現状は難しい、予算的なこともありまして、難しいのではないかとこのふうに感じます。

○石川委員

ほんまに100倍も要りますか。一遍、ちょっとそこら辺も調べる必要もあるし、この値段がいいよなんていう、これで設計料に50万円近くのお金まで使って、それで550万円もかけて、これはちょっと考えたらどうですか。同じつけられてもいいですよ、3キロつけるというんだったら3キロでもいいですけど、全部賄うまでは、そりゃ難しいかもわからんけど、半分まで行きますよとか、もうちょっと容量の多いやつ、一遍よく調べてみてください。そんな100倍ものやつをつけないかんということはないと思いますよ、学校の電気は、と思います。そこら辺の研究が全然足りないじゃないですか。太陽光だ、太陽光だとやっているだけじゃ何もなりませんですよ。そんなのやったら、別にそんなの、つけておらんでもいいじゃないですか、もう普通の電気ですらやっておれば。何の意味もないやつやったら、3キロでどれだけ賄えているのかということもわかってみえないでしょう。どれだけの部分賄ったかなというのは、来迎寺の例もありますけど、それじゃ、電気代が幾らか下が

ったかなと、そんなのはなかなか把握できないですね。そういうのはわかっています。

○教育庶務課長

あくまで試算なんですけども、大体4教室程度の照明というふうに思っております。

○石川委員

それじゃ、4キロぐらいのやつで、家庭とこれとどう違うのかということを一編研究してみてください。ずっと、値段、下がりますよ、同じことをやるのでも。

それで、私、わかりませんが、設計委託料、こんなの、要りますか、一般の家庭でも今大体200万円ちょっとあればいけるかなと、4キロぐらい賄えるかなというのが大体普通ですね。通常聞いている値段ですからね。そんなもうちょっと、今は恐らく、一生懸命メーカーがつくってみえるから、また随分違ってきています。それをそのまままた推進するのかどうかというのは、一遍またよく考えてもらいたいと思いますね。教育委員のほうになるんですか、全然コスト意識が甘すぎるんじゃないですか。私はそう思いますが。市長等、これは一番責任者、教育部長とか、お願いします。

○川合教育長

太陽光発電を学校につける意味ですけど、石川委員が言われるように、学校の使用電力の大部分が、あるいは半分が賄えるようなものをつけるといのもひとつそういうことでできれば、非常に効果もあり、実感もわくわけですけど、我々が考えているのは、それほど電力消費に役立つということよりも、先ほども言いましたけども、子供たちの省エネとか自然エネルギーを利用することを身近に感じる、もちろん家庭についているうちもありますけども、実物を直接的に身近に感じられない子供もいますので、学校の中にあれば大勢の子供たちがそういうパネルなどを見ながら、本当に太陽光は本当に利用できるんだなということを学ぶ教育としては意義があると、そんなふう考えています。

○石川委員

教育的な観点も大変重要なことですから、やっ

ぱり一石二鳥をねらわないかんですよ、どうせなら。市長、どうですか。やっぱりそれぐらいじゃないといかんですか。そんな小さなものをつけて、それは教育的なあれになりますかね。そこら辺は、やっぱり全体に考えて、こんなにお金がかかっていいのかということ、全然出てきたやつを何も言われないんですか、ほかの財政の担当の方々にも。これ、ちょっと高くないかと、何も言われないんですか。フリーパスになっちゃうんですか、教育委員会から出てきたら。財政当局の人、ちょっと、お話、聞きたいと思いますが。

○企画政策課長

財政当局といえますか、私どものほうといたしましては、各部署のほうが予算を編成され、この予算内で行っておる工事に関しては、中身細かいところまで目を通していないというのが現状でございます。

今回の設計費、また工事費が非常に高額だというふうな御指摘でございますが、私どものほうも、どういった工事を進めたかということ、ちょっと把握してございませんので、ちょっと答弁は、このことに関してははっきりした答弁ができないという現実がございます。

以上です。

○石川委員

やっぱり財政当局というのは、そういうのをちょっとチェックせないかん、それで一般的な物の流れとか、物の物価とか、そんなものはやっぱり知っていなかったら、コスト意識なんかとても持てないじゃないですか、通常のものを知っておらなかったら。町の中で幾らぐらいで売られて、どうなっているかなんて。それぐらいは絶えず目を光らせてくださいよ、それで物すごい違ってくると思いますよ。

物によっては、基準というか、標準のものをクリアしなければいけないと、ちょっと特殊なものだというやつはそれでいいんですが、私は、これは全然何も特殊なものだと思っておりませんので、前の石原教育長あたりは、えらい教育的観点だけで言うておられました。そんなものむちゃくちゃ

高いなとは思ってそのときはおったんですが、実際、今随分普及してきますと、いろんなところでいろんな情報が出てくるわけですよ。私もパソコンでちょっと見ただけですから、そういうようなことでも関連を持って見てもらえば、今市場で幾らぐらいで出ているかなと、そんなことは見ておられなかったら幾らでもお金がちょくちょくあるので別ですけど、それは無理ですよ。そうすれば、一つじゃなくても、本当に二つぐらいついちゃうじゃないですか。それで、発注の仕方によっては、三つやるで安くしろという話までできないことはないですよ、恐らく。そういうようなことも考えるべきだと思いますが。

市長か副市長、最後にちょっとそういう考え方もって、方針もしっかりやっていただきたいと思いますが、教育委員会のほうもいま一度、ちょっとよく調べてみてください。そう無理にお金をようけ払うこともないですから、適切な価格で購入すればいいんですから。ということで、副市長、お願いします。

○清水副市長

現在のこの実績にございます知立小学校のシステム設置工事、こういうものについてもこういった金額があるわけですが、私どものほうといたしましても、担当のほういろんな情報を集めながら適正に設計をし、適正な契約手続がされた結果だというふうには思っております。その点は御理解をいただきたいと思いますが、しかし、先ほど委員もおっしゃいましたように、そういった設計をする段階、いろんな世間の情報、やっぱりそういうものはするどくしっかり感じながら事に当たらないと、行政だけが世間から外れたようなことで、そんなような対応ではこれは決していいわけではございませんので、そういったことも含めまして、しっかりその辺の情報をつかみながら、適正なものを求めていきたいと、このように考えております。

○石川委員

それに関連しまして、これからやっぱり太陽光というのは必要だろうとは思いますが、一番身近に

いけるのはそれだと思います。大規模にはなかなかこれから難しいですけど、今メガソーラーとかいろいろありますけど、そんな大規模にはやるほど、特に知立なんかは大きなところはできない。しかし、これからも公共施設においては、やっぱりそれは設置していくべきだと思いますよ、方向性としてね。だけど、そんなべらぼうに高いものをつけるんじゃないくて、随分それで初期投資は要るかもわかりませんが、やっぱりクリーンエネルギーの中の一つとして必要なことだと思います。いろんな施設があります、ほかにも。公共の施設が。そういうものも、やっぱりそういう取り組みをしてもらわないかと思っています。

最後に市長、先ほど私、太田市の話もしましたが、市長、そういう方針をお持ちですか。知立市はその太陽光発電、ちょっと補助金を出してあるでいいわというだけじゃなくて、方向性として、それじゃ、みんなにやっぴいこうよという意思があるのかなのか。そういうことが市民に伝わらな市民も勝手に民間のやつでつけるだけです。それで補助金がちょっと、何や知立市は少ないなとか、そんな程度のことになっちゃうんですが、この太田市というのは、いつでもいろんなことを非常に先進的にやられるんですよ。これは物すごくいいアイデアだと思いますよ。こういうことをやることによって、市民もいいし、市のほうの補助金なんかでも、その中で含まれてしまう。大量に購入すれば安くなる、やっぱりそういうことはしっかりと株式会社と言われるぐらいのことをやってくれというぐらいですから、悠々と予算を使うんじゃないくて、市長、そういうような方針で、これからいろんな問題のことでもそういうふうに取り組んでもらいたいなと思うんですよ。何も物すごくお金を持ってやろうというんじゃないくて、方針をしっかりと示してもらいたいなと思うんですが、市長、どうですか。

○林市長

この太陽光発電の太田市の例を御紹介いただいたんですけども、家庭用の、例えば太陽光発電の例、私も聞いたことがあるんですけども、先

行投資をして、ある一定の年数が来ると電気が売れるということから、元が回収できるということ、損して得とれじゃないんですけど、いつか戻ってくるということがあるわけでありまして、これも家庭にかかわらず、公共施設でも不可能じゃないなという思いがあります。担当のほうには、例えば市役所のこの施設全体を太陽光でやったら幾らぐらいかかるんだという、前ちらっとちょっと検討してくれんということで申し上げたことです。しっかりと積算じゃなかったんですけども、やはり億単位のお金がかかるわけでありまして、そこ以上の検討がなかったのはあれなんですけれども、やはりまだまだその先行投資する部分がまだ用意ができないなというところがございます。

もう一つ、先ほど教育的な視点から、今知立小学校、来迎寺小学校に太陽光発電を入れました。石川委員は、こんな余り教育的な視点では効果がないんじゃないかという御意見もございます。例えば、給食センターとかあるから、そういうところを見に行けばいいではないかというお話もあるんですけども、やはり常日ごろに子供たちが目にするということがやはり大きいことだなという思いはございます。例えば、子供たちの廊下とか教室にいじめをなくそう、あいさつをしようという表札があるわけでありまして、もうこれを毎日子供たちが見ることによって、あいさつはしなきゃいかな、いじめちやいかなというのがやはり頭に入ってくるんじゃないかな。そうしたことも考えると、やはり常に目につくところに、これだけの電気が太陽光でやられているんだな、つくられているんだなということが子供たちが常に目にすることによって、やはり小さいころから、これからは太陽光で電気をつくらないかん時代だなということが感じられてくるんじゃないかな。そういった視点では、やはりたとえ少ないワット数なんですけれども、教育的な視点は一定程度はあるのかなという、私は思っております。

いずれにしても、これからは太陽光発電、また風力発電等をやはり前向きに考えていく、そ

れは私も思うところでありまして、また御指導いただきたいと思っております。

○石川委員

やはり、これからはいろいろな世の中の流れが早いですよ。今はまだ太陽光発電と大きなパネルを使っていますけど、やがてはもっと小さなものでもいいし、あるいは蓄電装置というものもできてくる、そういう世の中のどンドン流れにしっかりと見ておかないと、補助金が出ないからこれはやめておこうかといったって、こんなふうに補助金を切られるようだったら、単独でやるんだったらもう本当に安いやつで安く済むように考えなくちゃいけないじゃないですか。もう全部補助金対象にならない、そういうときには、もう今度二つの学校をやめちゃうんだと、ペケになっているんだけど、ちょっと一遍、考えてみてくださいよ。そうしたら、これ、単独でやったって、そんなお金、かからないから。

この今550万円という、二つ合わせたら1,000万円超えちゃうということだからこれはちょっとどうかなという話になっちゃうので、ペケになっちゃっているんですけど、やっぱり視点を変えながらとか、そういう情報を選びながらぜひやってもらいたいと思います。そういうことがこれからはどンドン世の中の進歩は早いです。どンドンどンドン行っちゃいますよ。

今、太田市なんかもこうやってやっていますが、1,000戸募集なんていったら、どれぐらいいったのか、後からまた成果を聞いてみればいいんですが、100万円ですみますよと言ったら、そりゃかなりの人が応募してくるのではないかなと思われまますね。それで、だれがどういうふうだといったって、だれもそんなに損したりあれする人はないわけで、きっちりつくわけですから、やっぱりそういうようなところに知恵を出すのが本当のあれじゃないかと思えます。

大変遅くなりました。これで終わります。よろしく。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後8時14分

再開 午後8時21分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

それでは、決算についてお尋ねをさせていただきますと思います。

今度の決算、避けて通れないのは、これからの知立の台所はどうなるのかという視点だと思えますね。それで、知立の財政運営については、本会議その他でも議論されておるんですが、監査の決算審査意見書53ページに次のようなくだりがあります。具体的な感想として述べられている上段の部分の下から4行目ぐらいからでしょうか。これらの指標を見ると、財政運営上、おおむね許容の範囲にあるとは言えますが、平成22年度は前年度の影響による市税の落ち込みで、普通交付税の交付団体となったことや、財政調整基金の繰り入れ及び減収分を赤字地方債である臨時財政対策債を発行することで賄う構造になっているので、引き続き健全な財政運営に努められたいと。優しい表現ですが、こういうふうに言っています。普通交付税は、既に平成23年度でも3億3,900万円余歳入して、なおかつ年度末議論したような実態になっております。

財政調整基金で言えば、7億円繰り戻したけれども、なお7億円繰り戻さないと平成22年度決算の17億円には到達しないと、これはなかなか難しい。そこで、切り札的な存在が赤字の地方債、すなわち臨時財政対策債であります。

報告書の127ページをごらんいただきたいんですが、ここに地方残高並びに公債の元金償還の事態が書かれております。ここで、下段に公債費がありますけれども、臨時財政対策債というのが一番下のところに述べられております。平成21年度末残高が40億円、平成22年度借入発行額が8億5,000万円、平成22年度中の償還額が約2億円、そして平成22年度末の残高が46億円、こういうふ

うになっておるんですね。つまり、平成22年度の決算は8億5,000万円の臨財債を借りたけれども、2億円が利払いに回っていると。実質的には6億5,000万円しか中身がないよという話になっておるんですね。

御承知のとおり、この臨時財政対策債は平成19年度と平成20年度は借り入れを起こしておりません。この基金もこの市債も、仮に据え置き3年、利払い利率2%というような計算をしますと、これから平成23年度で新たに2億5,000万円ふやして9億5,000万円にしたいと、こういう表明がありますが、今後の臨財債の利払いというのはどういう傾向になるのでしょうか。

○企画政策課長

委員の御質問でございます。今後、今年度9億5,000万円を臨財債として借りていった場合に、今後の利回り等、どのくらいの償還かという御質問かと思えます。

今、委員のおっしゃられたこちらの127ページの表にもございますように、平成22年度中の償還額が約4億5,000万円ほどでございますので、単純にこれを計算した中でも、ちょっと試算した資料はございませんが、やはり償還といたしましても、あと1億円近いような償還がふえてくるのではないかなというふうに懸念いたします。

以上です。

○高橋委員

これからの歳入見込みで、さっき申し上げたように、財政調整基金が議論したような状況でなかなか予断を許さないと。残高が17億円を切り込んできていると。それから、交付税は先ほど言ったように、ちゃんと必要なものは措置されていると、計算に基づいて。そうすると、不測の事態を乗り切っていくには、臨財債を目いっぱい借りていくと。赤字の一般財源であります。これを借りていくという対応が否応なしに迫られてくると思うんですよ。だけど、今申し上げたように、8億5,000万円借りて、年度中の償還が2億円ということですから、実際に実入りは6億5,000万円ということでしょう。こういう借り方をして、もっ

とどんどん臨財債に依拠して借りていくと、償還もふえてくる。この償還について見通しを先ほど聞いたんです、臨財債の償還の見通し。

○企画政策課長

先ほどちょっと失礼な数字を申し上げました。委員のおっしゃったように、8億5,000万円借りた場合は約2億円というような数字になっております。ちょっと試算をしてございません。今後の長期にわたっての財政計画の中でも、臨財債のほうを今後も引き続き9億5,000万円、仮に上限が9億5,000万円まで借りることが可能であればということでの試算が、ちょっとお待ちくださいませ。

大変失礼しました。今現在、私どものほうが今回、実施計画を今現在策定中でございまして、実施計画を策定するに当たって、今後の歳入歳出見込みを試算いたしまして、そんな中でも、今委員のおっしゃられましたように、臨財債を9億5,000万円、今後も引き続き借り続けていくというような形で試算をいたしました。そうした中で数字でいきますと、公債費につきましては、今後、今よりも約3,000万円、また2,000万円というような形でふえていくというような数字になっております。

以上です。

○高橋委員

もうちょっとダイナミックに、大胆に議論したいと思うんですね。今は、頼みの綱は臨財債なんですよ。もともと、総務部が財政を握っておられたときの長期財政計画でも、臨財債は9億5,000万円借りるというような方向は出ておりませんでした。もちろん、そのときには借入限度額が8億5,000万円という頭がありましたけれども、しかし、ここまで厳しくなってくると、国のほうも臨財債の枠を広げないと、もう地方の一般財源はなくなってしまう。だから、年度を通じてどんどん上げてきておるんですね、今年度は9億7,000万円ですか、上げてきておる。来年度はもっと上がるかもしれない、多分上がるでしょうね。上がらないと、地方は多分歳入不足になってしまう。し

かし、これは借金ですから、後ほどローン返済がついて回るんですよ。ということになると、今9億5,000万円、平成23年度はあと2億5,000万円借りを足したいということですが、これほどまで借りることが財政上可能なかということが、当然、理論的な検証をしないかと思うんですね。だって、返さないかんわけですから。足らずまいを補うことは大事なんだけど、そのことによってローンの返済が大きくなる、重くなるわけですから、どこでそのバランスをとるのか。これが実はあなた方の仕事なんですよ。そして、それを市議会や市民に的確に発信しないと、これは一体全体どうなるのか。

今、2,000万円か3,000万円ふえていくだろうと。例えば、9億5,000万円借りると、2%として1,700万円ですよ。9億5,000万円借りると、2%ですね、利率が。単年度の返済、据え置きがありますが1,700万円、そういうレベルでふえていくことは間違いないと。だけど、今もう既に臨財債が46億円残が残っている。こういう現状の上に立って、どれぐらい借入れが可能なのかと。それは、ローン返済との関係という視点から、逆算的演算法で方向性を出さないと、これは財政コントロールなんて格好いいことをおっしゃっていただくも、コントロールできないんじゃないですか、出たところ勝負で。どうですか、その辺。検証されていないんですか。

○企画政策課長

逆算方式というような方法はまだ試算をしたことがございません、大変失礼しました。今現在、先ほど少し触れましたんですけど、実施計画の中における財政計画をつくった際に、今後の臨財債の借入額、また今後の公債費の伸びと金額等々につきましては、今回の実施計画が平成24年、平成25年、平成26年の3年度間でございます。その後、さらに2年度間、平成28年度までの試算のほうは私どものほうで出させていただきます。

以上です。

○高橋委員

もうちょっと長いインターバルで見ないといけないんじゃないですか。単年度には1,700万円程度の増ですよ。臨財債9億5,000万円にしても。しかし、そういう視点だけでは、ちょっと議論ができない状況になっている。平成22年度の市債の増加、これを見ますと、平成22年度の市債の発行は15億円ですよ。15億円の内訳は、普通債6億円、約7億円、それから臨財債、赤字地方債、これが8億円、合わせて約15億円なんですよ。ところが、私、前にも一般質問で申し上げたんですが、平成24年度の鉄道高架は40億円の事業ベースだということでしょう。40億円ならば知立の負担が10億円、その8割、9割は地方債ですから、普通債のうち、連立駅周で約10億円地方債が位置を占めることになるんです。そして、臨時財政対策債9億5,000万円、これも10億円。

本会議で杉原議員がおっしゃいましたね。連立10億円、臨財債10億円の時代に入ったと。その計算で前提で持っていくと、8年、9年後には新たに地方債の借金返済が5億円とか6億円になるんじゃないですかと。それに耐えるだけの体力はあるんですかという提起ですよ。その辺のターゲットにした逆算的という言い方が正しいかどうか知りませんが、財政見通しをしっかりと握って、平成24年度にどう立ち向かうのかと。もう3年ではちょっと少ないんじゃないでしょうか、ローリングプラン。3カ年程度では。その先に断崖絶壁があったとしても3年間ではよく見えない、断崖絶壁が。しかし、5年、6年、7年には大きな谷があると。この大きな谷を見て、3年程度のすり足で予算が組んでいけたから、これで大丈夫だということにしたのでは、これは将来禍根を残す、今そういう時期に来ているんじゃないかと、私、思うんですが、そういう視点から知立の財政状況について、根本的な議論を展開すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○企画政策課長

ただいまの委員のおっしゃられたように、一度、今私どもが計画しておるのが、実施計画書では平成28年度までの財政計画と。また、駅周連立に関

しては、もう少し長い先まで、長期財政計画というのを以前つくらせていただいておりますので、今後、駅周連立関連ももう一度精査いたしまして、財政計画面上においてももう少し先のほうまで一度数字のほうを精査させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○高橋委員

駅周辺区画整理事業、これは鉄道高架と並列的にやっているんですが、これは借金もあるんですが、一般財源を相当投入しているんですね、毎年度。平成22年度の一般財源の投入が2億4,000万円ですよ、駅前周辺の区画整理。平成23年度は2億円、これは予算ですが。つまり、2億円から2億5,000万円の一般財源を駅周辺に入れておるんです。今言ったように、借金でとりあえず予算を組んでいった場合には、あるいは、鉄道高架でその借金ががっつふえた場合の利払いがふえてくるので、当然、一般財源の刺激してきます。一般財源の仕様が困難になってきますね。そうなったときに、駅周辺に一般財源が2億円から3億円、これからも平成38年までですか、投入できるのかと、こういう大きな命題が存在しているんじゃないですか。あるいは、40億円の連立の事業費になって、知立が10億円持つというけども、そんなに借金して、後年度に利払いが耐えられるような枠の中でおさまるのかどうか、こういうことでしょうか。この辺を財政当局として、どのように考えていらっしゃるのか。私は、3カ年のローリングプランももちろん厳密にやってもらわないかんけど、もうちょっと先を見た形でそのローリングプランそのものを制御していかないと、知立は大変な状況になるんじゃないかというぐあいに考えていますが、いかがですか。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりかというふうに私も考えます。先ほど申し上げましたように、今の3年のローリングプランではなく、またあと2年プラスするのではなく、もうしばらく先まで一度精査をさせていただきたいと思います。

○高橋委員

これは、監査委員も御指摘のように、現在の閉塞的不況感、円高が加わり、3・11が加わり、そして低賃金が構造的な状況になっている。そういう状況のもとで、企業の海外移転なんていうことを財界が抜けしやあしやあとおっしゃっている、私はいかがなものかというぐあいに思うんですが、そういうことが加速する、そしてあの静岡の牧之原ですか、スズキが出ていってもらっちゃ困るので原発をやめてもらいたいという決議がされるというような環境に今なっている。だから、ここ数年、非常に厳しい環境が続くんじゃないか、これはわかりませんが、そういうふうに見るのが一般的ではないか。そのときに、向こう3年及びプラスアルファでしっかり見通して、来年度以降の大型事業についても財政的コントロールを働かせなきゃならんんじゃないか。つまり、連立事業にそれだけは借金はできないよと。駅周辺に2億円、3億円入れるという計画だけでも、入れられないよと、こういう事態が来るのではないかと、早晩。もう既に来年ぐらいからというふうに思うんですが、どんな見通しで仕事をされているのでしょうか。

○企画政策課長

来年には、再来年にはということまで、そこまではまだ考えておりません。担当課のほうから、今後の進捗状況をしっかり把握しながら、財政担当のほうとも、今後も念入りに打ち合わせをしながら、当然、今委員のおっしゃられたように、区画整理事業のほうに一般財源を投入すれば、何らかの形で市民サービスの低下を招かざるを得なくなる可能性もありますので、そのあたりは慎重に両者でもって検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○高橋委員

この4月の機構改革で、企画部門に財政が集約されるようになりました。従来は、企画は実施計画をつくるどころ、総合計画を調整するところ、これは企画の仕事でした。総務部は財政を預かり、

徴税と予算編成、やってきましたね。ところが、今度の機構改革で林市長の答弁ではないが、厳しいときは計画と財政を一本化したほうが合理的だと。そのほうが将来的なビジョンとの関係で明確だというふうにおっしゃって、期待をしていたんですが、ある面で。そんなことはできるのかなと思いつつながら。だけど、今課長が答弁されたんだけど、企画と財政を一本にしたわけですから、もうちょっと将来的な展望に立って、次年度以降の財政の見通しについて語っていただかないと、機構を改革した意味がないじゃないですか。

企画部長、その辺、財政力コントロールとあなたも本会議で言われましたが、これは次年度以降の大型事業に対する地方債、並びに一般財源の投入について、財政当局が、いや、そんなことはできないよというようなことを具体的にコントロールするというを意味していると私は理解しているんですが、どうなんですか。

○企画部長

委員がおっしゃられるように、公債費負担比率だけ指標にしてこれから進むのは危険だと思っております。ちゃんとした数字を入れて、10年、20年先を見ながらということが必要かと思っております。

大型事業に関してですが、まず、私らがコントロールできる、ブレーキが踏める事業というのは駅周辺の区画整理事業だと思います。県事業に関しては、私どもがブレーキを踏むわけにはいきませんので。これは200億円近くかかる事業でございますので、これが来年、再来年でいけるかどうか、私ども、さっき委員がおっしゃったように、長期の財政計画、これはちょっと悪いストーリーといいストーリーと両方持って、両方書かなきゃいけないと思っておりますけども、その悪いストーリーのほうで耐えられるかどうかというのを検証しながらいかなきゃいけないと思っております。それが財政上のコントロールだと思っております。

○高橋委員

今の部長の答弁はよくわかりました。いい指標、右のウイングと左のウイング、上のウイングと下

のウイングをお互いに検証しながら、一番下のウイングでも泳いでいけるように、最悪の事態。それは公債比率なり、そういう数字の問題ではなくて、具体的な予算を当てはめながらやっていくと。

こういう点で、私は危惧しているのは、市長は県に物を言ったりするとかえって事業がおくれるんじゃないかということで、言うべきこともおっしゃっていないようで、きょうはこの議論を蒸し返すつもりはありませんが、しかし、このまま行っても、平成35年には終わる財政的補償はないでしょう。ないじゃないですか、今、議論の中で。あるいは、駅周辺が平成38年に終わるという財政的補償をお互いが今手にしていない、これが現状ですよ。つまり、この不景気という流れの中で、知立の身の丈から完全に外れてしまった、二つの大型事業が外れてしまったんです。これは事業を延伸すればやれますけども、外れてしまったこの環境の中でどう財政と向き合っていくのかということが機構改革をして、一つに統合した企画部のこの腕の見せどころがあるというぐあいに言わざるを得ませんね。

私は、鉄道高架の費用も当面は借金ですから、あるいは基金ですから、制約なく出せるんですが、これとてこんなに出したのでは、5年後、6年後の償還金がもたないという場合には、積極的に財政当局が意見を言うべきだというぐあいに思うんですが、いかがでしょうか、企画部長。

○企画部長

監査委員の意見にも書かれているとおり、継続的にそういう要望はしていけという意見を書かれておりますので、これは私に向けられていっているというふうには感じておりますので、継続的にということは切れないように、常にお願ひに行くという意味で言われているんだと思います。そのようにしたいと思っております。

○高橋委員

それは、監査委員のまとめられた、ここにみえるんですが、それは、思いきり当局をおもんばかった言葉ですよ。継続的に頼みますよというのは、早くやれということなんだわ。そんなことは早く

やりなさい、2対1に早くしなさいよ、全力を尽くしなさいと、しかしそんなことは言えませんから、執行権のない監査委員が。だからおもんばかってぜひやってもらいたいと、願わくばやってほしいけども、うまずたゆまず、切れることなく継続してお願いしてくださいよというのがぎりぎりの表現ですがね。この山本事務局長がまとめられたんですか、その内部の話はともかくとして。そういう訴えだというふうに受け取ってもらわないと、これはちょっと調子が悪いというぐあいに思うんですね。

私は、そういう今局面にあって、企画部の力量が試される、市長の政治姿勢が試される。市一丸となったこの鉄道高架の負担の割合の改善、あるいは事業費の削減につながる見直し、そして今言われたようなつなぎの赤字地方債の発行の限度額と、5年、6年、7年先のローン返済が果たして知立の台所の枠の中に入るのかどうか。こうした立体的な検証をぜひやっていただいて、私たち市民に示していただく、これが企画部の今求められている重要な責務だというぐあいに思います。

12月には長期財政計画を出していただくということは、従来どおり結構ですね、出していただけますね。

○企画部長

例年出しております長期財政計画は、12月にまた出させていただきます、最新のデータで。

○高橋委員

そこで具体的な数字は議論したいんですが、林市長、申し上げたように、あなたの踏ん張りどきなんですよ、これは。私どもは是々非々です。市長が前向きに事を進めるなら応援しますよ。しかし、そうではなくて、言葉じりとその場しのぎで事を済ませようとしたら、私はただします、これは当然のことですよ。そういう意味で、きれいごとではなくて、今の財政状況と二つの大型事業、そして市長の果たすべき役割、この点について、あなたの認識と決意を承りたい。

○林市長

常に市が転覆しないようにやるということで、

長期計画というのを常に右とか左とか、先ほど議論あったんですけども、いろんな形で持つわけでありまして。難しいなと思うのは、御案内のように、長くすればするほど非常に不確定要素がふえるわけでありまして。例えば、税収をどれだけやっていくのか、また人件費、物件費をどれだけの水準でやるのか、そのあたりをやると、もう伸びれば伸びるほど非常にそのせっかく出す計画が確からしさが薄れてくる、これは知立市に限ったことではないわけでありまして、そのあたりが非常にもどかしいわけでありましてけれども、申し上げましたように、いろいろな要素等を入れながら、いろんなグラフとか計画をつくりながら市が転覆しないように、またこの知立市の課題としているものがしっかりと成就できるように、これが私どももしっかりとさせていただくわけでありましてけれども、また議員の先生方もいろんな形で御指導をいただくということをお願いをしたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○高橋委員

さっきも出ましたように、そういう財政状況ですから、360万円の太陽光がなかなかつかないと。どうだといってもなかなか二の足を踏むような答弁しか出ないという状況、これが既に実態として財政の陰りが、市民生活に重要な影を落としていると、現実的にということはお互いにきちっと認識しておいたほうがいいというふうに思うんですね。

時間もありませんので、法人市民税についてちょっとお尋ねします。

平成22年度の法人市民税の収納額は5億2,000万円です。超過課税はお幾らになっているんでしょうか。不均一課税、超過課税分は幾らでしょう。

次の質問をやります。時間がありません。

どうやって財源をふやすかということがいろんな角度から議論されております。私は、県、市の負担割合2対1が重要なかぎだということを申

し上げましたが、5億2,000万円の市内法人、少し吟味して眺めてみますと、1号法人というのがあります。1号法人というのは、資本金が1,000万円以下、従業員が50人以下、一番法人のランクとしては小さいランクですね。この1号法人というのは、932事業所があるんですが、76.9%が法人割を納めてみえない。1号法人の76.9%は赤字になっているんですね。また3号法人、この3号法人というのは224事業所。そしてこの3号法人というのは資本金が1,000万円から1億円の間、従業員が50人以下、これが3号法人ですが、224事業所あります、市内に。この法人の59.8%、約6割が赤字なんですよ、法人税割が課税されていない。こういう実態をどのように感じられますか。これは総務部長に聞きましょうか。

○総務部長

今回、法人の中身が1号法人と言われる高額な状態での資本金が多いところの法人の数、またそういったところの収益が減っておるとい見方をしております。それから、先ほどの数字でございますが、平成22年度の調定額では、法人市民税のうち、超過課税が1,500万円ということでございますので、平成21年度が900万円ということでございますので、若干の超過課税の伸びが平成22年度では出てきておるとい状況でございます。

○高橋委員

これは調定額なの、歳入額なの。

○総務部長

今お話しさせていただきました、私が今持っておりますのは調定額でございます。

○高橋委員

法人ですから、調定額が入ると思うんですが、これは今、決算の審査ですから、何で決算額がわからないんですか。収入済額だよ。

○税務課長

申しわけございません。法人市民税におきましては、先ほど部長が言いました調定額がそのまま全額入っておりますので、収入額ということであります。

○高橋委員

いや、決算の審査ですから、収入済額をきちっと御報告いただくのが筋じゃないですか。予算審査なら調定額で議論せざるを得ませんけれども、決算ですから、幾ら入ったんだと。収入額は幾ら、これで議論しないとちょっと不明確ですね。

1,500万円、平成22年度、平成21年度は900万円、私ちょっと申し上げたんですが、一部の巨大法人が元気になったのでこうやってふえたんですが、全体的には、知立市の全法人1,382法人のうち、赤字法人が949法人、68.7%が赤字法人なんです。このままこれを放置して税収を上げるというわけにはまいらんのじゃないですか。これは、産業振興の委員会じゃないので、これ以上深く入りませんが、林市長、この事実をどのようにごらんになっているんですか。約7割近い法人が赤字決算、法人税割を納入されていないこの実態。これを放置しておったのでは、鐘や太鼓で工場誘致という説もあるんですが、この実態を放置しておったのでは、私は法人が元気にならないし、町に活力が生まれませんし、そして法人税の税収も上がらない。法人税は、たしか12億円が最高だと思わうんです、知立市の法人市民税。今、その半分以上です。これをどういうふうに洞察するかというのは、税務当局も検証しなきゃいかんという課題だというふうに思わうんですが、市長、どんなふうにお考えでしょうか。

○林市長

市内の企業が厳しいなということは、いろんな声から聞いているわけでありまして、7割というふうにお聞きして、改めて非常に比率的に多いなということを感じさせていただいております。

○高橋委員

法人のこのような実態がここ数年続いています。これでは、一部の巨大法人が頑張ることによって税収がふえるという側面があるんですが、下から押し上げてこの知立を支えていくというような収入構造にはなっていない。だから、トップが揺れば直ちに大幅な減収と、こういうふうにもなるので、私は知立を元気にしていくというのは、今申し上げたような小法人を含め、1,300を超え

る法人が赤字が黒字に転化できるような、そういうきめ細かい施策をどう打っていくのかということが一方ではそこへ反映してくるわけですから、そこが知恵の出どころ、区画整理をやって、宅地をふやして固定資産税を上げようという説は市政会の皆さんの中にあるんですが、それも一つの方法であることに私は否定しませんが、今言うようなところのかさ上げがないと、本当に実感して知立市が元気になっていくという形にならないか、私は、そこに向けてそれぞれの所管が力を発揮していただきたい。答弁は求めません。産業商工委員会じゃありませんから求めませんが、そこをひとつしっかりと押さえておいていただきたい。

次に、税金の徴収について伺います。

本会議でも我が党の中島議員が申し上げましたが、収納率、徴収率が上昇しております。監査委員もその点は評価されております。ただ私が、また私どもが問題にしているのは、この滞納処分に対するこの差し押さえ件数が膨大になっているということ、ここは目下できない事態、安城市の倍以上、刈谷市のこれも倍以上、高浜の10倍、こういう差し押さえになっているんですね。

私、ひとつこの間、私が経験した具体的な事実をお話ししたいというふうに思います。

この方は、70歳を超えた高齢でありまして、自衛の建設業者であります。70歳を超えて一人親方でやっておられますが、なかなか70歳を超えたために、仕事も回らない、また不景気で仕事がないということで税の滞納をされておられます。この方に差し押さえが行われました。この方の差し押さえ額は16万2,100円の差し押さえ額でした。銀行口座全部持っていかれました。この方はひとり暮らしでありまして、家賃が4万円、そしてこの人の年金額は月額7万9,000万円、2カ月で15万9,466円、2カ月払いですから、年金が15万9,000円、約16万円の年金が入る、2カ月でね。これを加えて残金合わせて16万円差し押さえられちゃったんですね。この人は2カ月分の家賃もここから出さないかん、生活費も出さないかん、こ

れは全部持っていかれました。私に相談がありまして、私、窓口に行きました。どういう処置になったかといいましたら、この人の家賃の2カ月分、いいですか。4万円ですから4万円掛ける2カ月、8万円。2カ月の食費分、3万円掛ける2カ月、一月3万円で計算して、3万円掛ける2カ月、6万円。家賃2カ月8万円と、生活食費2カ月6万円、合わせて14万円、私、取り戻したんです、返せと。この人食っていけないじゃないかと、あしたから。路頭に迷って行路人になって行き倒れになるのか、返してくれというふうに言いました。なかなか議論されていましたが、14万円は返していただきました。16万2,100円差し押さえられまして、14万円は取り戻させていただきました。2万2,100万円は、差し押さえ額から納税として税の滞納に充てていただいたと、こういうことでございます。

税務課長に聞きたいんですが、こういうことは日常茶飯事ですね。

○税務課長

日常茶飯事ということではございません。差し押さえに対しましては、その前に税の滞納がある場合には、それなりの連絡等通知を差し上げておりますし、その前に相談に来ていただきたいということでも通知差し上げていると思います。それに対して対応がなかった場合には、差し押さえをさせていただいておりますので、差し押さえをさせていただいた場合には、委員の言われたとおりのことについては話を聞くことがあります。

○高橋委員

もう一つ例を紹介します。これは30歳の青年です。これもひとり暮らし。この方は、普通トラックの運転手で、日給月給のような方で、ばらつきが月々あって、平均大体20万円程度収入があると。この方の銀行口座、預金口座が27万3,747円ありましたが、これを一気に差し押さえられました。これは4月分の給料の全額だそうです。手持ちの金がゼロになりました。この人の家賃は5万6,055円、いろんなものを入れてです、共益費。5万6,055円。電気代などもあるんですが、全部

これは口座振り込みになっているので、口座が空になりますと、滞納という関係になりますので、この人は驚いて、慌ててカード会社から10万円借りて口座に入れました。この人は泣きつくようにして私と一緒に窓口へ行きました。窓口はどういう対応をされたのか。先ほどのように生活費を返せとやりました、私は。幾ら何でもえらいじゃないかと。滞納があることは事実だし、その人も問題があるから是正しなきゃいかんけども、今食べる金すら持っていっちゃうのはいかがなものかと、こうやりました。ところが、10万円をこの人は入れたんです、カード会社から借りて。家賃が落ちないですから、電気代が落ちないですから入れた。そうしたら担当者は、10万円あるじゃないですかと、ここに。10万円が口座に。この10万円で何とかかなるでしょうと、こう言ったんです。これは、カード会社から借りたんだと、取られちゃったんだから。取られたから借りたんだと、それは認めてもらえませんでした。この人は取り戻せませんでした。したがって、その人は10万円をその後どうされたか知りませんが、全額27万3,747円全部取られて、10万円カード会社から借りたお金でやっていかれたんでしょう。このケースはどう思われますか。

○総務部長

私も個々に一軒一軒様子を伺っておりますが、私どもとしましては、差し押さえをするのが目的ではなく、納税をお願いしていくという気持ち、これは納税は義務としてやっていただかなければいけない行為であります。本会議の中でも、私は納税者に誠意ある対応をしていただきたい。私どもも誠意ある徴収、納税をお願いしておるという中身の中で事務を進めております。結果的にそういう反応がなく、御相談もなく、最終的に差し押さえという行為に至って初めて納税者の方はそこまでするのかと。ある種、そういう差し押さえまではしないかなという安易な気持ちがおありになるということもあると思うんです。実際、差し押さえをさせていただいた後、慌てて御相談に見えるというケースがあるわけですが、差し押さえ

が目的ではないというお話をさせていただきました。納税をお願いしておるということですので、ここにつきましては、そういった通知、また呼び出しをさせていただいたときには、ぜひとも御相談をいただいて、その差し押さえという法的手続を打つ前にいろんな手だてを御相談いただきたいというのが私どもの気持ちであります。

○高橋委員

確かに納税者の側に問題なしとは言いません、私はね。納税相談に来てくださいというふうにきちっと行くべきです。ところが、敷居が高いんですよ、それは。成績の悪い子が職員室に先生に来てくれと言うのと同じで、敷居が高い。それは、上から目線だとそういう話ができるんですよ。私、実際に納税者、悪意の人じゃないですよ、善意ですよ。一生懸命やっておるけど、こぼれるようにして金が出ていっちゃう。別に浪費されておるわけじゃないし、まじめに働きたいと思っている。私と合い共通する生身の人間ですよ。ところが、いろんな境遇で今言ったような環境になった。敷居が高くて行けない、つつい行きたくても行けない、そういうことになっているんですね。だから来ないから差し押さえたんだという今理屈でしょう。これは、国税徴収法95条に違反しますよね、これ。

国税徴収法95条は何と書いてあるのか。滞納者の財産のうち、生活に欠くことのできない衣類、寝具などや、生活に必要な3カ月間の食費、食料及び燃料などを一般の差し押さえから禁止しているんだと。つまり、年金のすべてを取られてしまう。会社から稼いできた27万円の金を全部取られてしまう、これはあなたが相談に来ないからペナルティーでやるんだというやり方にしては、国税徴収法はそういうことをしてはいけない。その聖域の金に手をつけてはいけない、差し押さえてはいけないということを明確にしておるじゃないですか。だって、人間生きる権利があるんですよ、幾ら滞納しておったって。その人が更生して、元気になるって滞納分を盛り返す、そういう余力を国税徴収法は認知しているんですよ。そこはどうで

すか。今言った年金の15万円、生活費の27万円、27万円のうち2万円ぐらい押さえるのは、場合によってはいいかもしれない。だけど丸々押さえて、カード会社から10万円借りてきて口座に入れたら、それ10万円あるじゃないか。

私、課長とお話ししたいと言ったら、認めてくれませんでした。政治的クリンチをするなどいうことでしょうか、これ。私は、国税徴収法95条にうたわれている基本的な生活、生活保護費を下回るようなそのぎりぎりのものについては押さえてはいかんと、差し押さえをいかなる場合でも。あなたはそれを押さえて、どうだと、出てこいと、出てきたら話し合つてやろうと、こういうことでしょうか。これは、脱法行為じゃないですか。

○税務課長

国税徴収法76条におきましては、給与差し押さえについてということで、差し押さえ制限額というものが定まっております。ですから、それ以上、給与等全額差し押さえすることは禁止条項に当てはまるというふうを考えております。ただ、預金の差し押さえということになってきますと、国税徴収法の63条のほうで基本的に滞納額全額を徴収することになりますので、預金残額全額を差し押さえさせていただいておるのが現状でございます。ただ、そこで、前中島議員のほうからも質問がありましたように、現在、裁判等によって、そういったものについても生活費まで及ぶものについてはどうかということで、一応、判決があるわけですけども、今のところ、うちのほうとしましてはそういうところも考えて差し押さえ等をやらせていただいておりますという状況でございます。

○高橋委員

今いろいろおっしゃいましたが、私はいつまでも復唱したいと思うんですね。

1998年2月10日、最高裁判決というのがあります。どういう判決だったかという、受給者の生活保持の見通し、見地から差し押さえ金主の趣旨は十分尊重すべきであると、今言ったように。しかしながら、一般的に銀行口座には禁止債権以外の振り込みや預け入れも存在しているのであって、

年金等の差し押さえを禁止財産、差し押さえ禁止財産は口座に振り込まれると一般財源に混入し、差し押さえ禁止財産との識別が不能になり、このようなものについてまで差し押さえを禁止することとなると混乱が起きるということを書いてある。いいですか。ですから、生活保護費が受給される、その根元で取つてはいかんと書いてあるんです。

それから、年金が年金庁からおりますね。おりた口座に入る前に取つてはいかんと書いてある、最高裁はね。けども、年金が口座に入れば、ほかに預金がある場合ですよ、混同するでしょう。渾然一体となる。そうなったときにおいても差し押さえができないかといえば、必ずしもそうではない。これは最高裁の判決です。

したがって、最初に私が紹介した15万円の年金を取られた人、これはもう年金ですよ。口座を見ればわかるでしょう、年金から入ってきたということはわかるんです。それは職員よく承知の上ですよ、だけど取るんです。なぜ取れるんだと。いや、これは口座に入ったら一般預金ですと。年金かどうかは私は認知しませんと、最高裁の判決はそのことをよしとしているんだと、この理屈なんですね。これは、私は悪い公務員の法の裏側をかい、この善良な市民を滞納があるとはいえ、善良な市民を痛めつける、そういう思想だと思ふんですね。いいですか。そういうことが、最高裁、書いてある、だからいいんだということ。

ところが、それで話は終わらないんですよ。どういうことになっているかという、最高裁1998年2月、2003年5月の東京地裁の判決というのがあるんですよ、いいですか。どう言っているかという、銀行口座に入ったとはいえ、それが年金の受給だということが明確になったら押さえちゃいかんという判決が出ている。読みましょうか、これ、判決文、わかるでしょう。2003年5月の東京地裁の判決は、口座に入ったからといって、先ほど言った、私が最初に紹介した人にはっきり年金だと、それは、というふうには認定できる場合には押さえてはならぬのだという判例ですね。いいですか、これ。どうですか、認知されていますか。

○税務課長

はい、承知しております。

○高橋委員

さらに、2001年4月の広島地裁、福山支部の判決。同じ判決ですよ。年金受け取り口座の差し押さえを受けた人の主張を認め、差し押さえの一部を取り消す、こういう判決をいたしました。

2008年1月、神戸地裁の判決。年金債権が差し押さえ禁止債権であることからすれば、本件口座の預金債権に対する差し押さえも禁止されると解するのが相当である。裁判長の発言は、まどろっこしいけども、年金が原資であれば、それは口座に入ったからといって差し押さええてはいけないということが最高裁の判決以降、これは地方債で、下級裁判所の判決だけでも、明確になっておるでしょう。だとしたら、私が最初に読み上げた、報告した15万円の2カ月分の年金、これは差し押さえるべき案件ではなかったということでもいいですね。

○税務課長

今御指摘のとおり、今後におきましては、そういうところを判断して、差し押さえ等をしていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

私、二つの事例を紹介しましたがね。名前こそ言っていない、日付こそ言っていないが、私が立ち会った、税務当局と窓口で。16万円の年金2カ月分を差し押さえられた例、これは明確に下級裁とはいえ、地方債の判決に違反しています。銀行口座に入ったときに、ほかの原資がたくさんあって、100万円ぐらいあって、そこへ15万円がまざっちゃったと。そのうち、例えば20万円を差し押さえたというのはいくらでもあり得るでしょう、それは。しかし、その人の年金口座にはもうほかから金が入らないんですよ。16万円の年金が2カ月分入った。口座には、年金省からの入金ですと、年金ですと書いてある、口座の中に。その人それきりでしかないから、口座であろうが、年金の受給権であろうが、根っこは一つですよ。これを取られちゃった。言ったように14万円返してもらいまし

た、やっていけないんですから。だけでもう一つの例は、27万円の給料は全部取られました。これは、さっきあなたの言った国税徴収法の規定に違反しますよ、口座に入ったからとはいえ。どうですか。この種の差し押さえはやめられるべきじゃないですか。

部長は、こうやって差し押さえるとおもしろいように来るんだと、役所へ、困っちゃって。そこから話が始まるんだということを言っていた。脱法行為ですよ、そんなことは。どこに書いてあるんですか。下級裁判所とはいえ、いかんと言っておるんですよ、どうですか。やめてください、この種の差し押さえは。答弁。

○総務部長

今回の2件のケース、お話いただきましたけれども、私の承知している範囲の話では、預金というのは、今回一つの預金通帳、預金を発見し、それを差し押さえたということでございまして、個々の一方、一人一人のその預金を全部把握しているという形ではありません。ですから、ほかにも口座を持っておみえになるのか、おみえにならないのか、ここら辺が一つあると思います。これがすべてわかった状況であれば、今のお話もあります。お聞きしてみれば、年金だけの一つの通帳だったという結果なのかもしれませんが、ほかにも通帳預金の口座があるという状況もあり得ます。非常にシビアな、難しいケースなのかなというふうには思います。私どもも、そういった面では、ほかの預金口座も相当のエネルギーが要りますが、調べつくしてやるという行為を今後も行っていきたいなというふうな思いでございます。

○高橋委員

ほかの口座も調べたと、いいですか。高橋憲二なら高橋憲二にはAという口座に20万円、Bという口座に8万円あったと。合わせて28万円あると。28万円なら食べていけると、ひとり暮らしだから、彼はね。だったら、生活保護の最低基準がひとり暮らしだと7万円なら7万円としましょう。家賃が5万円なら5万円としましょう。それだけの枠のものがこの人には必要な金ですと。だから、調

べつくして、それを残してほかを差し押さえるということはあるかもしれませんが、これは。だけど、口座を全部調べるのに苦労が要るから、とりあえず見つかったやつをばくれという話でしょう、今の話は。これがすべてだったらどうするんですか、その人が。年金受給権、その根っこから取られるということになるでしょう。そういうことをしてはいかんというのが裁判所の判決ですがね。とんでもないことをおっしゃっているの、私びっくりしました。もう一つ聞きます。

児童手当や、今で言う子ども手当は、これは差し押さえていないでしょうね、どうですか。

○税務課長

児童手当等々につきましては差し押さえしていないというふうに思っております。

○高橋委員

児童手当そのものを押さえることは違法になっています。法律で児童手当を差し押さえたいけない、子ども手当を差し押さえたいけない、失業保険の給付を差し押さえたいけない。法律に書いてありますから、そのものを押さえることはできません。しかし、口座に入ってしまったばかりませんか。それが児童手当なのか、失業給付のお金なのか、子ども手当なのかかわからんでしょう、さっきの理屈から言えば。押さえるんですよ、したがって、そうでしょう。口座に入ったら押さえちゃうんだから、子ども手当や児童手当を差し押さえたいないなんていうことは言えないでしょう。

○税務課長

言われるとおりでございます。

○高橋委員

言われるとおりでよ。一つ紹介しますよ。

2009年4月17日、衆議院の財務金融委員会、ここに我が党の佐々木憲昭という衆議院議員が所属しています。次のような問題を提起しました。これは、地方税の滞納を理由に鳥取県が県税の滞納があるということで、税務当局が児童手当を差し押さえたんですね。どういうふうに差し押さえたか。この人は、ちょっと長くなって恐縮ですが、不動産業を営むAさん、本業の不振のために夜間

警備をやって収入15万円、認知症の父親と病弱の妻、高校生から幼児5人までの子供を入れて8人の生活をされていた。大変ですね、15万円で8人。08年6月、A氏の銀行口座に振り込まれた児童手当、5人分ありますから13万円が振り込まれました。いいですか。そうしたら、入金後、9分以内に県税事務所が残金の73円を含め、13万73円を差し押さえたんですね。これが衆議院の財務委員会で問題になりました。当時の大臣は、与謝野馨大臣でした。どういう答弁をしたかわかりますか。

○税務課長

承知しておりません。

○高橋委員

これは、議事録は全部インターネットで公開されていますから、よく勉強されてくださいよ。与謝野馨当時の財務大臣は、児童手当は子供の養育に使うという目的に達せられるべきものだ、こう答弁しました。禁止されている権利の差し押さえ、子ども手当の権利、このことですよ。禁止されている権利の差し押さえは、受給者が実際に児童手当を使用できなくすることも禁止するように解釈するのが正しい。つまり、児童手当そのものを押さえてはいかんという法律があるが、口座に入ってしまったら、児童手当のために使えない。使えなくするようなそういう差し押さえは好ましくないという答弁をいたしました。鳥取県の対応を拒否しました。

そして、最終的にどうなったかといったら、総務省は総務省名で、鳥取県に対し、佐々木憲昭議員のこのやりとりの議事録を送付して、適正な執行に変えるように求めたんです、鳥取県に。つまり、児童手当そのものは押さえられなくても、口座に入ったら押さえられるというのが知立市のやり方ですから。これを与謝野総務大臣はいけませんと、それは。そういうことをやってはいけませんということで、鳥取県に議事録を送付して是正を求めた。

もう一つ、これは菅総理。2010年3月1日、同

じく衆議院の財務金融委員会。菅総理はそのころ財務大臣でした。総理大臣になる前、財務大臣でした。菅大臣はどう言っているか。鳥取の児童手当振り込み差し押さえ問題について、次のように答弁しています。その差し押さえに当たっては、法令を厳格に適用するだけでなく、滞納者個々の実情に即して、相当性があるかどうかを判断する必要があると認識する。したがって、例えば、預金残高のない口座に児童手当が振り込まれるのを待って、これをねらい撃ちに差し押さえるようなことは差し控えるべきだと考える。

口座は73円しかなかったんですよ、その方は。そこへ13万円の児童手当が入った。9分以内に全額取られた。菅大臣、いかんと言っておるんです。これは、国会の後期の議論で明確になっている到達点ですよ。しかし、それを知立市は履行せずにやっござるがね。児童手当も取ってみえるんですよ、こうやって口座に入ったら。これ、是正してください。

○税務課長

今後、そういったものにつきましては調査しまして、差し押さえする前に調査しまして、対応していきたいと思っております。

○高橋委員

納税者がなかなか相談に来ないというジレンマはわかります、これは。一生懸命頑張っている、私、徴税吏員が全部悪いと言っていない。そういうことで全体のプレッシャー、収納率を上げようという大きな課題がある。だから、何とかしてその滞納を減らしていきたい。収入未済額、これ、13億円ですよ、国保も入れますと平成22年度は、13億円、正確な数字は言いませんが、13億円未納ですよ、国保を入れると。だから、これを何とかしたい。先ほどの議論ではありませんが、その気持ちはわかるけども、だからといって人々が生存する権利、生活法に匹敵する最低限度のところの預金まで押さえてはいかん、児童手当や育児手当、あるいは失業保険を押さえてはいかん。それは、そのものの権利を押さえるだけでなく、口座に入ったものも押さえてはいかん。これが今日まで

の到達点であります、世間の。知立市に通用するかどうか知りません、世間の到達点。なぜこの世間の到達点が知立の税務当局に通用しないのか、私は疑問でなりません。

私は、滞納者を一面的に養護するつもりはさらさらありません。しかし、滞納するにはそれぞれの理由があります。怠惰によるものの中にはあるでしょう。しかし、こういうやり方をした場合には、悪意の滞納者なのか、善意の滞納者なのかも識別できないじゃないですか。善意の滞納者なのか、悪意の滞納者なのか、税務当局が識別もできないじゃないですか。

林市長、差し押さえはあなたが決裁するんですか。差し押さえの決裁権者はどなたですか。

○総務部長

私でございます。

○高橋委員

今、総務部長が決裁権者、最終。市長は知らんわけだね。今のあなたのような答弁でやられたのでは、それはもたんわね、悪いけども。さっきの答弁、呼び出しても来ないから、押さえれば来るんだと。いろんな事情があるけれども、そこから話をするんだと。預金を一つ一つ全部調べるといいけども、えらい手間がかかるので、とりあえず見つかったやつをばくするんだと、言葉は悪いけど押さえるんだと。これは、現に今の国会答弁、下級の地方裁の判決、全部禁止しておるじゃないですか。そのあなたが決裁権者なら、1,161の他市に比べて断トツに多い差し押さえ件数もうなずけますね、これ。これは困りました。

副市長、いいですか、総務部長のこの見解で。

○清水副市長

るる御質問者が最高裁、あるいは地方裁でのお話がございました。その件については、担当課長も今後の対応について御答弁をさせていただいたとおりでございます。そういうふうに対応させていただきたいと思っております。

私、今の議論を聞いておまして、やはり質問者が二つの例をお出しになりましたけども、そういうこともやはりもちろん一面的に通知をして

お見えにならなかったから、それで、はい、そうですねという話は、これは少し乱暴なのかもしれません。やはり、そこは御本人のお話を聞く、そういったことにも努力しながら御相談にも乗っていくという姿勢が今までもそうですし、今後もそういうふうな形で続けていきたいと、努力していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、納税をしていただくということは、それぞれ義務だということではございますけれども、御質問者の御指摘もございます。過度なそういった法等の照らして、適正に対応することが必要だというふうに考えております。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後9時33分

再開 午後9時40分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

いろいろ申し上げました。時間も迫ってきていますが、私は、滞納者が税金を納めていただくように努力する、また徴税吏員がそれを促すために頑張る、これは当たり前のことだと思います。私は、きょうの質問は、滞納者を擁護するという立場ではありません。ただし、行き過ぎた差し押さえ、行き過ぎた徴税行為については憲法25条並びに国税徴収法、地方税法の観点から適切に対応すべきだということを申し上げているにすぎないわけです。

地方税法並びに国税徴収法には、納税緩和の措置が幾つか規定されております。例えば、徴収を猶予する、換価を猶予する、換価の猶予ですね。あるいは納税の停止というようなことが明らかになっております。例えば、納税者が生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度の場合には、差し押さえしてどうだというんじゃないくて、納税者が生活保護の適用を受けなければならぬ生活を、その程度の生活であれば、地方税法に基づいて滞納処分の停止を行うべきではないですか。

それが地方税法と国税徴収法の本来の流れじゃないですか。何で差し押さえして呼び出すんですか。よく意見を聞くことはいいですが、生活保護基準に合致するか合致しないかのような人たちは、納税滞納処分の停止をすべきじゃないですか、どうですか。

○税務課長

生活保護と同程度の生活水準であれば、税務課としましては執行の停止等をやっております。ですけれども、それも相談を受けて、お話を聞いた上でないと判断できませんので、その前にお話を聞いた中で水準がその執行停止に該当するとなったにもかかわらず差し押さえするという事はしてないつもりでございます。

○高橋委員

だからその人が、ちょっと聞きますが、滞納しておいて生活保護になったと、認定されたという、税はどうなるんですか。

○税務課長

基本的には、執行の停止になります。

○高橋委員

だから、生活保護の認定を受けられれば執行の停止になるんですよ。だから、徴税職員が、裏で私にささやかれるのは、高橋議員、生活保護を受けてくださいと、この人は、生活保護を受ければ、所管がえで福祉課のほうへ納税者は行って、生活保護の受給者になります。それがわかれば大義名分、この方は滞納処分の停止の対象になります。だけど、その人は自分が生活保護になりたくないんだと、自分で頑張っていきたいという場合に、その人とひざを交えてよく相談できる環境をどうつくるか、これが税務職員の仕事ですよ。

ある人がこういうことを言っておられます。納税者がどうにもならない状況をどう解決したらよいか。滞納を解決するのは徴税職員、徴収職員と滞納者本人であり、納税に向けて協働する姿勢こそ大事であると思う。

私たちは徴収権がない、市長もない。だから、徴収職員が親身になって滞納者と向き合って、あんた今どういう生活をしておるんだと。そのため

には、市役所が敷居が高くてはいけない。

だから、中島議員がずっと言っておりますように、国税庁の税務運用方針、ここに現物を持っていますよ。あるいは、国税庁の徴収課徴の通知、滞納整理における留意事項、これはインターネットでとれますよ、現物を、私、持っています。この趣旨に沿って、滞納者と力を合わせてお互いが更生していくためによく聞き取って、そういう徴税現場であれば、有権者は喜んで来ないにしても、通知があれば来て、よく話に乗ってくれると。あそこへ行くと自分も成長できるような気がするのと、こういう市役所にならなかつたら、これはサラ金の取り立てと似たり寄ったりじゃないですか。皆さんは公務員です、全体の奉仕者です。市民の血税で禄をはみ、そして市民のために一生懸命やるんでしょう。だから、滞納者の立場に立って、そして支援し、その人が自立できるような援助をしながら、そして納税をしていただけるような大きな意味での土壌改良をやっていく、そのことが徴税吏員の仕事であって、滞納の取り立て屋ではないんですよ。そこを、最近は滞納整理機構、西三河にできて、あの人たちもそうなんです、専ら収納を第一義的にして、とにかく取ると。

中島議員が具体的に本会議でも指摘しましたが、今まで役所の窓口で分納で払ってこうねという事で約束しておったけども、西三河の事務所へ行ったら一括で払えと、こう言われたというんです。これが残念ながら、現在の税務当局の実態ですね。一つだけその点で聞いておきます。

差し押さえ予告書というのがここにあります。これは中島議員も触れたかもしれませんが、つきましては、平成23年6月3日（金）までに全額納税してください。これが機構からA滞納者へ来ておるんですが、こういうことは日常茶飯事にやるんですね。

○税務課長

差し押さえの場合には、全額納付というのが建前になっておりますので、文書としてはそういったものを出させていただいております。

○高橋委員

これは、本会議でも明らかになりましたが、機構というのは、法的根拠のない任意団体だとおっしゃいましたね、総務部長。機構というのは、法的根拠のない任意組織であると。いいですか、これは。

○総務部長

はい、そのとおりでございます。

○高橋委員

任意組織です。したがって、機構は広域連合のような法人組織でもなく、要綱によって組織されたものであって、県内の市町の任意加入によって構成された組織です。したがって、設立の根拠法もなく、議会の議決もありません。こういう任意団体が出すこの種の文書は、公文書とは認められないというのが総務大臣の見解です。法に基づかない整理機構が任意団体としてこういうものを発行するのは公文書ではないんだと、行政文書ではないというふうに総務大臣は認定していますが、そういう見解でいいですか。

○税務課長

ちょっと公文書であるかどうかまではちょっと認識しておりません。

○高橋委員

時間がありませんから、一度研究しておいてくださいよ。任意団体が滞納者を受け取って、任意の組織で議会の議決もなければ、法的根拠もない。要綱だけで設立した団体が、こうやって何月何日に全額一括納入しなさい、こんなことができるのかということですよ。おっしゃったように、市長の権限でやっているんだということ。だから問題ないとおっしゃる。だけど、これは公文書じゃありませんよというのが総務大臣の意見です。このように、行政上、極めて不明朗な形でやるということも大変問題です。

林市長は、この機構の滞納処分について、一々あなたが決裁するんですか、これは。だれが決裁権者ですか。

○税務課長

滞納処分は、各担当の市がやっております。各それぞれの市で滞納処分ということで。

○高橋委員

これは、総務部長がお答えのように、これは機構が勝手に出せないだと、滞納処分を勝手にやれないだと。市長決裁、市長が任命権者、市長がやるんだということをおっしゃいましたね。だから市長に聞くんですが、機構はこうしたものをやる場合に、全部市長の決裁をとってやっているんですか。

○税務課長

差し押さえにつきましては、各担当市という形で執行しておる職員及び私のほうで決裁はしております。

○高橋委員

じゃ、市長は全然介入しないじゃないですか。滞納処分は市長の権限じゃないですか。あなたか派遣されている職員が勝手にやっていると、こういうことですか。そんなの初めて聞きましたね。県当局と議論したって、そんな答弁しませんよ。最終責任は市長だという答弁をするんですよ。いいんですか、そんな答弁で。

○税務課長

機構への引き継ぎ案件の滞納処分に係る決裁につきましては、派遣元の最終決裁者ということで、課長権限になっております。

○高橋委員

そんな話は初めて聞きました。そんな決裁権者でいいですか。もともと機構の職員、知立からも1人行ってみえますね。西尾を入れた6市、この西三河機構は6市ですよ。1人ずつ市の職員が行っているんですよ。この職員がどうなるかという、まず県の職員になるんですか、この人たちは。県からも2名来てみえますね。だから、6名と8名の構成ですか。そして、一度知立市の職員を派遣するのに県の職員になるんですか。そして、知事が県の職員にして機構に任命すると、任務を。奇妙なトリックがやられておるんですよ。市の職員ですよ、知立市の。この人は、一度県の職員になって、県が併任辞令といいますか、機構の職員に任命するんですよ。知立市の職員は何をやっているかという、よく知りませんが、知立市以外

の滞納処分をやるんですよ、いいですか。じゃ、この人は守秘義務があるのかと。知立市の職員が徴税吏員の場合、知立市の市民の滞納状況について議論したり調べたりすることはいいでしょう、これは守秘義務。ところが、併任辞令で県の職員になって機構へ行きますと、例えば西尾の滞納をやるんですよ。そうすると、知立市の職員は、西尾のこの滞納者の実態を全部手のひらに乗せて、そして県から来た課長と協議して差し押さえを打つんですか。一体どういう組織ですか、これ。そんな権限、だれが与えたんですか。知立市の職員が知立市の滞納者に対して向き合ってもらうのはいいと思うけども、機構の人事はそうなっていますよ。自分のところの出身自治体はやらない、出身自治体以外の滞納物件について対応する。そして、今言ったように、問答無用の公用文書を差し込んで、そして滞納処分をやっていく。こんなのはどこに権限があつてこういうことをやっているんですか。こんな併任辞令なんていうトリックのような辞令で守秘義務が守られるんですか、失礼ですけども。どうですか。

○税務課長

市の職員におきましては、県への出向ということで県の職員を併任します。それと同時に各市、一応、西三河6市のそれぞれの徴税吏員証を交付していただきまして、それぞれ交付された市町村の徴税事務を行うという形になっております。

○高橋委員

法的根拠もない任意の団体をつかって、そして知立市の職員でありながら県の職員にして併任辞令を出して、知立市以外の滞納処分をする。もともと租税というのは、租税法主義といって、租税を徴収するということは一大事なんです。政治の根幹にかかわる問題、しかも、市民の納税義務を権利として求めるわけですから。租税法主義、法律に沿って粛々とやらなきゃならんというのは租税の仕組みなんです。ところが、法に基づかない機構をつくり、今言ったような閉塞的な人事で西尾や安城の滞納処分を知立市の職員、この職員も大変ですよ、実際。こんなことが租税法定

主義のこの世の中で行われているわけですよ。しかも、問答無用なこういうものがどんどん送られてくる、市長は知らない。滞納処分をするについては差し押さえにすることに市長も知らない。これは一体どういう組織なんですか。その課長にそんな権限があるんですか。県の職員であるその課長が、知立市の市民を差し押さえる権利がどこにあるんですか、あったら示してください。いかなる根拠でその課長は滞納処分をする権利を持つんですか。

○税務課長

県の職員に対しましては、うちのほうから徴税吏員証を発行しております。

それとあと、県職員におきましては、地方税法の48条にありますけども、市の市町村民税につきまして、県のほうで対応して徴収することのできるという条文もありますので、それを利用して、あと徴税吏員証も交付しております。

○高橋委員

それは、県税と市町村民税をセットで徴収しているからそういうことが言えるけど、国保税なんか徴収する権利はありませんよ、県の職員に。国保税を徴収できる権利があるんですか、県職員に。

○税務課長

ありません。ただ、徴税吏員証は交付しておりますので、その徴税吏員証に基づきまして徴収のほうをしていただいております。

○高橋委員

県の職員が県税を徴収するのはわかります。自動車税を安城の事務所で徴収するのはわかります。しかし、国保税や市県民税は、知立市独自の税ですから、これは市長の権限、決裁のもとで知立の徴税職員が頑張る、これがスタンダードな方法ですよ。併任辞令で県の課長が知立市民をどんどん差し押さえする、どこにそんな権限が与えられておるんですか。

したがって、私が申し上げたいのは、機構はできたけども、今言ったような理不尽な組織であり、道理のない取り立てをしていることからかんがみますと、知立の滞納は一方的に機構送りにしない、

このことが大事ではないでしょうか。このことを私は声を大にして申し上げたい。あの1階のフロアで、職員と納税者が一緒になってともに解決していくという、そういう姿こそ正常じゃないですか、どうですか。

○税務課長

徴収係としましては、滞納者と十分相談をさせていただいて、完納に向けて対応していきたいというふうに思っております。

○高橋委員

県当局と交渉しますと、これは市町村からの要望があつて機構をつくつたとおっしゃるんですね。これは、担当課長に私ちょっと過酷な答弁を求めているんです。ほかが的確な答弁をされないので、私は担当課長にちょっとここだけでも求めている。

市長、こういう機構なんですよ。これでいいんですか、これ。やり方が荒っぽいとかいろいろあるにしても、このようなずさんないかげんな組織、法的根拠のない組織で併任辞令をもらって、県の課長が処分の号令を出している。これは、地方自治体の租税、法定主義による徴税権を放棄しているのではないかと、私はそう思いますね。これは、市長の見解を承っておきたいと思います。もう時間ありませんから、どうですか。

○林市長

まずは、私どもの税務課の徴収職員、一生懸命やっているということだけは御理解をいただきたいと思っております。

滞納機構でありますけれども、これは御案内のように、この地域だけではなく、全国的にも非常にこれは今ふえているわけでありまして、やはり、それなりのメリットがあるわけでありまして、この機構がふえているわけでありまして。高橋委員が今、二、三、矛盾点、そしておかしい点が御披瀝いただきました。私なりに、この全国的な事例等をもう一度しっかり見て、そしていろんな法律等を勉強させていただいて、是正すべきところは是正をしていくということも必要なかなと。

いずれにしましても、この地域だけのことじゃないということで、先進的にいろんなところを

やってみえます。そんなところも勉強させていただいて、よりよい機構にしていくことかなというふうに思っております。

○高橋委員

一般論を、私、聞きたくないんです。これは、全国でこういう組織がふえちゃって、全国でこういう問題になっておるんですよ。納税で苦勞しておる人がみんな今困ってみえる。なぜかという、分権一括法で地方財源がふえたでしょう。所得税と地方税の比率が変わったじゃないですか、地方の比率がふえたんですよ。だから、今言ったような機構をつくって、一網打尽と言うとちょっと語弊があるけれども、さっき言ったような奇妙な組織が登場してきて、それをどんどん取り立てていく。これで今全国で問題になっている。だから、全国でやっているからいいという認識は間違っています。問題は、納税者がどういう思いで今滞納と向き合っているのか。真に納税者と力を合わせようという徴税職員がなぜ、どこで悩みを持ち、苦勞しながら頑張っているのか。その中身をしっかりとつかまないと、これは一般論で、御苦勞さん、しっかりとやっているということにはならないと思います。

最後にしたいと思います。いろいろ答弁用意されてきたと思うんですが、聞きたいことはいっぱいあるんですが、ごめんなさいね。終わりにしますが、いやいや、笑い事じゃないですよ、市長。

監査委員の審査意見書、28ページをごらんいただきたい。

この下の表、何が書いてあるかといいますと、監査意見書のほうです、28ページ。何が書いてあるかといいますと、この総務、税務部分の職員配置がどうなのかということが書いてあります。これは、類似市として比較をしております。知立市の場合の総務、税務部分の職員数は94名、そして、住民基本台帳1,000人当たりの職員数は1.44人です。これをずっと見てもらいますと、知立よりちょっと少ないところもあるけども、類似市の平均が1.59人、知立が1.44人。

何が申し上げたいかという、これは中島議員

が本会議で触れましたが、徴税職員をふやすべきですよ。共産党が徴税職員をふやせなんていう提案は余り世間ではしていないと思うんです。それはなぜかといいますと、今言ったように、一人一人の納税滞納者ときちっと向き合って、その人の生活心情、暮らしの実態をよく把握するには今のメンバーじゃ足りません。現在、徴税職員が8名です。よその市はちょっと御承知ですか。高浜市は何人みえるんですか。

○税務課長

申しわけございません。承知しておりません。

○高橋委員

承知しておいてください。8名ですよ、高浜市、徴税職員が。知立も8人。市長、一生懸命やっておるとおっしゃるなら、市長の権限でその一生懸命やっておる人たちに報いを、一生懸命頑張れるその体制をつくってもらわないかん。高浜は8名ですよ、知立も8名。いっぱい滞納がふえる、13億円。もう対応できない。だから、どんどん差し押さえを打って、来てもらったらそこで相談と、こういう実務になっておるんです。これは問題だということは明らかになりました。私は、これを解決するには、徴税職員をいまま少しふやしていただいて、そして親身の生活相談、親身の役所の業務、敷居が高くないように、そうされるべきだと思いますが、いかがですか。副市長、どうですか、徴税職員。

○清水副市長

職員の配置につきましては、毎年度のそれぞれの担当とのヒアリング、そういった中で、そのときの業務の内容、そういうものも含めてヒアリングをし、適正に配置をさせていただいているというふうに理解をしております。

今回のこの議論になっていますこういった問題も新たに提起もしていただきました。こういうことも、今後の配置計画の中では参考にさせていただく必要があるというふうに思っておりますが、現状の中では、そういった業務の内容等々を勘案しながら、適正に配置をさせていただいているというふうに理解しております。

○高橋委員

総務部長も副市長も市長もちょっと認識が甘い。甘いというか、現状をしっかりと見ていらっしやらない。言葉ではよくやっていると、御苦労さんだと、そういう又聞き的管理職はよくないですよ。苦楽をともにせよとは言いませんが、皆さんもあそこに座って徴税事務をやれとは言いませんけども、一度食事をとりながら、そういう人たちの意見を聞いてみると、そういうこともあっていいじゃないですか、管理職なら。一遍意見を聞かせよと、おぬしはどういう気持ちで仕事をやっておるんだと、何を悩んでいるんだと。そういう徴税吏員が地方税法や国税徴収法をしっかりと身につけて、なおかつこの滞納を処分しようと思うと、本当に葛藤に、私、陥ると思うんですね。そういう性格のものだと思うんですよ。

その実態をしっかりと見るならば、高浜と知立が徴税吏員が同じ8名でよしとする認識が私は理解できないですね、これ。そう思いますよ、私は正直言って。この程度の組織と、この程度の陣容にあって、なぜそこまで目が届かないのかということですよ。届けてほしいですよ、それぐらい。愛知県庁や名古屋市なら知りませんよ、私は。各地域に区役所があり、二重、三重の管理機構になっておるところは知りませんが、知立ならば、朝徴税職員がどういう顔をしておるのか、元気な顔つきでデスクに向かっておるのか、悩みに満ちた顔をしてデスクに向かっておるのか、これはちょっと浪花節なんですけど、そういう視点からもやっぱり職員を激励していくというぐらいのそういう配慮と体制が必要じゃないですか。

今、総務部長が人事担当の部長ですね。来年度どうですか、ひとつふやすように担当課から意見を上げたら、どうですか。

○総務部長

昨年、人事担当ではなかったわけですが、昨年、1名増員をいただきました。これは、年々ふえてまいります滞納者の数からして、また、1人機構のほうへ派遣するということもありまして、ぜひここで増員がいただきたいということで、1名ふ

やしていただきましたことがこの平成23年に向けての増員でございました。さらにということだと思いますが、ここら辺、どこまでできるかということになりますけど、この滞納者の増員、数が毎年ふえている現状からしますと、やはり職員の数はそれに応じた数が必要だろうというふうには思いますが、ただ、ここら辺が難しい中身、単純に各市の比較がいいのかというものもありますので、ここら辺は一度よく検討させていただきたいと思えます。

○高橋委員

私は、単純に各市を比較せよなんて言っていないですよ。ずっと今まで徴税吏員が窓口で行ってこられた特徴的なことをお示しして、間違いは間違い、推進すべきは推進すべきだということでは是非々々でお尋ねしてきました。しかし、大局的に言えることは、いかに納税者と向き合うのかと、自治体職員が、どうやってその人が更生できるようにするには心を開いていただけるのか、生活保護のケースワーカーとは私は申し上げませんが、そういう思いで接することの必要性を私は痛感しているからであります。

担当部長は、平成23年度に1人ふやしたから、連打は難しい趣旨のこともおっしゃっていますが、知立は大変人件費が他市に比べて比率が小さい。臨時職員はどんどんふえて、正規職員がどんどん減っているという内容なんです。徴税というのは、役所のかなめ中のかなめというところでありますから、ぜひ総務部長、あなたもこれで定年退職におなりになるんですか。しっかり後継に道を開いて、そうかと、1名増員かということで、税務行政に貢献していただきたいというふう思うんですけど、いかがですか。あなたの見解を聞きたい。

○総務部長

人事計画でございますので、ここでどういう御返事もできませんが、検討を深めたいというふうに思います。

○高橋委員

最後に市長、いかがですか。それぐらいおやりいただきたいと思うんですけども、どうですか。

○林市長

今回、非常に勉強させていただいたわけであり
ます。私、休みの日に役所に参りますと、本当に
朝から徴税職員が市民の方と向き合って、相談を
受けられているわけであります。本当に先ほど職
員が頑張っているということをお願いしたのは、
本当に相談をしっかりと私どもの徴税職員は休み
も受けているなということは御理解をいただきた
いなというふうに思っております。もう一方で、
人をふやすということについては、今、やはり先
ほど副市長も申し上げましたように、今回の意見
等を踏まえて、一度全体的な人事計画もございま
す。そういうことも踏まえながら一回研究をして
いく。もう一方で、先ほど高橋委員が言ってくだ
さったように、一度、徴税職員と腹を割って話し
たらどうだという、この提案はちょっと前向きに
考えていきたいなというふうに思っております。
またこれからもよろしく願いいたします。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、認定第1号 平成
22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について
の件は、原案のとおり認定すべきものと決定しま
した。

次に、認定第4号 平成22年度知立市土地取得
特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題と
します。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号について、挙手により採決します。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、認定第4号 平成
22年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定
についての件は、原案のとおり認定すべきものと
決定しました。

○池田滋彦委員長

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後10時15分

再開 午後10時17分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第20号 定数改善計画の早期実施と義務教
育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の件を議題
とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担
制度拡充を求める陳情に対する意見を言います。

知立市におきましては、既に35人学級など実施
されております。今回、義務教育の国庫負担制度
の国庫負担率を2分の1へ戻してはという陳情に
対しまして、やっぱり子育ては一丸となっていな
ければならない事業だと思います。愛知県の場合、
歳出総額2兆1,057億円のうち、教育費にかかり
ますお金が、この国からの負担が多くなりまして、
5,224億円と24.8%と、歳出の中で教育費、学校

の先生方にかかる費用が一番多くなっております。それに対して、結局この県の教育費の負担が少なくなれば、この陳情初期あったように負担が少なくなれば、私たちのこの知立にかかるこれからの建設費とか、県の建設費とか福祉費が多くなって、知立市の連続立体交差事業のほうの負担もひょっとしたら2対1になるかもわからないと思い、期待します。知立政策研究会としましては、この定数改善計画はもとより、義務教育の国庫負担率を2分の1にさせていただくように陳情に賛成いたします。

○永田委員

陳情第20号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情書にも記載してありますように、子供たちを取り巻く教育環境は依然と克服されておらず、不登校や非行などの問題を考える上で、子供たちに行き届くきめ細かい教育を実施する必要があります。既に、知立市は小学校4年生までを対象に少人数学級の実施など、財政が困難な中でありますけれども、三、四年は市単独で事業を行っております。将来を担う子供たちに均等に一定水準の教育を受けるためには、本来、これは国が果たすべき責務であると考えられます。

陳情内容、以上の国庫負担拡充を求めたい、それ以上に国庫負担維持を求めたいのが本音ではありますけれども、早期実現のためには、陳情者のおり要望するのが妥当でありますし、趣旨、内容に十分賛同できるものと考えられます。

よって、陳情第20号に対しては採択とお願いいたします。

○杉山委員

公明会派として、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情者におかれましても、述べられているように、今まだ学校現場ではいじめ問題、また不登校等、いろんな問題が取り巻く環境はまだまだ整備されておられません。依然として克服されていないという状況がこの意見書の中でも述べられております。35人学級以下の立場でのきめ細かな教育等

が望まれるというふうに思います。負担額につきましても、今回、この2分の1への復元という形で予算を確保されているという部分での要求に対しまして、賛成の立場とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第20号につきまして、採択の立場で討論にさせていただきます。

将来を担う子供たちが健やかに成長していくことは国民の願いであります。しかし、教育現場では、学力格差やいじめ、不登校を含めた子供たちを取り巻く課題は克服されておられません。日本語教育の必要な子供たちや、特別な支援を必要とする子供たちも多く、さまざまな課題に直面しております。

このようなことから、本陳情者の内容を十分吟味しまして、賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員

陳情第20号に賛成をしたいと思います。

学校現場は大変今複雑で、難しい環境にあります。特に、支援の必要な子供、あるいは当市では東小学校に象徴される日本語教育の必要性など、大きな課題に直面していることは御承知のとおりです。政府が平成23年度から小学校1年生での35人以下学級、この編成方針を法制化したいたしました。今後、小学校2年生以上への少人数学級の拡大に見合った定数改善計画の早期実現は、この点からも不可欠です。知立では、既に国に先んじて、市独自の35人学級を実現し、拡大をしております。まさに教育環境整備に全力を挙げていますが、この点で国の具体的な支援がどうしても必要だと思います。

さらに、義務教育国庫負担制度における国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられる、まさに自治体財政を圧迫している重要な要因であります。

以上の観点から、定数改善計画の早期実現と、義務教育の国庫負担制度拡充を求める本陳情に賛成をいたします。

○池田滋彦委員長

○池田滋彦委員長

それでは、これより採決します。

陳情第20号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、陳情第20号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の件は、採択すべきと決定しました。

陳情第21号 議場に国旗掲揚を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

国旗及び国歌に関する法律が、日本の国旗・国歌を定める法律として平成11年8月13日に交付、即日施行されました。きょうも朝、お話が杉田謙一さんからありました。サッカーのワールドカップ、オリンピックなど、世界大会が最近よくテレビでやりまして、国際試合で優勝したとき、国旗が掲げられ、国歌が流れるときに勝利をあらわすために国旗を掲げて選手たちが勝ったぞとアピールをしてくれます。万国これは共通でして、どこの国も自分の国旗を背負って優勝等アピールします。日本人は、この日の丸を掲げ、頑張っている姿を私たち国民に見せてくれました。

また、3月11日の東日本大震災以来、日本国じゅうが頑張れ日本という言葉とともに、国旗に復興の願いを託しておりました。私も、東日本の被災地に行ったときに、国旗に自分の名前を書いて、頑張れということを書いてきました。被災地の復旧作業に携わる自衛隊、消防隊、警察官の衣類には、日本の日の丸が縫い込んでありました。海外でも日の丸に復興を託し、多くのメッセージが寄せられる報道を見まして、日本に皆さん思いを寄せてくれるんだな、ありがたいことだなと思いました。

知立市においても、市役所の南側に国旗と市旗が掲揚されております。そして、先日の中学校の運動会でも、やはり校旗と国旗が掲げられました。

知立政策研究会としましては、国旗に敬意を評することは当然の自然な概念と思い、この陳情を賛成といたします。

○石川委員

陳情第21号 議場に国旗掲揚を求める陳情について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情者が言う国旗や国歌を国が象徴するものとして尊重し、敬意を払うことは国際社会の常識であり、国際的なマナーであるということはそのとおりであります。

近年、3月11日に起きました震災の後でも、やはり日本の国はということ、いろいろと各外国からも日本の国はすばらしい国だというような思いのコメントもありますし、また、近隣国による、最近では、領土問題等を絡みながら、特に排他的経済水域には頻りに審判するような行為に対して、やはり日本という国の形をしっかりと意識することも必要ではないかなと思います。

法治国家として、国旗国家法が制定されている今日、日本の地方自治を担う我々議員は、率先して知立市議会議場に国旗を掲揚し、地方分権の時代の責務を果たすべく国を支えていかなければならないと思います。したがって、国旗を議場に掲揚して、市民からの付託に対する意見等、議論を戦わせていくべきだと、そのように思います。したがって、この陳情に対しては、賛成ということで採択ということでお願いします。

○杉山委員

我が党は、この国旗・国歌法の際に、3点の点で賛成をいたしました。その点が、国旗が日の丸であり、国民の多くが支持し、定着していること。また、成文国家の多くが国旗を憲法や法律で定めており、日本も法制化することが妥当という点、また、国旗を法制化することで教育現場での日の丸掲揚をめぐるさまざまな混乱を防ぐための一定判断の基準ができるということで賛成をいたしました。さらに、戦中、戦前の許すことのできない事実への連想から、日の丸へ一部強い拒否感があることは十分に認識しています。そうした出来事

への評価は歴史観、また歴史認識として整理すべきという考えから、法制化によって我が国が軍国主義に再現するとは到底考えられませんし、今後も戦前、戦中のような軍国主義、また国家主義と厳しく対決していく決意も明らかにいたしました。

日の丸は、平和のシンボルとして新しくスタートするべきであります。21世紀は、日の丸が国の内外から敬愛されるよう、一層の努力を重ねてまいります。既にオリンピック、また国際大会等でも日の丸は平和のシンボルとして広く定着、認知されています。

以上のことから、今回の陳情者における陳情に対してまして、議場に掲揚を求める陳情に賛成という立場でお願いいたします。

○稲垣委員

陳情第21号 議場に国旗掲揚を求める陳情書につきましては、準備期間も必要で、慎重に取り扱うべきとする中で、採択の立場で討論させていただきます。

国旗、市旗は、国、市、そして国民、市民を象徴するものとして尊重し、敬意を払うことは社会の常識でございます。平成11年8月13日に、国旗及び国歌に関する法律が施行されており、議場に国旗を掲揚し、意見を表明し、議論を交わすことや採択することは市民の前で公正にそれらを行う行為であります。どこの国でも、国旗や国歌を大切にしております。日本の国旗を大切にすることは、外国の国旗をすることにもつながります。こうしたことは、国際社会の常識、国際的なマナーでございます。議会から率先して国旗掲揚をなして、国を愛せる大切さをみずから示し、市民の範となることが重要であると思えます。よって、陳情第21号は賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員

陳情第21号に反対の立場で発言をいたします。それぞれ賛成論者が発言をされましたが、私は反対の立場で討論をいたします。

陳情書では、国旗掲揚は日本に生まれた喜びをあらわす象徴的な行為だとして、国旗を大切にす

ることを実現するため、議場に国旗を掲揚することを求めています。

1999年8月9日、国旗及び国歌に関する法律が成立しました。成立した法律は、2条から成るものであります。第1条で日の丸を国旗と、第2条で君が代を国歌と定めましたが、学校行事や国民生活について、掲揚や斉唱すべき義務をこの法律は課しておりません。ましてや、掲揚に反対したり、歌わなかったりした人に不利益を科すことの規定もどこにもございません。国旗・国歌法が成立したことは申し上げたように事実であります。人々にこれを強要する根拠にあり得ないこともまた述べたとおりであります。

法律制定時、首相であった小渕恵三氏は、1999年6月29日の衆議院本会議において、我が党の志位和夫氏の質問に、次のように答弁しています。国旗及び国歌の強制についてお尋ねがありました。政府としましては、国旗・国歌の法律化に当たり、国旗掲揚に関し義務づけなどを行うことは考えておりません。したがって、現行の運用に変更が生ずることにならないと考えています、このように明確にしております。強要しないことを国民に明らかにいたしました。

東京都教育委員会委員を務める米長邦雄氏、これは将棋士ですね、は、2004年秋の園遊会に招待された席に、明仁天皇の前で、日本じゅうの学校において国旗を掲げ、国歌を斉唱させることが私の仕事でございますと発言を行いました。これに対して天皇は、やはり強制になるということでないことが望ましいですねとお言葉を返されたと言われられております。これは、フリー百科事典ウィキペディアという出典によるものであります。天皇の発言がこのことの本質をいみじくも明朗にしているのではないのでしょうか。

国旗・国歌の法制化には、もともと国論を二分する幾つかの重要な問題点がありました。アジア太平洋戦争の日本の侵略のシンボルであった日の丸、君が代が日本の日本国憲法、民主憲法のもとで国旗・国歌としてふさわしいのか。君が代の歌詞は、国民主権原理をとる日本国憲法に合致して

いるのかなど、今日でも日本国憲法の整合性に関する幾つかの問題提起があります。

私は小さいころ、あの君が代を千代に八千代に天皇の時代が続くように先生から教わったものがあります。私は戦後教育でありましたが、そういうふうに歌詞をなぞらえて教えていただきました。また、この法律制定に当たって、時間、内容とも十分な議論が尽くされ、国民的議論が尽くされたという実感は私にはありません。

オリンピックで優勝選手が日章旗を持ってウイニングランをする姿が見られます。選手の喜びの表情の中には、強制された姿はありません。国旗・国歌については、思想信条、良心の自由に基づいて国民一人一人がみずから考え、みずから判断することが大事であることがいよいよ明瞭ではありませんか。国旗・国歌を国民生活や教育現場で事実上強要するということは、他国の尊重よりも逆に自国旗、自国歌、ひいては自民族を誇り、自分がその一員であることをよりどころを求める民族主義に結びつく危惧を私は感じないわけにはまいらないのであります。

私は、日本で生まれ、日本で育ち、この日本で人生を全うすることになるでしょう。そのことに私は大変大きな喜びを感じています。日本人として生きることの幸せは、家族や隣人、地域社会を大切にし、その一員であることを自覚する日々の生活の中から生まれ、はぐくまれるものであると私は確信するものであります。

陳情者は、午前中、冒頭の発言がありましたが、そうした人々の心情や日々の営みから生まれる価値観、このことよりは、国旗を掲げているかどうか、この行為に意味を見出されているようであります。市議会の議場に国旗を掲げることが日本に生まれた喜びをあらわす象徴的な行為だとは私には考えられないのであります。

この件は、議員の一人一人が十分議論を尽くして、みずからの意思で決定すべき、そういう正確だと私は思います。したがって、私の心情と本陳情とは、以上の点で重大な乖離を持つものであります。よって、議場に国旗掲揚を求める陳情

には反対であります。

○池田滋彦委員長

それでは、これより採決します。

陳情第21号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって、陳情第21号 議場に国旗掲揚を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第22号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

市立高校生の父母負担を軽減し、市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情第22号、23号、24号と一括して意見を述べさせていただきたいと思えます。

市町村においては、知立市は私学の助成金として1万2,000円を一律出してくださるということで、とてもありがたいなと思っております。私立高校も公立高校も同じ学校であり、公教育の場として法律で定められています。公教育とは、公的生活を持つ教育で、国立、県立学校による教育に限らず、公的制度にのっとった私立学校や各種学校も含むということです。ですので、私立だから、公立だからと区別することはいけないというふうなものだと思います。

2010年度より公立高校が無償化され、私立高校には公立と同額の11万8,800円の就学支援金が支給されますが、この額はその人の家族、年収によって変わってきます。したがって、愛知県では実質、無償化されましたが、年収350万円から840万円の家庭の助成金は2万4,000円ということで、公立高校との格差はまた広がっております。公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施されましたが、公立高校の場合は、保護者の所得の制限はありませんが、私学の場合には、保護者の

所得によってその補助額が違うということは遺憾に思います。

知立政策研究会としましては、すべての子供が親の所得にかかわらず授業料助成を受けることができますように、知立市の場合にはもうちょっと増額していただき、愛知県、国に意見書の提出を求めこの陳情書に賛成といたします。

○三浦委員

それでは、陳情第22号、23号、24号について、関連しますので、あわせて賛成の討論をさせていただきます。

陳情第22号及び2件は、ともに私立高校の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するよう、国、県及び知立市に授業料助成の拡大を陳情するものであります。

現在、公立高校の平均学費が53万円、私立高校の平均学費が120万円と言われております。そんな中、当知立市は、月額1万2,000円の助成をしております。国は所得に応じ年額12万円から24万円の助成、県が所得に応じ11万円から15万円の助成をしております。しかし、国の高等学校等、就学支援金については、政府の方針もまだ定まらないのが現状です。県の助成においても深刻な財政難を理由に予算が大幅に縮小されております。

公立高校との格差を少しでもなくせるよう、知立市においては約400人の私立高校生に支給されている、平成20年より続いている助成補助金、月額1万2,000円の増額と、国に対しては、就学支援金の一層の拡大を、また県に対しては、授業料助成のさらなる拡大をお願いし、陳情第22号に対する賛成の討論とさせていただきます。

○杉山委員

陳情第22号、23号、24号、一括して賛成の立場で読ませていただきます。

現在、陳情者にもありますように、私立学校は国公立とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っております。国においても、学費の格差是正を目的とした援助金が出ておりますけれども、今日に至るまで、政府でのこの高校無償化の方針のもと、公立と私学との差額が

なお一層開いてまいりました。今なおこの私学の生徒の保護者、また高い学費での公私間の格差は強いられております。こういった中で、生活の大変な中での公立からまた私学へという思いの中で親御さんたちの思いがここから感じられます。私学と公立とのこの同様な公の教育という担う教育機関である立場から、独自のやはり父母負担の軽減と、また教育改革を願う広範なこの父母、国民の要求にこたえて、今回の陳情3件に対して賛成の立場とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第22号、23号、24号は関連する内容となっておりますので、一括して採択の立場で討論させていただきます。

愛知県は、高校生の3人に1人が私学で学んでおり、公教育の重要な役割を担っております。しかし、学費の公私格差は大きく、初年度交付金を見ても、私学は63万円を超え、父母の負担はますます過剰なものとなっております。

教育の機会均等と自治体の役割について、教育基本法第4条にすべての国民は等しく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなくてはならず、人種、心情、性別、社会的身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されないとあります。また、国及び地方公共団体は、能力が有するものにもかかわらず、経済的理由により就学困難なものに対して奨学の措置を講じなければならないとしております。私立学校の有する性質及び学校教育において果たす役割をかんがみ、国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ助成、その他適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければなりません。

当市の私立高校、学校等授業料補助支給額は、所得制限なしということで1万2,000円支給されており、碧南市、西尾市と同条件、同額支給となっております。所得制限などに違いはあるものの、刈谷市、安城市では1万8,000円が、豊田市では1万5,000円の支給となっております。しかし一方、岡崎市では平成22年度に制度を廃しております。こうしたことから、陳情第22号、23号、24号、

私立高校の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するため、国、県、市への私学助成の拡大を求める陳情につきましては、採択とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員

陳情第22号、23号、24号について、それぞれ賛成をいたします。その理由を申し上げます。

る言われておりますように、本来、学校は公私を問わず、だれもが自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することこそ教育の基本原則であると考えます。したがって、民主党が高校無償化を打ち出したその傍らで、きょう午前中にお話がありましたように、むしろ私学との公私格差が拡大したと、このように言われております。そういう中で、知立市が単独で行っております市独自の私学助成制度、これを維持し、拡充すること、この願意の22号は大いに推進すべきだと思います。

また、私学にも就学支援金が支払われておりますので、本来、愛知県の授業料補助制度にこれが加算されれば、父母負担はかなり軽減されるはずであります。しかしながら、愛知県が深刻な財政難を理由に予算の大幅な削減をしたため、公私負担は逆に拡大しているという実態も明らかになりました。愛知県当局は、この点で国からの支援金を加算した私学助成の充実及び経常費助成についても、国基準単価を土台にした見直しが強く求められるところであります。

そして国に対しては、高校無償化によって、私立高校生徒の募集難にあえいでいる実態が明らかになっております。私学本来のよさを損なわない、この状況を継承すべきであります。このままでは、私学の存在そのものが危うくなるおそれが広がっております。

したがって、陳情で述べられておりますように、私学支援金及び経常費補助の一層の拡充、さらには国庫負担制度並びに地方交付税交付金の充実を求めていらっしゃる、まさに同感であります。

以上の理由によって、3件は採択すべきものだ

といたします。

以上です。

○池田滋彦委員長

陳情第22号、23号、24号を一括にて意見をいただきました。これより採決します。

陳情第22号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、陳情第22号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第23号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

意見をいただきましたので、これより採決いたします。

陳情第23号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、陳情第23号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第24号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

意見をいただきましたので、これより採決いたします。

陳情第24号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、陳情第24号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま、陳情が採択された件に伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第20号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の意見書の

案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

陳情第23号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書、案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

陳情第24号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書、案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長、議長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の案文につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後10時53分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長